



いわぎんレポート
2019

岩手銀行ディスクロージャー誌
〈資料編〉

The Bank of Iwate, Ltd.
Report 2019



プロフィール

当行の経営理念

地域社会の
発展に
貢献する

健全経営に
徹する

行章



岩手の「岩」を図案化し、
融和と発展を簡明に象徴したものです。

プロフィール

創 立	— 1932年5月2日
本店所在地	— 盛岡市中央通一丁目2番3号
総 資 産	— 3兆5,077億円
預 金 等	— 3兆2,268億円
貸 出 金	— 1兆7,993億円
資 本 金	— 120億円
発行済株式数	— 18,497,786株
自己資本比率	— (単体)11.87% (連結)12.24% (国内基準)
発行体 格 付	— A- (株格付投資情報センター)
従 業 員 数	— 1,452名
店 舗 数	— 108カ店 岩手県内……90 (営業部・支店89、出張所1) 岩手県外……18 (営業部・支店18)

(2019年3月31日現在)



目次

中期経営計画の達成に向けた取組み	01
2018年度の営業概況	02
コーポレート・ガバナンスへの取組み	04
コンプライアンス(法令等遵守)の徹底	05
リスク管理態勢	08
資産の健全性確保に向けて	11
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14
地域のESG課題への取組み	23
当行の沿革	25
主要な業務内容	26
当行の役員	26
組織と従業員の状況	27
グループ企業	28
店舗一覧	29
主要な経営指標等の推移	31
連結財務諸表	32
財務諸表	42
資本・株式	47
損益の状況・諸比率	48
貸出金	50
預金	53
証券業務等	55
デリバティブ取引情報	59
オフバランス取引情報・内国為替取引・外国為替取引	61
バーゼルⅢ 第3の柱に関する告示に基づく開示	62
報酬等に関する開示事項	76
索引	77

本冊子は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
●諸計数は原則として単位未満を切り捨てています。
●構成比は100に調整しています。

[中期経営計画の達成に向けた取組み]

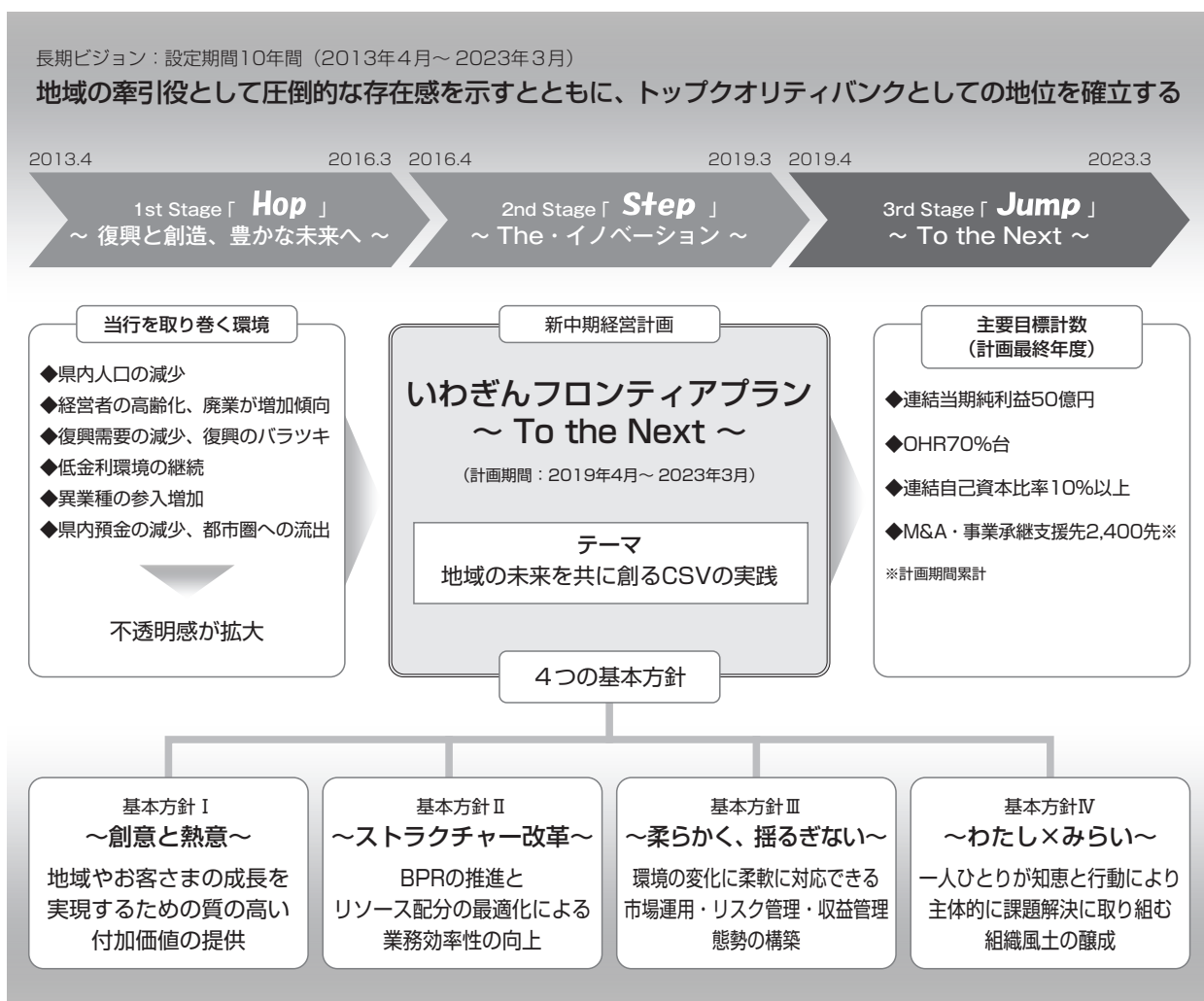
■新中期経営計画の概要

当行では2019年4月より、計画期間を4年とする新中期経営計画(以下、新中計)「いわぎんフロンティアプラン ~To the Next~」を策定いたしました。新中計は長期ビジョンである「地域の牽引役として圧倒的な存在感を示すとともに、トップクオリティバンクとしての地位を確立する」の総仕上げの期間とともに、新たなビジョンに向けた準備期間と位置づけます。

そのうえで、本計画では、「地域の未来を共に創るCSV(Creating Shared Value)の実践」をテーマに掲げ、地域が抱えるさまざまな課題に正面から向き合い、その解決に取り組んでいくことで、地域と当行にとっての共通価値を創造し、ともに成長していくことを目指してまいります。

当行を取巻く環境は、地域の人口減少や後継者不足などの地域経済の縮小に加え、マイナス金利政策の継続や異業種との競合など、不透明感が増えています。このような状況に対峙し、営業基盤である地域との共存共栄を実現するため、計画に基づく各種施策の遂行に役職員が一丸となって取り組んでまいります。

なお、新中計の体系図は以下のとおりです。



■主要計数目標

指標計数	最終年度(2022年度)
連結当期純利益	50億円
OHR	70%台
連結自己資本比率	10%以上
M&A・事業承継支援先数	2,400先※

※計画期間累計

[2018年度の営業概況]

経済金融情勢

2018年度の国内経済につきましては、年度前半は個人消費が持ち直したほか設備投資も増加するなど緩やかな回復の動きが続く展開となった一方で、相次ぐ自然災害などの影響により7月から9月期の実質GDPはマイナス成長となりました。年度後半については、米中両国による貿易摩擦など世界経済の情勢にやや不透明感が漂いましたが、設備投資と個人消費を牽引役として緩やかな回復の動きが継続しました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県内経済については、企業における生産の抑制や公共投資の弱さなどが懸念されましたが、全体としてみれば緩やかな回復の動きとなりました。生産活動は、食料品が足許で弱含みとなりましたが、生産車種の増加に伴い主力の輸送機械が大幅な伸びとなったほか、電子部品・デバイスも増産基調で推移しました。公共投資は、道路改良工事などがあったものの、前年の反動などからマイナス傾向が続きました。設備投資は、年度前半は大規模な機械・装置の更新などを要因に前年を上回りましたが、年度後半が前年比マイナスとなるなど、全体ではほぼ前年並みとなりました。住宅投資は、主力の持家が増加したほか、貸家や分譲住宅もプラス基調となりました。個人消費は、年度前半に足踏み感がみられたものの、乗用車新車登録台数が比較的高い伸びとなるなど概ね持ち直しの動きとなりました。

金融市場においては、日経平均株価の上昇等を背景に本邦金利に上昇圧力が掛かる場面もありましたが、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続により概ねゼロ%程度で推移しました。当年度末における短期金利(無担保コール翌日物)は△0.060%、長期金利(新発10年国債)は△0.095%となりました。

当連結会計年度における主要施策

当事業年度は、2016年度から2018年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン2nd stage～The・イノベーション～」の最終年度として、地域の中小企業の皆さまを中心としたお取引先企業の業績の改善や向上に向けた各種支援のほか、個人のお客さまに対しては安定的な資産形成や利便性向上に向けた商品・サービスの提供に注力してまいりました。また、震災復興からのさらなる発展へ向かう取組みを支援するとともに、地域の次世代を支える新たな産業の育成・振興にも取り組んでまいりました。

地域の経済活性化への取組みとしては、企業の事業内容や成長可能性を適切に把握し、ライフステージに応じて経営課題の解決策を提案する事業性理解の取組みにより、地域のお取引先企業との関係性強化に努めています。また、新設した「いわて飛躍応援ファンド」をはじめとする各種ファンドにより、円滑な資金調達を支援したほか、販路の開拓・拡大、輸出などの海外展開を支援するため、「Netbix商談会」などの各種商談会や「Netbix台湾ビジネスツアー」を開催してお取引先企業のビジネスチャンスの創出に取組みました。加えて、お取引先企業の外国人技能実習制度の活用に関する支援強化を目的として、専門機関と「連携に関する覚書」を締結して

ます。

岩手県内は経営者の高齢化や後継者不足、加えて事業所数の減少が課題となっていることから、地域の産業や雇用を守るための事業承継やM&Aニーズに積極的に取組むとともに、「いわぎん次世代経営塾」の運営や「リエゾン-I 研究開発事業化育成資金」の贈呈事業などにより、地域に新たな雇用を創出する起業・創業についても後押ししています。

商品・サービスにおける、事業者の皆さまの利便性向上に対する取組みとしては、当行が青森銀行、秋田銀行および山梨中央銀行と共同で構築した金融サービスプラットフォーム上で「電子交付サービス」の提供を開始しました。このサービスは利用者が一つの画面で複数の金融機関や企業から帳票データを受け取り、また管理することを可能とするものです。

個人のお客さまに対しましては、各種モバイル送金・決済サービスおよび電子マネーに当行の預金口座から即時にチャージできるサービスを拡大したほか、お客さまに当行の様々な情報を発信するため、「LINE@」公式アカウントの開設や「SMS(ショートメッセージサービス)」の取扱いを開始しました。また、2019年4月から、スマートフォン向けアプリの「いわぎんアプリ」において個人間送金サービス(名称:「オクロット!」)の提供を開始しております。なお、個人間送金サービスを搭載したアプリの提供は、地方銀行としては全国初となります。

東日本大震災からの復興に向けた取組みについては、震災から8年が経過しましたが、被災された事業者の多くが販路の喪失や業績の悪化などの課題を抱えていることから、ビジネスマッチングなどの本業支援や各種ファンドによる投融資のほか、財務支援アドバイスなど、事業再建から再建後のフォローアップまで、きめの細かい支援活動を行っております。また、岩手産業復興機構などが事業再建支援のために買い取りした債権の一括返済に必要な資金を融資するエグジティブファイナンスなど、2重ローンからの出口支援にも取り組んでおります。

震災後における地域のお取引先企業の大規模地震リスク対策および事業継続計画支援としては、引き続き、震災時元本免除特約付き融資「バックアップ・プラン」を取扱いして、発生自体を避けることができない震災への対策強化を進めています。

地方創生の取組みについては、いわぎん寄付型ローン「エールいわて」を創設し、貸出金利収入の一部を岩手県が推進する事業へ寄付しています。なお、寄付型ローンの取扱いは東北地方の金融機関では初めてとなりました。また、今年開催されるラグビーワールドカップ釜石開催の応援を目的として、新たに投資信託商品の募集を開始し、ご購入していただいた金額の一定割合相当額を「釜石市ラグビーこども未来基金」に寄付することとしました。

地域のインバウンド対策としては、岩手県内27市町村と締結した地方創生に関する連携協定に基づく取組みの一環として、ラグビーワールドカップの会場となる釜石市鶴住居地区とその近隣市町村を会場とした、外国人留学生によるモニターツアーを開催しました。また、外国人観光客などに対するキャッシュレス環境整備に向けた取組みとして、専門企業とキャッシュレス関連サービス普及に関して連携を

行い、岩手県内の観光消費の拡大と観光地域づくりに積極的に協力しております。

社会貢献活動としては、国の重要文化財に指定されている「岩手銀行赤レンガ館」を地域の皆さまにコンサートや展示会等でご利用いただくなど、地域の賑わい創出や文化振興活動に取り組んでおります。また、二戸市内に当行が管理する漆の林(愛称:「いわぎん漆の郷」)を所有して、漆の苗木の植栽や保全を行うなど、地域ブランドを守る・育てる活動を続けております。

店舗施策としては、店舗の老朽化に伴い山目支店(旧山目町支店)、湊支店および種市支店を移転開店しました。また、効率的な営業体制を構築し、お客さまへより一層質の高い金融サービスを提供するため、一関西支店を山目支店内へ、北上駅前支店を北上支店内へ、惣門支店を中ノ橋支店内へ、それぞれ「支店内支店」方式による統合を行いました。

ATMサービスについては、当行ATMを利用した即時振込の時間帯を拡大したほか、コンビニATMによる即時振込を24時間可能とするなど、より便利にご利用いただける機能を充実しております。

当行は2018年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、取締役会における監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの一層の充実と企業価値の向上に取り組んでおります。

以上のような施策のもと、営業活動および地域貢献活動に取り組んだ結果、当行の業績は次のようになりました。

預金等(譲渡性預金を含む)は、法人預金や個人預金が増加したものの、復興関連資金の取崩しを主因として公金預金が減少したことから、当年度中626億円減少し、当年度末残高は3兆2,175億円となりました。

預り資産は、保険や公共債の残高が増加したことから、当年度中158億円増加し、当年度末残高は3,337億円となりました。

貸出金は、地方公共団体向け貸出が減少したものの、中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したことから、当年度中424億円増加し、当年度末残高は1兆7,950億円となりました。

有価証券は、国債等の運用残高が減少したことから、当年度中798億円減少し、当年度末残高は1兆2,190億円となりました。

収益動向をみますと、経常収益は、利回りの低下により貸出金利息などの資金運用収益が減少したものの、株式等売却益などのその他経常収益が増加したことなどにより、前年度比13億52百万円増収の485億20百万円となりました。

経常費用は、営業経費が減少したものの、貸倒引当金繰入額などのその他経常費用が増加したことなどにより、前年度比33億6百万円増加の421億91百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比19億54百万円減益の63億29百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比13億37百万円減益の41億86百万円となりました。

配当政策

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図るなかで、将来の事業計画に必要な投資資金として活用し、企業価値の一層の向上に努めていく所存であります。

当事業年度の配当におきましては、中間配当として1株につき普通配当35円を実施し、期末配当として1株につき普通配当35円を実施することといたしました。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)
2018年11月9日 取締役会決議	627	35
2019年6月21日 定時株主総会決議	627	35

当行の業況(単体)

預金等(譲渡性預金を含む)は、法人預金や個人預金が増加したものの、公金預金が増加したことから、前期末比622億円減少し、期末残高は3兆2,268億円となりました。また、貸出金は、地方公共団体向け貸出が減少したものの、中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したことから、前期末比433億円増加し、期末残高は1兆7,993億円となりました。有価証券は、国債などの運用残高が減少したことから、前期末比796億円減少し、期末残高は1兆2,219億円となりました。

なお、総資産は前期末比468億円減少の3兆5,077億円となりました。

損益につきましては、経常利益は前期比15億99百万円減益の64億18百万円、当期純利益は、同10億5百万円減益の44億69百万円となりました。

[コーポレート・ガバナンスへの取組み]

■基本的な考え方

当行は、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」という創業以来の経営理念のもと、経営環境が激変する中においても、地域のリーディングバンクとしてお取引先や株主の皆さまをはじめ、すべてのステークホルダーの負託にこたえていくために、自己責任に基づく経営の徹底はもとより、経営の透明性の向上や監督機能の強化など、高い水準でのコーポレート・ガバナンスの確立を目指しています。

■コーポレート・ガバナンス体制

当行は、2018年6月22日開催の定時株主総会における定款変更の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会設置会社への移行により、社外取締役が過半数を占める監査等委員会の設置や、監査等委員である取締役が取締役会における議決権および役員人事に関する意見陳述権を有すること等を通じた監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、さらなる企業価値向上に取り組んでおります。

■取締役会

取締役会は、監査等委員以外の取締役10名(うち社外取締役3名)、監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)の計15名で構成されています。なお、現在の取締役会全体に占める社外取締役の割合は40%であり、また、女性の社外取締役が2名選任されています。

■監査等委員会

監査等委員である取締役は、取締役会での議決権

を有しており、監査権限に加え業務執行の一部も担っています。監査等委員会は内部監査部門および会計監査人との連携を深め監査品質の維持・向上を図っているほか、常勤の監査等委員を置くことや補助スタッフの配置により、実効的かつ効率的な監査を実施しています。

■常務会およびコンプライアンス委員会

取締役会からの委任事項を協議・決定する機関として、常務会とコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス重視の体制強化を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議については、常務会に代わってコンプライアンス委員会が行っています。

■指名・報酬諮問委員会

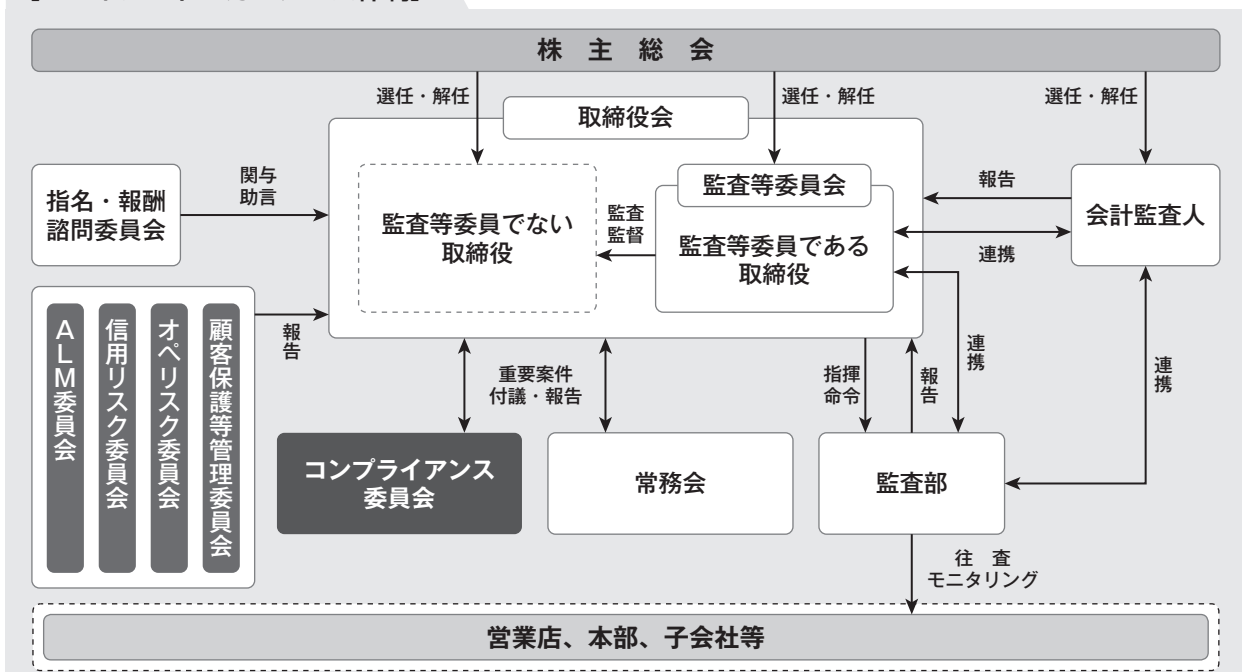
取締役の指名・報酬の決定に関する透明性や客観性の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。委員会は社外取締役が過半数を占めるよう、その構成を代表取締役2名と社外取締役3名(監査等委員でない取締役)の計5名とし、委員長を社外取締役とする旨を規定しています。

■情報開示活動の充実

当行では、法令等に基づき、適時、正確な経営情報の開示に努めているほか、インターネットホームページでも有益な情報がタイムリーにご覧いただけるよう、内容の充実を図っています。

また、お取引先や市場からの信認をいただくための投資家向け広報活動(IR)や、地域のお客さま向けの広報活動(CR)にも積極的に取り組んでいます。

[コーポレート・ガバナンス体制]



[コンプライアンス(法令等遵守)の徹底]

■基本的な考え方

コンプライアンスとは、各種法令はもとより、広く倫理や道徳を含む社会規範等を遵守することです。

信用の担い手としての社会的責任と公共的使命が求められる銀行においては、役職員一人ひとりが各種法令を厳格に遵守するとともに、高い倫理観をもって職務を遂行していかなければならないと考えています。

こうした認識のもとに、当行ではコンプライアンスを最高の道徳律として「コンプライアンス(法令等遵守)の徹底」を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、コンプライアンス態勢の確立に取り組んでいます。

■コンプライアンス体制

コンプライアンスの組織体制としましては、本邦内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の整備や遵守状況の把握に努めています。また、リスク統括部内にコンプライアンス室を設置して法務関連事項の一元管理を行っているほか、本部各部および営業店全店に法令遵守担当者を配置し、コンプライアンスの徹底と法令違反等の事前察知・防止に取り組んでいます。

また、当行の研修体系にコンプライアンス研修を組み入れ、階層別・業務別研修会などで法令等遵守の実践に向けた意識の醸成に取り組んでいます。

■具体的な取組み

コンプライアンスを実現するための個々の施策は、具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」に定めています。また、法令等遵守規程において法令等遵守方針や行動基準を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示したコンプライアンスマニュアルを作成し、これらを一体として登載した「当行のコンプライアンス」を全役職員に配付して法令等遵守に取り組む手引書としています。

■顧客保護・個人情報保護への取組み

当行では、顧客保護等に係る業務の適切性および十分性を確保するため、各業務横断的な顧客保護等に関する基本方針を定め、実効性のある顧客保護等管理態勢の整備・確立に向けた取組みを進めています。

また、個人情報保護法を遵守するため、個人情報保護宣言に基づき、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めています。

具体的には、顧客保護等管理委員会を設置し、下記項目の状況についての確かな把握と、管理態勢の充実に取り組んでいます。

- 投資信託や年金保険などのリスク性商品の販売に際しての顧客説明
- お客さまの相談・苦情等の受付
- お客さまの情報の管理
- 当行業務の外部委託の管理
- 利益相反の恐れのある取引の適切な管理

なお、お客さまからの相談・苦情等につきましては、法的制度である金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)に基づいて、適切に対応しています。

【金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)とは】

お客さまと金融機関との間で生じる紛争を解決するため、裁判外において簡易かつ迅速に解決する制度です。銀行の場合、全国銀行協会が指定紛争解決機関として中心的な役割を担うほか、全国銀行協会に持ち込まれた苦情・紛争に対し、銀行は適切・適正に対応する義務があります。

■反社会的勢力排除への取組み

当行では「行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを掲げ、反社会的勢力による不当要求には一切応じないほか、不正な資金獲得などを未然に防止するため、本部・営業店一体となって同勢力との関係排除に取り組んでいます。

具体的には、2007年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、預金規程、各種約定書等に暴力団排除条項を導入しているほか、警察機関及び弁護士等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力との取引を排除するための体制を強化しています。また、反社会的勢力排除に係る対応状況等については、コンプライアンス委員会および取締役会に協議・報告する体制を整備しています。

金融商品の販売等に係る勧誘方針

私たち岩手銀行では次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な金融商品の勧誘に努めます。

- お客さまの投資目的、知識、経験、財産の状況等を踏まえ、お客さまにふさわしい商品の提供に努めます。
- 商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断でお決めいただきます。その際に、商品に関する情報の提供に努めるほか、商品が有するリスク内容等の重要事項を十分にご理解いただけるように、わかりやすい説明に努めます。

- 当行からの訪問や電話による金融商品の勧誘、販売は、お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑となる場所では行いません。
- 誠実・公正な勧誘、販売を心がけ、断定的な判断や事実と異なる情報の提供により、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- 商品広告にあたっては、商品内容の重要事項の説明を必ず掲載するほか、お客さまがわかりやすい説明に努めます。

保険募集に関する基本方針(募集指針)

当行では、お客さまの幅広いニーズにお応えしていくために各種保険を取り扱っていますが、これらの保険商品をお客さまに対してお勧めする際には、各種法令等を遵守し公正な保険募集に努めて参ります。

<当行が募集を行う保険商品について>

- 当行が保険募集を行う際は、保険商品の引受保険会社名をお客さまに明示いたします。
- 保険契約はお客さまと保険会社とのご契約となることから、保険契約の引受や保険金等の支払いは保険会社が行うことについて、また、引受保険会社が経営破たんした場合の取り扱い等の保険契約に関するリスクについて、保険募集時に適切にご説明いたします。
- 当行は複数の保険商品を取り扱っていますので、当行の取扱商品の中から、お客さまに適切に商品をお選びいただけるよう、その商品名称・引受保険会社名や商品内容等の情報提供を行います。

<当行の販売責任について>

- 当行は、法令等を遵守した募集を行うよう努めていますが、万一、説明義務違反等の法令等に違反する保険募集を行ったことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当行が募集代理店としての販売責任を負います。

<保険募集に関する制限について>

- 保険契約者・被保険者になるお客さまが次の①または②のいずれかに該当する場合には、当行では法令等により制限の課せられている一部の保険商品を原則としてお取扱いきることができません。

①法人・その代表者・個人事業主に対し当行が事業性資金の融

資を行っている事業者(以下「事業性資金の融資先」)である当該法人・その代表者・個人事業主の方

②当行の「事業性資金の融資先」(従業員数が50名以下)に勤務されている役員・従業員の方

<ご契約後の当行の対応について>

- 当行は、ご加入いただいた保険契約について、ご契約後も適切に対応いたします。なお、内容によっては、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ、対応させていただく場合があります。

●ご契約後に当行が行う業務は以下のとおりです。

- ①保険契約の内容についてのご照会への対応
- ②保険契約に関するお客さまからの苦情・ご相談への対応
- ③保険金のお支払いなどを含む各種手続き方法に関するご案内等

- お客さまからの苦情・相談の連絡先については以下のとおりです。

お客さま相談センター フリーダイヤル0120-064626

- また、保険募集時のご説明内容やご契約締結後におけるお客さまとの面談記録等を、ご契約期間中にわたって適切に管理し、お客さまのご要望にお応えできるよう努めて参ります。

<全国銀行協会相談室について>

- 全国銀行協会相談室は、銀行に対する苦情・ご意見やご相談等を受け付けるための窓口として、全国銀行協会が運営している指定紛争解決機関です。

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号0570-017109または03-5252-3772

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当行は、お客さまからのご信頼にお応えし、次の方針に基づき個人情報の適切な利用と厳正な管理に徹することを宣言いたします。

1. 法令等の遵守

当行は、個人情報保護に関する関係法令および関連するその他の規範を遵守いたします。

2. 個人情報の取得・利用

(1)当行は、個人情報の利用目的について、当行ホームページに掲載するとともに、店頭においても書面を備付けして公表しています。

(2)当行は、お客さまの個人情報を適正かつ適法に取得し、法令等により認められる場合を除き、公表している利用目的の範囲内で取扱いたします。また、お客さまの同意を得ることなく目的外での利用は行いません。

(3)当行は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

(4)当行は、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

- ①預金口座のご新規申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合(ご本人からの申込書等の書面の提出、ご本人からのWeb等の画面へのデータ入力)
- ②各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から、個人情報が提供される場合

3. 個人情報の管理

当行は、お客さまの個人情報の漏えい、紛失、き損および不正アクセス等を防止するため、適切な安全管理措置を講じてまいります。

4. 個人情報の第三者への提供

当行は、お客さまの同意を得ている場合及び法令等により認

められている場合を除いて、お客さまの個人情報について第三者への提供は行いません。

5. 個人情報の取扱いの委託

当行では、例えば、以下のような場合に、個人情報の取扱いの委託を行っています。

- (1)定期預金満期のお知らせや投資信託の取引残高報告書などの取引明細通知書等の発送に関わる事務
- (2)外国への仕向送金等の外国為替等の対外取引関係業務
- (3)ダイレクトメールの発送に関わる事務
- (4)情報システムの運用・保守に関わる業務

6. 個人情報保護に対する継続の見直し

当行は、お客さまの個人情報の適切な保護と利用を図るため、個人情報保護に対する取組みを継続的に見直し、改善を進めてまいります。

7. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

(1)当行は、お客さまからご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止等のご請求があった場合、当行所定の手続にしたがって、適切に対応いたします。

(2)当行は、個人情報の開示・訂正・利用停止等のご請求にかかる手続きについて、当行ホームページに掲載するとともに、店頭においても書面を備付けして公表しています。

(3)当行は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、ご本人より中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

8. お問い合わせについて

当行は、個人情報の取扱いに関するお客さまからのご意見・ご要望について、速やかに対応いたします。

<お問い合わせ先>

〒020-8688 盛岡市中央通一丁目2番3号

岩手銀行 お客さま相談センター

フリーダイヤル0120-064626(受付時間：平日9:00～17:00)

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

株式会社若手銀行(以下「当行」といいます。))は、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」という経営理念に基づき、お客さまから信頼され続けられる銀行となるために、金融商品にかかる業務運営について、以下の取組方針を定め、「お客さま本位の業務運営」を実践してまいります。

この方針は、より良い業務運営を実現するために定期的に取組状況を検証したうえで改善に向けた見直しを行い、「お客さま本位の業務運営」の徹底を目指します。

1. お客さまの最善の利益の追求

当行は、金融商品にかかる高度な専門性や職業倫理を身につけるよう努めるとともに、お客さまに対して誠実・公正に業務を遂行し、「お客さま本位の業務運営」が企業文化として定着するよう努めます。

また、以下の施策を通じてお客さまの最善の利益の追求に努めます。

- ・お客さまの多様な運用ニーズに応じた商品ラインナップの構築および新たな金融商品・サービスの導入、見直しに努めます。
- ・お客さまに最適な金融商品を提供するため、コンサルティング手法の高度化に努めます。
- ・お客さまの利便性を追求するため、金融商品の販売チャネルの多様化や質の高いサービスの提供に努めます。
- ・お客さまの安定的な資産形成をお手伝いするため、長期・積立・分散投資のご提案に努めます。
- ・税制面から優遇される少額投資非課税制度(NISA)のご提案に努めます。

2. 利益相反の適切な管理

当行は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を特定して分類し、対象取引の管理方法、管理体制、管理の対象となる会社の範囲を明確にしたうえで、お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、適切な管理に努めます。

3. 手数料等の明確化

当行は、お客さまのご意向に沿った金融商品を適切なコストで提供する観点から、各種手数料の透明性向上を図るとともにお客さま目線で分かりやすい手数料体系の情報開示に努めます。

また、金融商品の頻繁な乗換え(解約と取得を併せて行うこと)は、お客さまが本来享受すべき運用成果が手数料負担により相殺される可能性があるため、乗換取引にかかる勧誘販売プロセスの適切性を検証するとともにお客さまのご意向や最善の利益にかなう勧誘販売態勢の構築に努めます。

4. 重要な情報の分かりやすい提供

当行は、お客さまに最適な金融商品をご選択いただけるよう、重要な情報を分かりやすく丁寧に説明するとともにご提案する金融商品の特性に応じて、適切かつ十分な情報提供に努めます。

また、以下の施策を通じて重要な情報の分かりやすい提供に努めます。

- ・金融商品の勧誘販売を行うに際しては、基本的な商品の仕組み、リスクとリターン、取引条件その他お客さまの投資判断に重要な影響を及ぼす情報の提供に努めます。
- ・お客さまの金融知識、投資経験、財産の状況および投資目的などの情報を適時適切に把握し、お客さまのニーズやご意向を踏まえた最適な金融商品の情報提供に努めます。
- ・複数の金融商品をパッケージにした商品(外貨建一時払保険等)の勧誘販売を行うに際しては、運用対象として比較可能な他の取扱金融商品について諸条件(商品性・リスクとリターン・手数料等)を含めてご提案することで、お客さまにとって最も有効な運用方法をご判断いただけるよう情報提供に努めます。
- ・お客さまの金融知識や投資経験を踏まえ明確で分かりやすく誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供に努めます。
- ・仕組みが複雑またはリスクの高い金融商品の勧誘販売を行うに際しては、リスクとリターンの関係など基本的な仕組みを含め、より丁寧な情報提供に努めます。
- ・お客さまの投資判断に重要な影響を及ぼす情報について

は、特にご留意していただけるよう丁寧な説明に努めます。

- ・同種のアセットクラス(同じようなりスク・リターン特性を持つ資産の種類)を運用対象とする金融商品について、お客さまの比較が容易となるようご提案するほか、ご提示する参考資料等についてもより分かりやすい記載内容となるよう努めます。
- ・各種金融商品をご購入いただいた後もお客さまの運用状況や市場動向など投資判断に重要な影響を及ぼす情報を提供するなど、お客さまに寄り添った適時適切なアフターフォローの充実に努めます。

5. お客さまにふさわしいサービスの提供

当行は、お客さまの金融知識、投資経験、財産の状況および投資目的などの情報を適時適切に把握し、お客さまのニーズを踏まえ、以下の施策を通じてお客さまにふさわしい金融商品・サービスの提供に努めます。

- ・仕組みが複雑またはリスクが高い金融商品については、その商品特性やお客さまの属性を踏まえ、お客さまにとってふさわしい金融商品・サービスをご提案するよう事前に勧誘販売の適切性を判断します。なお、当行の判断により、特定の金融商品・サービスのご提案を控えさせていただく場合があります。
- ・当行が想定するお客さまにとって、投資対象としてふさわしい金融商品であるか、期待リターンに比して商品特性、リスク、手数料水準等との兼ね合いから合理性を有する適正な内容であるか、事前検証を行ったうえで取扱金融商品・サービスを選定します。
- ・ご高齢のお客さまには、商品性やリスクを十分にご理解いただくために、より丁寧に分かりやすく説明するほか、ご家族も含め十分にご理解ご納得いただけるよう努めます。
- ・金融知識や投資経験の少ないお客さまには、商品性やリスクを十分にご理解いただくために、より丁寧に分かりやすく説明するほか、お客さまのご意向を踏まえた金融商品・サービスを提供するよう努めます。
- ・お客さま本位のコンサルティングに必要な知識・スキルを従業員が習得できるよう、充実した行内教育・研修を実施します。
- ・お客さまの金融リテラシー(金融に関する知識や情報を正しく理解し主体的に判断できる能力)の向上に資するため、各種セミナーの開催および運用情報やマーケット情報の提供に努めます。

6. 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等

本方針を促進するように設計された報酬・業績評価体系を整備するとともに、従業員研修その他の適切な動機づけの仕組みや適切なガバナンス体制の整備に努めます。

また、以下の施策を通じて本方針が当行の規範として浸透するよう努めます。

- ・常にお客さまの最善の利益を追求し、誠実・公正に業務を遂行するよう、行内教育・研修プログラムを整備します。
- ・お客さまの中長期の資産形成とライフプランの実現に向け、預り資産残高の拡大と資産形成層の裾野拡大を重要な指標として位置付け、お客さま本位の業務運営を浸透させるとともに従業員の適切な動機づけとなる業績評価体系を整備します。
- ・お客さまからのご意見やご要望を幅広く真摯に受け止め経営に生かす取組を推進し、お客さま満足度の向上を図ります。
- ・お客さま目線による高品質な接遇の提供を目指し、営業店の接遇状況について外部機関によるモニター調査等を行い、その実践度合いを検証するとともに営業店の業績評価に反映させていきます。
- ・ご高齢のお客さまや評価損を抱えているお客さまなど一定の条件に該当するお客さまに対するアフターフォローを推進し、その実施状況を検証するとともに営業店の業績評価に反映させていきます。

2017年6月8日 制定

[リスク管理態勢]

■リスク管理に対する基本的な考え方

当行は、リスク管理にあたってはコンプライアンス(法令等遵守)が根幹であり、役職員一人ひとりがその重要性を十分に理解することが基本であると考えています。

そして、自らの責任においてリスクを正確に把握・分析し、適切に管理・運営していくことが極めて重要であると認識し、リスク管理態勢の強化・充実に取り組んでいます。

リスク管理態勢を確実なものとするために「リスク管理基本規程」を制定し、統合的リスク管理の基本方針を定めるとともに、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの4つの管理すべきリスクについて、定義、基本方針、責任体制等を明確に定めています。また、各種リスクの統合的管理部署としてリスク統括部を設置し、リスク管理状況のモニタリング等により、リスクの一元的な管理を実施しています。

■統合リスク管理

当行では収益性を向上させるとともに経営の健全性の維持・向上を図るためには、個々のリスクを別々に管理するだけでなく、計量化可能なリスクを一元的に把握し、全行的な観点からリスクの全体像を把握する必要があると考えています。

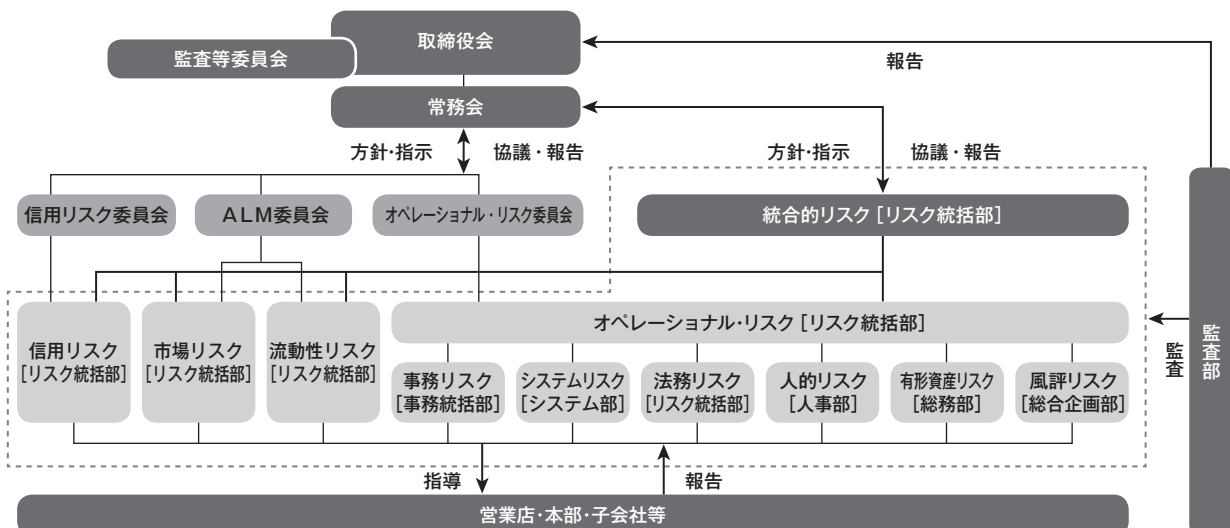
具体的には、每期リスクカテゴリー別にリスク資本を配賦し、経営体力である自己資本の一定範囲内にリスクをコントロールする体制をとっているほか、リスクテイクによるリターンの追求を指向して適切に経営資源の配分を行う統合リスク管理の高度化に取り組んでいます。

[管理するリスクの種類と定義]

信用リスク	信用供与先の財政状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク	
市場リスク	金利リスク	金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の低下ないし損失を被るリスク
	価格変動リスク	有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク
	為替リスク	外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超のポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
流動性リスク	資金繰りリスク	予期せぬ資金の流失等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク
	市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	法務リスク	法令遵守違反や契約不履行の行為等により損失を被るリスク(他のリスクに係るものを除く)
	人的リスク	人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により当行が損失を被るリスク
	有形資産リスク	災害、不法行為により当行の有形固定資産が毀損等により損失を被るリスク
	風評リスク	事実と異なる風説、風評により評判が悪化することなどにより当行の信用が低下し、損失を被るリスク

また、統合ストレス・テストを実施し、計量化が難しいリスクを含めた自己資本充実度の検証を行っています。

[当行のリスク管理体制]



▶ 信用リスク管理

■与信取引に係る信用リスク管理

与信取引を行う際にお客さまの事業内容や財務内容の把握、資金使途、返済財源の確認を十分に行うなど、当行のクレジットポリシー（融資の心がまえ）に沿った基本に忠実な審査を実施しています。

また、ご融資先のリスクを適時適切に把握するため、格付制度を実施しています。この制度は、お取引先を信用力の程度に応じて区分したもので、信用リスクの定量化や与信ポートフォリオ管理などに利用し、金融機関の信用リスク管理を効果的に発揮する仕組みの基礎となっています。

この格付制度や信用リスク定量化システムなどの手法を整備し高度化することにより、的確なプライシングの実現と担保・保証に過度に依存しない融資への取組みを行い、お客さまの資金ニーズに迅速に対応し、地域経済の活性化に寄与することを目指していきます。

さらには、貸出金などの資産の回収の危険性や価

値の毀損の度合いを的確に把握し、適正な償却・引当を行い正確な自己資本比率を算出するための重要な制度として、自己査定を実施しています。自己査定の実施にあたっては、当局の基準に合致した内部規程・基準書を制定したうえで、営業店の一次査定から本部による二次査定と内部監査、そして公認会計士による外部監査に至るまでのチェック体制を構築し、厳正に実施しています。

■市場性取引に係る信用リスク管理

当行では、「市場関連リスク管理規程」を制定し、リスクの分散を基本とする最適な有価証券ポートフォリオの構築を目指すとともに、市場性取引に係る信用リスクについて取引相手別にクレジット・リミットを設定し管理しています。また、投資有価証券のうち事業債の信用リスクについては、推定デフォルト率を用いた「信用リスクの定量化」に取り組んでいます。

▶ ALM(資産・負債の総合管理)

ALMとは、資産(貸出金及び有価証券)と負債(預金等)を総合的に管理し、収益とリスクのバランスを適切にコントロールする管理手法をいいます。

当行では毎月1回ALM委員会を開催し、市場リスク(金利変動により資産価格が減少するリスク)や流動性リスクをモニタリングするとともに、期間損益の状況を把握しています。今後も適切なリスク管理に努めていきます。

■市場リスク管理

調達(負債)と運用(資産)の期間ミスマッチによる金利リスクの分析(金利感応度分析)を基本とし、BPV(ベース・ポイント・バリュー)、VaR(バリュー・アット・リスク)などの手法を用いてリスク量を把握しています。リスク量削減の取組みについては、月次損益、自己資本及び金利予測などに基づき対応を協議しています。また、様々なストレスシナリオにもとづいたストレステストを実施し、不測の事態に備えるほか、バックテスティング等により、リスクの計量化手法や管理方法の信頼性、有効性を定期的に検証しています。

■流動性リスク管理

資金繰りリスク要因分析を定期的に行うとともに、直ちに資金化可能な第一線支払準備や第二線支払い準備の状況をモニタリングし、不測の事態においても対応が可能な流動性を確保しています。

また、万一、資金流失の可能性が高い状況となった場合は、速やかに「緊急時対策本部」を設置し、迅速に対処できるよう体制を整備しています。

用語のご説明

<BPV(ベース・ポイント・バリュー)法>

金利がたとえば10ベース・ポイント(=0.1%)変動した場合に、保有資産・負債の現在価値がどの程度変化するかを計測し、これをリスク管理の指標とする手法です。

<VaR(バリュー・アット・リスク)法>

株式等の資産を一定期間保有したときに、市場が自己に不利な方向に動いた場合の、一定の確率のもとで発生する可能性のある最大損失を、統計的に求める手法です。

▶ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことで、当行では、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクの6つのリスクカテゴリーに分類しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、基本方針等を「オペレーショナル・リスク管理規程」に定めたうえで、各リスク管理所管部署がそれぞれのリスクの特性に応じた管理を実施しているほか、オペレーショナル・リスクの管理部門であるリスク統括部がこれを統合的に管理しています。

また、オペレーショナル・リスク管理に関する協議機関として、「オペレーショナル・リスク委員会」を設置し、リスク顕在化事案の分析やコントロール状

況を評価するとともに、必要に応じ改善策を指示するなど、オペレーショナル・リスク管理の実効性向上を図っています。

オペレーショナル・リスク管理手法としては、CSA(※)を導入し、顕在化しているリスクだけでなく潜在的なリスクに対する予防的なリスク削減活動にも努めているほか、オペレーショナル・リスクの計量化については、粗利益配分手法によりリスク量相当額を計測し、統合リスク管理の枠組みのもと、市場リスクおよび信用リスクとともに管理を行っています。

引き続き、オペレーショナル・リスク管理の実効性をより高めるため、リスク管理のPDCAサイクルを有効に機能させることで、リスク顕在化の未然防止および影響の極小化を図っていきます。

※CSA(Control Self Assessment)とは

銀行業務に内在するリスクを網羅的に洗い出し、発生頻度や損失額等の影響が大きいと考えられるリスクに対する方策を予め講じることにより、リスク事象の発生、損失拡大の未然防止を図る手法。

● リスクカテゴリー別の管理方法

①事務リスク

当行では、業務運営の基本事項であり重要課題でもある「事務の厳正化」「事務事故の未然防止」に向けて、厳正な事務リスク管理態勢の構築に努めています。

具体的には、事務規程に基づいた正確な事務処理を行うため、定期的に事務指導や研修会を実施し事務水準の向上を図っているほか、自店検査、内部監査、お客さまからの問い合わせ等で把握した問題点については、業務プロセスの見直しを行い、適時適切に改善を実施しています。

また、事務事故情報やリスク指標等の収集・分析を行い重要な事務を特定するとともに、脆弱性の高い事務については、システム化や要領の改定を行うなど、事務リスク管理態勢の確立、維持発展を図っています。

②システムリスク

当行では、システム障害情報やリスク指標等の収集・分析を行い、システムの脆弱性を把握するとともに、運用変更やシステム対応等の予防策を講じ、セキュリティレベルの維持・向上に努めるなど、システムリスク管理態勢の確立、維持発展を図っています。

また、情報資産の保護を目的とする「基本方針(セキュリティポリシー)」や「安全対策基準(セキュリティスタンダード)」などを制定するとともに、その安全対策の基準などが計画どおり実施されているかを定期的に評価するなど、情報システム等保護管理体制の整備に努めています。

さらに、当行はサイバーセキュリティに関するリスクを経営課題として認識しており、これに着眼したリスク評価を実施しているほか、行内に「若手銀行CSIRT(注)」、青森銀行および秋田銀行と「北東北3行共同CSIRT」を設置し、管理態勢の強化に取り組んでおります。

(注)Computer Security Incident Response Team の略

③法務リスク

当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、法務リスク顕在化防止の観点から、日常的な牽制体制の構築や、法令等に則った厳格な業務運営を確保するための態勢の整備・強化に努めています。

具体的には、営業店及び本部各部に法令遵守担当者を配置し、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、各種契約等について、業務部門、法務担当部門および顧問弁護士が連携し法令遵守状況をチェックするなど、法務リスクの未然回避に努めています。

④人的リスク

当行では、役職員の雇用形態等に応じた適切な人事管理および人事運営を行い、適切な人的リスク管理態勢の確立、維持発展を図っています。

具体的には、各種研修・教育等を実施するとともに、定期的に面接、調査等を実施し、業務運営が支障なく行われるよう人材の育成および適切な配置に努めています。

⑤有形資産リスク

有形資産とは、所有または賃借中の土地・建物、建物に付随する設備をいいます。

当行では、有形資産リスクの顕在化が業務遂行に大きな影響を及ぼすことを認識し、耐震対策や自家発電設備の設置など、有形資産リスクを適切に把握・管理する態勢を整備、充実することによりリスクの極小化を図っています。

⑥風評リスク

当行では、風評リスクが経営に及ぼす重要性・地域社会への影響を認識し、その顕在化を未然に防止する態勢を構築するとともに、万一風説の流布等が発生した際には、迅速かつ適切な対応により、事態の収拾および沈静化が図れるように風評リスクにつながる可能性がある情報の収集および分析を行っています。

[資産の健全性確保に向けて]

■自己査定

自己査定は、返済の可能性が低い債権を的確に把握し、それらに対して早期の手当てをするため、定期的に貸出金等の資産価値を自ら査定する作業です。

自己査定は、金融庁の「金融検査マニュアル」などを踏まえて自主的に作成した「自己査定基準書」などにもとづいて行っており、お取引先の状況に応じて、「正常先」「要注意先」「要管理先とその他要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの債務者区分に分け、さらに、資産内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案したうえでⅠ～Ⅳの4段階に区分しています。

■金融再生法に基づく開示債権

金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関

する法律)により、資産の自己査定結果を基礎とした開示が義務づけられています。

査定した資産については「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の4つに区分し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」については債務者単位で、「要管理債権」については債権単位で分類のうえ開示しています。

2019年3月末における開示債権額は、408億23百万円(前期末比+35億37百万円)、総与信額の2.25%(同+0.14%)と前期末対比で増加しました。

この開示債権に対しては、担保・保証等や貸倒引当金により77.3%の保全率を確保しており、また残りの部分についても純資産により十分カバーされています。

(注) 総与信とは、貸出金、支払承諾見返、外国為替、仮払金、未収利息、銀行保証付私募債の合計です。

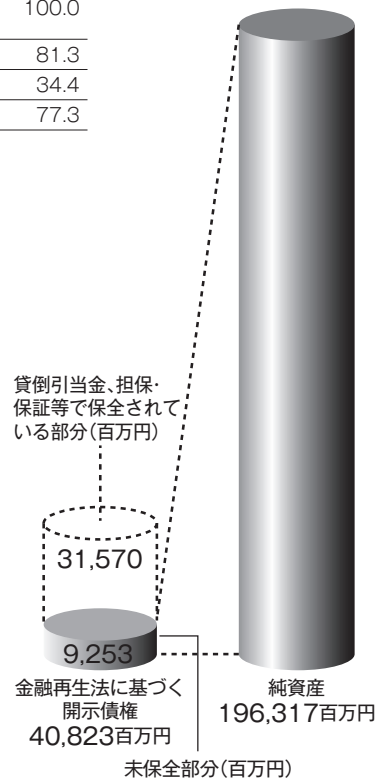
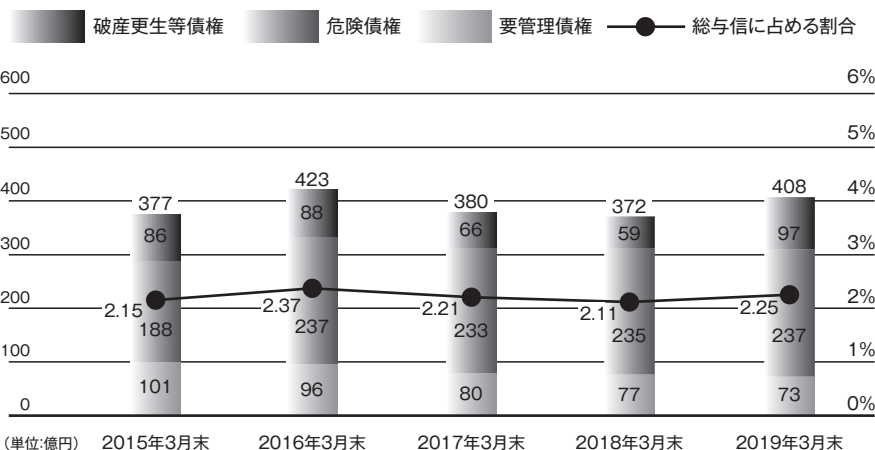
■金融再生法開示債権の保全状況

(2019年3月末)

(単位：百万円、%)

	貸出金等の 残高(A)	割合	保全額(B)			保全率 (B/A)
			担保・保証等	貸倒引当金		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,711	0.53	9,711	5,530	4,180	100.0
危険債権	23,742	1.31	19,321	17,281	2,040	81.3
要管理債権	7,370	0.41	2,536	1,953	583	34.4
小計	40,823	2.25	31,570	24,765	6,804	77.3
正常債権	1,771,063	97.75				
合計	1,811,887	100.00				

■金融再生法開示債権残高の推移



■リスク管理債権

リスク管理債権は、銀行法上の「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の総称です。対象が貸出金のみであり、金融再生法に基づく開示債権と比べると対象が狭くなるため、開示額に差異が生じます。

2019年3月末のリスク管理債権額(単体)は407億52百万円(前期末比+35億41百万円)で、貸出金残高に占める割合は2.26%(同+0.15%)となりました。なお、連結ベースのリスク管理債権額は414億22百万円(前期末比+35億4百万円)で、貸出金残高に占める割合は2.30%(同+0.14%)となりました。

■自己査定と金融再生法に基づく開示債権・リスク管理債権との関係(単体)

(2019年3月末)

(単位:億円)

自己査定結果(対象・総与信)※償却引当後					
区分	与信残高	分類			
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
破綻先	33	28	4	(0)	(27)
実質破綻先	63	30	33	(3)	(10)
破綻懸念先	237	124	69	44 (20)	
要注意先	要管理先	117	21	96	
	要管理先以外の要注意先	1,775	649	1,125	
正常先(国・地方公共団体を含む)	15,890	15,890			
合計	18,118	16,745	1,329	44 (24)	(38)

(注) 自己査定結果におけるⅢ・Ⅳ分類の()内は分類額に対する引当額

金融再生法開示債権(対象・総与信)		
区分	与信残高	うち
		貸出金
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	97	32
危険債権	237	237
要管理債権	73	0 73
小計	①408	407
正常債権	17,710	17,585
合計	18,118 ②	17,993 ③

リスク管理債権(対象・貸出金)	
区分	貸出金残高
破綻先債権	32
延滞債権	301
3カ月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	73
合計	④407

不良債権比率(①/②): **2.25%**
(金融再生法開示債権比率)

リスク管理債権比率(④/③): **2.26%**

用語のご説明

<自己査定における債務者区分>

破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生しているお取引先。

実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っているお取引先。

破綻懸念先

現在経営破綻の状況にはないが、経営難の状況にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められるお取引先。

要注意先

金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のあるお取引先、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題があるお取引先のほか、業績が低調ないしは不安定なお取引先または財務内容に問題があるお取引先など、今後の管理に注意を要するお取引先。

要管理先

要注意先のうち、3カ月以上延滞及び貸出条件緩和債権(債権の全部または一部が金融再生法に定める要管理債権)であるお取引先。

正常先

業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められるお取引先。

<金融再生法に基づく開示債権>

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」を除く)。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外のものに区分される債権。

<リスク管理債権>

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法など法律上の手続の開始申立があった債務者などに対する貸出金。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。

3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(「破綻先債権」「延滞債権」を除く)。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」を除く)。

▶ 償却・引当基準

当行は、「金融検査マニュアル」の資産査定、引当基準の考え方等を参考に、資産の健全性の観点から適正な償却・引当を実施しています。

具体的には、自己査定の債務者区分毎に次のような償却・引当基準を設定しています。

[一般貸倒引当金]

債務者区分	引当基準	
正常先債権	過去3算定期間及び5算定期間の貸倒実績率のうち高い値に基づき、今後1年間における予想損失額を算出し、一般貸倒引当金に計上しています。	
要注意先債権	その他の要注意先債権	過去3算定期間及び5算定期間の貸倒実績率のうち高い値に基づき、今後1年間における予想損失額を算出し、一般貸倒引当金に計上しています。
	要管理先債権	過去3算定期間及び5算定期間の貸倒実績率のうち高い値に基づき、今後3年間における予想損失額を算出し、一般貸倒引当金に計上しています。
	DCF先債権	対象先の将来キャッシュ・フローの割引現在価値を見積もり、当該額を対象債権残高より控除した残額に対し、一般貸倒引当金を計上しています。

当行の貸出債権の全部または一部を十分な資本的性質が認められる借入金(資本性借入金)に転換している場合には、「簡便法」あるいは「準株式法」に基づき予想損失額を算出し、一般貸倒引当金に計上しています。

[個別貸倒引当金]

債務者区分	償却・引当基準
破綻懸念先債権	担保・保証等で保全されていない部分に対し、過去3算定期間及び5算定期間の貸倒実績率のうち高い値に基づき算出した今後3年間の予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金に繰入しています。
実質破綻先債権	担保・保証等で保全されていない部分に対し、100%を個別貸倒引当金に繰入もしくは直接償却を実施しています。
破綻先債権	

なお、2011年3月期の貸倒実績率算定にあたり、東日本大震災の影響により生じた特定先に係る損失額は、異常値として控除しています。

[偶発損失引当金] 信用保証協会の責任共有制度(※)対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しています。

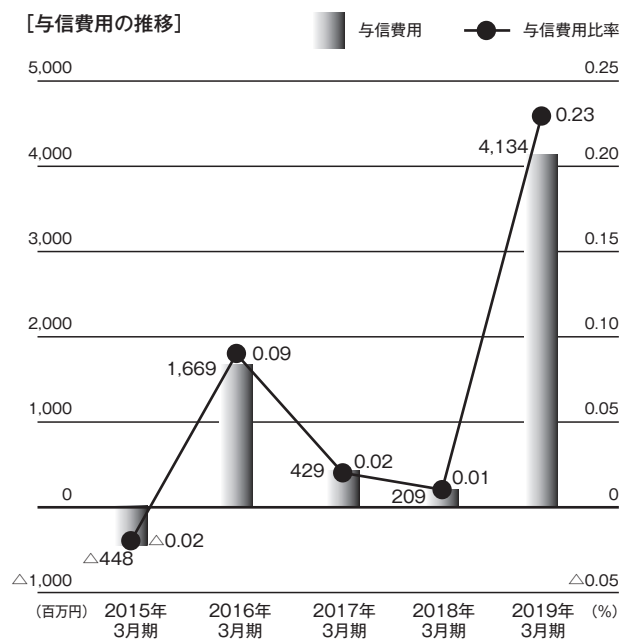
(※)銀行が信用保証協会に対し、信用保証協会の代位弁済額の20%相当額を負担金として支払う制度

▶ 不良債権処理の状況

前記の償却・引当基準に則り不良債権処理を実施した結果、2019年3月期の与信費用は、前期比39億25百万円増加し41億34百万円となり、与信費用比率は前期比0.22%悪化し0.23%となりました。

不良債権のオフバランス化を実施し、債権売却損を35百万円計上したほか、偶発損失引当金として65百万円計上しました。

[与信費用の推移]



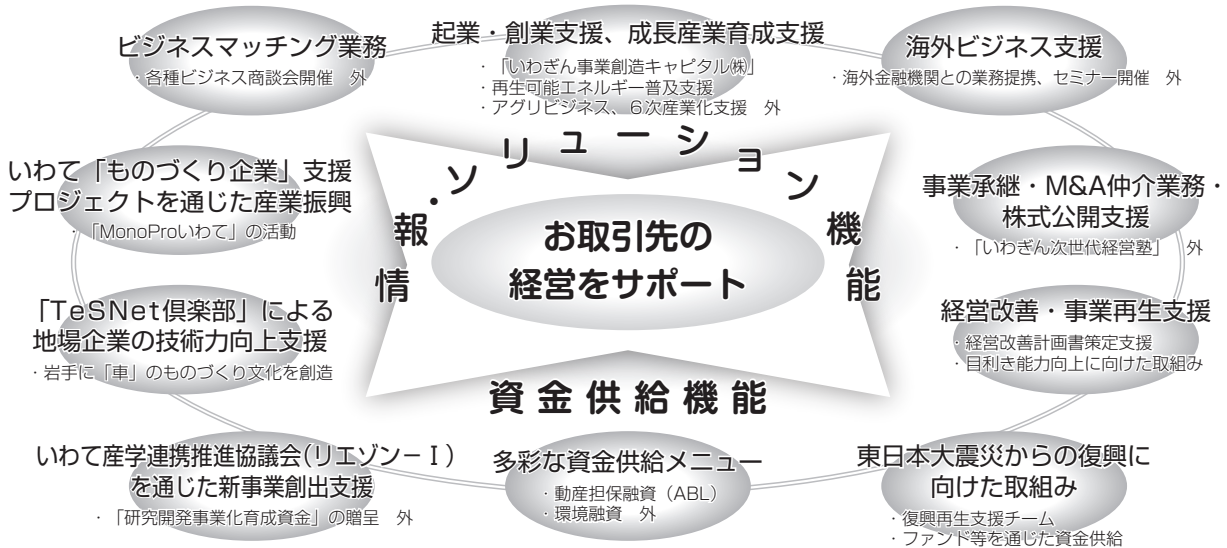
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

イ. 中小企業の経営支援に関する取組み方針(地域密着型金融の推進に関する基本方針)

当行では、「地域の情報ネットワークにおける中核的役割を担い地域経済の活性化に資する」を基本方針に掲げ、お取引先や地域の皆さまへのさまざまな高付加価値サービスの提供や地域金融機関の本来的使命である地域への安定的かつ円滑な資金供給に積極的に取り組んでいます。

ロ. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当行では、取引先に対するコンサルティング機能の発揮と、地域の面的再生への積極的な参画に寄与するために、「情報」「ソリューション機能」「資金供給機能」の態勢整備に取り組んでいます。



ハ. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

ア. 創業・新規事業開拓の支援

(1) 「いわて産学連携推進協議会(リエゾナー I)」の活動強化

「いわて産学連携推進協議会(リエゾナー I)」は、大学のシーズと民間企業のニーズとをマッチングさせることにより新事業の創出を図ることを目的に、2004年5月、当行・岩手大学・日本政策投資銀行の三者で設立した組織で、現在では岩手県内2つの金融機関を含む3金融機関と10研究機関が参画する「産・学・官・金」の連携組織となっています。

【2018年度の主な取組内容】

項目	内容
「研究開発事業化育成資金」の贈呈	<ul style="list-style-type: none"> 2018年7月より、第16回目となる贈呈事業を開始、贈呈候補先として10先を推薦し、評価の結果7先に対して計9,000千円を贈呈。2018年度までの累計贈呈実績は92社109件、累計148百万円となり、そのうち事業化した事例が48件、研究開発中が50件となっている(事業化率44.0%)。 2016年4月より、マッチングプランナー(当行顧問)による贈呈先訪問を実施し、事業化に向けた取組みを強化している。
大学の研究シーズ集の作成(ウェブサイトへの掲載)	<ul style="list-style-type: none"> 過去のシーズ集や研究機関別の索引などの紹介サイトを設け、民間企業のニーズと研究機関のシーズのマッチングツールとして活用している。

「いわぎん事業創造キャピタル株式会社」の取組み

2013年11月、震災からの復興を加速させるため、継続的な起業・創業支援を行うプラットフォーム形成を目指して、当行、学校法人龍澤学館、辻・本郷税理士法人で「いわて新事業創造プラットフォーム形成協議会」を設立。2015年7月には、起業・創業支援を目的としてベンチャーキャピタル業務を行う「いわぎん事業創造キャピタル株」を設立しました。

【2018年度の主な取組内容】

項目	内容
ファンドの組成、出資	<ul style="list-style-type: none"> 2015年6月に総額10億円となる「岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合(以下、1号ファンド)」を組成。2019年3月末までの累計実績は23件となった。 2016年2月には、農業経営にかかる規模拡大や多角化への取組み支援として、総額5億円となる「いわぎん農業法人投資事業有限責任組合」を組成。2019年3月末までの累計実績は3件となった。 2019年5月に「岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合」を組成した(1号ファンドの後継ファンド)。

b. 成長段階における支援

(1) ビジネスマッチングへの取組み

地域情報の多面展開によるビジネスマッチングなど、お取引先へ高付加価値なサービスを提供する、質の高いソリューション営業を展開しています。

【2018年度の主な取組内容】

項目	内容
ビジネスマッチングの創出	・「情報」を活用した高付加価値サービスの提供、お取引先の経営課題解決のための業務提携先の紹介および当行関連会社等とのネットワークを活用することにより、お取引先のビジネスチャンスを創出している。
Netbix商談会with大和証券2018 (東京都)	・2018年9月、当行、秋田銀行、青森銀行の三行合同によるNetbix商談会を大和証券との共催で開催。出展企業30社(うち当行のお取引先10社)、バイヤー企業29社が参加し、個別商談形式で198件の商談を行った。

※ Netbix：北東北3行(当行、青森銀行、秋田銀行)共同ビジネスネット事業

(2) 取引先企業の海外ビジネス強化に向けた取組み

お取引先の海外進出や海外ビジネス展開を支援するため、海外セミナーの開催、現地での海外商談会の実施、また海外進出を検討しているお取引先に対して提携先と連携した支援を行っています。

【2018年度の主な取組内容】

項目	内容
業務提携	・2018年8月、お取引先における外国人技能実習制度の活用に関する支援強化のため、国際情報ビジネス協同組合と「連携に関する覚書」を締結。お取引先の外国人技能実習生の受入ニーズに対し、外国人技能実習生監理団体を紹介・取次ぎする体制を整備し、支援態勢を強化した。
セミナー開催	・2019年3月、「いわぎん『外国人技能実習生制度活用セミナー』」を業務提携先である国際情報ビジネス協同組合と共催し、人手不足の問題を抱えている企業に対して情報提供を行った。
海外視察	・2018年10月、Netbix主催による「Netbix台湾ビジネスツアー」を実施。当行取引先3社が国際見本市の視察や現地企業への訪問などを行った。

※ 上記のほか、2018年10月に、いわぎん「ベトナム向け食品販路開拓セミナー」を岩手県釜石市で開催。食品輸出を支援するツールとして、物流会社の提供する「日本食品販売支援サービス」について説明を行いました。

C. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

(1) 経営改善支援取組み先に対する活動

2018年度は、対象先200先(震災復興対応先を含む)に対して、経営改善支援に取り組んだ結果、債務者区分がランクアップした先は10先、経営計画を策定した先は、129先となりました。

● 経営改善支援等の取組み実績【2018年4月～2019年3月】(単位:先数)

	期初(2018年4月) 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先 a	αのうち期末	αのうち期末	αのうち再生	経営改善支 援取組み率 = a/A	ランクアップ率 = β/a	再生計画策定率 = δ/a
			に債務者区分 がランクアップ した先数 β	に債務者区分 が変化しなか った先 γ	計画を策定し た先数 δ			
正常先 ①	5,083	11		0	2	0.2%		18.2%
要注意先 うちその他要注意先②	4,866	145	4	128	91	3.0%	2.8%	62.8%
うち要管理先 ③	39	19	4	13	12	48.7%	21.1%	63.2%
破綻懸念先 ④	771	25	2	18	24	3.2%	8.0%	96.0%
実質破綻先 ⑤	146	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先 ⑥	12	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	5,834	189	10	159	127	3.2%	5.3%	67.2%
合計	10,917	200	10	159	129	1.8%	5.0%	64.5%

【経営改善支援内容】

- ①コンサルティング機能を発揮した、財務管理手法等の改善、経費削減、遊休資産の売却、業務再構築、適格合併活用による組織再編等の助言
- ②財務健全化支援に加えてビジネスマッチング等による売上強化支援
- ③業務提携先である外部専門家や、外部機関との連携による専門的な視点からの助言実施
- ④条件変更したお取引先に対する経営改善計画の策定支援、計画策定済のお取引先に対するモニタリングの実施

(2) 目利き能力向上に向けた取組み

当行では、担保・保証に過度に依存することなく、お取引先企業の事業ライフサイクルを適切に見極めた融資を促進するために、「目利き」「経営支援」能力の向上に向けた各種行内研修会の開催、外部研修会への行員派遣および通信講座の受講を通じて人材育成に取り組んでいます。

【2018年度に実施した主な研修会】

①行内研修

研修会名	目的	概要
融資渉外(SP)研修会 (受講者17名)	融資渉外担当者に求められるノウハウ、手法および企業を見る目等の習得を図る。	融資事例研究、資金ニーズの把握・提案、コンサルティング機能の強化
法人融資渉外研修会 (受講者26名)	顧客往訪ロールプレイング(新規先への訪問、決算書の分析、提案等)を通じて法人営業における基礎的スキルの習得を図る。	企業の経営課題を把握するとともに、その解決策の立案手法について習得
事業性融資基礎研修会 (受講者56名)	信用調査や不動産担保評価の実務を通じて、事業性融資担当者に必要な格付作業・稟議書作成のスキルアップを図る。	格付演習、不動産担保評価実務、稟議事例研究
融資実務基礎研修会 (受講者63名)	融資経験の浅い行員を対象に、業務知識の習得と実務能力の向上を図る。	財務分析基礎知識、財務諸表分析、格付・自己査定の基本事務
若手行員育成プログラム (受講者4名)	法人コンサルティング要員の集中的な育成と受講者による知識や経験の現場への還元を図る。	本部トレーナーによる知識の習得と営業店におけるOJTを組み合わせた研修
業務別研修会(経営支援) (受講者16名)	企業再生手法の習得とビジネスモデルや企業実態の把握を通じた、経営支援にかかるコンサルティング能力の向上を図る。	事業再生、業種別ケーススタディ
業務別研修会(事業承継) (受講者60名)	取引先企業の経営課題解決に繋がる知識の習得、事業性理解やリレーションの強化を図る。	事業承継対策の重要性を理解し、事業承継ニーズの発掘から対策の提案に至るまで実務知識を習得

②外部研修

研修会名等	目的	派遣講座等
地銀協講座8名派遣	企業の「目利き」「経営支援」能力の向上を図る。	法人取引業種別経営研究講座、法人営業力養成講座、営業店役員者講座、法人取引・企業取引ー取引深耕研究講座
民間主催講座40名派遣		M&Aシニアエキスパート認定講座、地域イノベーションアドバイザー塾
長期トレーニー4名派遣		事業承継コンサルティング業務トレーニー、M&A実務トレーニー、営業店実務トレーニー
長期研修2名派遣		中小企業大学校

(3) 動産担保融資(ABL)

不動産担保や個人保証に過度に依存しない円滑な資金供給を実践する融資手法として「ABL」を活用しています。

項目	内容
ABLの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・穀類小売業者に対し、米在庫を担保として運転資金を支援。また、診療報酬や介護報酬などを担保としてABLの活用を支援し、お取引先の資金調達の幅の拡大につながる取組みを行った。 ・2018年度のABL実績：19件、15.5億円

(4) 事業承継やM&A支援への取組み

- ①地域経済の復興・発展に資するM&A案件に積極的に取り組んでおり、2018年度は13案件、24先のクロージング、36先の提携仲介契約を受託しました。
- ②お取引先が享受するメリットとしては、譲渡する側は企業の存続、従業員の継続雇用、創業者利潤の確保、連帯保証の解除等、譲受する側はシナジー効果、コストの削減、成長可能性の取込み、規模拡大等が見込まれます。
- ③引き続き、円滑な事業承継や企業の経営戦略としてのM&Aの仲介業務、また、事業承継コンサルティングの実行による派生取引ニーズの発掘に取り組んでいきます。

《「いわぎん次世代経営塾」の取組み》

- 「いわぎん次世代経営塾」は、今後の地域を担う次世代経営者を対象に、経営に有益で実践的な自己啓発の場を提供し、経営者間の交流を深めること、地元中小企業の支援・育成を通じて、円滑な事業承継ならびに企業の存続と発展をサポートすることを目的として、2011年度に開講しました。
- 2018年度は、県内企業の後継予定者および若手経営者19名が参加し、全11回の研修会を実施しています。
- 銀行間のネットワークを活用して、2018年10月に北海道銀行と当行の経営塾卒業生を対象とした合同経営塾を盛岡市で開催し、地域を超えた経営者間の交流を広げる試みを行いました。

二. 地域の活性化に関する取組状況

a. 東日本大震災からの復興に向けた取組み

(1) 「復興再生支援チーム」による活動(2011年5月～2019年3月)

- 「復興再生支援チーム」は、東日本大震災により被災したお取引先に対して、当行グループの総力を結集し、商材斡旋や販路紹介、事業承継など様々なニーズへの対応や財務支援アドバイスなどの適切な解決策を提案し、事業再生の支援を図ることを目的に、2011年5月に設置しました。
- 2011年5月以降、スピード感をもって、多様化する経営者の悩みの解決に向け、経営者と同一目線に立ち、一社一社オーダーメイド型の支援を展開してきました。
- 2013年3月までの2年間は事業再建支援が活動の中心でしたが、同4月以降は、再建を果たしたお取引先に対するフォローアップを含めた支援へと活動内容は変化してきています。
- 具体的な活動としては、①再建工程表の策定支援、②資金調達・返済条件の変更・債権売却等の金融機関調整、③利子補給制度、グループ補助金制度等、国や自治体による各種復興支援策の情報提供と活用支援、④協力会社の紹介、⑤販路開拓支援、⑥機械・工場の貸与の斡旋、⑦外部専門家の紹介を行ってきました。

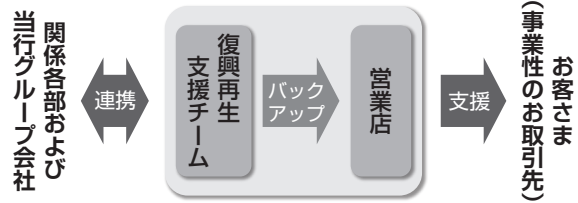
◆主な活動の成果

復興再生支援チームで直接支援したお取引先のうち、2019年3月末時点で、9割以上が事業再開に目処がついています。

その他、主な成果としては次のとおりです。

- ・経営計画策定完了数 ～576先
- ・各種ファンドの取組み ～35先、60億円
- ・債権買取機構への債権売却 ～182先、114億円
- ・債権買取機構等のエグジットファイナンス ～16先
- ・三菱商事復興支援財団に対する投資先紹介 ～12先

●復興再生支援チーム活動イメージ図



(2) ファンド等を通じた資金供給

震災により被災されたお取引先に対する機動的な資金の提供や既存債権の買取を通じて、震災からの早期復旧・復興を支援することを目的として、ニューマネーファンドおよび債権買取ファンドを組成・活用しています。

ファンド名	共同設立先	内容
東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合	大和企業投資ほか	・被災地域の未上場企業に対するエクイティ投資による資金供給のほか、事業継続や新産業創出を支援することを目的に2012年1月に設立。 ・投資実績：累計27件58.7億円
岩手元気いっぱい投資事業有限責任組合 ※投資期間終了	日本政策投資銀行	・震災で被災されたお取引先に対して、劣後ローンや優先株等を活用したリスクマネーを提供し、震災地域の早期復興支援を行うことを目的に、2011年8月に設立。 ・投資実績：累計20件37.4億円
岩手産業復興機構投資事業有限責任組合	岩手県、中小企業基盤整備機構ほか	・震災により被災したお取引先が保有する震災前からの債権を買い取り、一定期間棚上げすることで、事業再建にかかる借入金負担を軽減することを目的に、2011年11月に設立。 ・投資実績：累計69件44.0億円 ※当行買取対象債権額ベース
いわて復興・成長支援投資事業有限責任組合	日本政策投資銀行、地域経済活性化支援機構	・震災から3年超が経過し環境が変化したことを踏まえ、「岩手元気いっぱい投資事業有限責任組合」の後継ファンドとして2014年12月に設立。 ・被災企業に限定せず、新設企業、進出企業、再生企業など幅広い企業を投資対象に、先進性のある地域づくり、地域の産業競争力強化に資する案件への取組みを支援することを目的としている。 ・投資実績：累計9件5.4億円
いわて飛躍応援投資事業有限責任組合	日本政策投資銀行	・岩手県内においては、東日本大震災からの復興需要の落ち着きが見られる中で、自動車・半導体関連等の製造業の集積や農林水産業の6次産業化に向けた取組みが進行。 ・これらの取組みを支援し、岩手県の持続的経済発展を支えるために、当行が有する顧客基盤に対して、中長期の資本性資金等を供給することを目的として2018年9月に設立。 ・投資実績：累計3件6.5億円

(3) お取引先の販路拡大に向けた取組み

震災により被災されたお取引先や風評被害に苦しみお取引先に対し、販路回復・拡大の支援を目的とした、商談会等を開催しています。

【2018年度の主な商談会】

商談会	開催地	内容
いわて食の大商談会2018	盛岡市	・2018年8月、岩手県内の農林漁業者・食品製造業者の販路拡大のため、当行を含めた地元金融機関と岩手県が連携して開催。出展企業101社（うち当行のお取引先28社）、バイヤー企業は県内外から177社が来場した。
地方銀行フードセレクション	東京都	・2018年10月、全国の地方銀行の取引先が一堂に会する商談の場として開催。出展企業970社、参加バイヤー13,248名が参加した。

b. 地域の面的再生への積極的な取組み

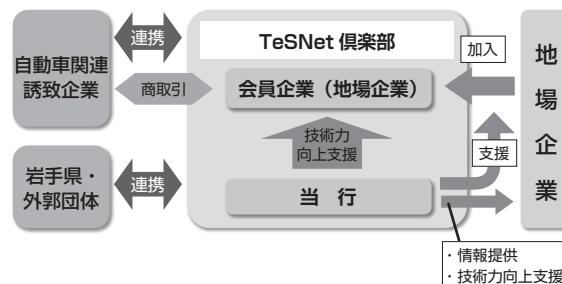
(1) 「TeSNet倶楽部」の活動強化

県内自動車関連誘致企業に部品等を納入できる地場企業を育成し、岩手に「車」のものづくり文化を創造することを旨として設立した「TeSNet(テクニカル・ソリューション・ネットワーク)倶楽部」の活動を通じ、自動車産業に関わる県内地場企業の技術力向上に取り組んでいます。

また、2018年度における会員企業向けの融資実行実績は54件、36.2億円となっています。

◆「TeSNet倶楽部」の具体的な活動内容

- a. 誘致企業からの情報収集
- b. 会員企業から誘致企業や関連部品会社に対するプレゼンテーション機会の提供
- c. 会員相互の情報交換会の実施
- d. 当行テクニカルアドバイザー(誘致企業OB)による会員企業への技術力向上支援
- e. 誘致企業から講師を招いての講演会の実施
※会員以外の地場企業に対しても誘致企業や関連部品会社との取引が可能と思われる先に対しては、紹介等のマッチング支援も行っています。



◆会員企業間の連携強化

- ・会員数は、設立当初10社でしたが、2019年3月末では、29社にまで増加しています。
- ・誘致企業の創業当時(1993年)は、技術的理由により当該誘致企業と取引できる地場企業は皆無でしたが、これまでの当倶楽部の活動により、現在の会員企業全社が誘致企業、あるいは関連部品会社と取引を継続しており、なかには工場新築に着手するなど、業容を拡大させている先も増加してきています。

(2) いわて「ものづくり企業」支援プロジェクトを通じた産業振興

- ① いわて「ものづくり企業」支援プロジェクト(MonoProいわて)は、東日本大震災により甚大な被害を受けた県内のものづくり産業の振興を図り、新たな産業の育成や地域雇用を創出することや、ものづくり産業の育成と競争力強化のための支援を図ることを目的に、2011年6月に立ち上げたもので、当行、地方独立行政法人岩手県工業技術センター、公益財団法人いわて産業振興センターの3者が参画メンバーとなっています。
- ② 企業間の橋渡し・販路開拓・技術指導・研究支援などを通じ、新たなビジネスネットワークの創造に取り組んでおり、2013年3月に、名城大学と中京地区ものづくり企業と岩手県企業とのビジネスマッチングを目指す「産学連携協定」を締結しました。
- ③ 毎年2月に横浜市で開催されている「テクニカルショウヨコハマ」に2013年度～2018年度まで出展してきています。

(3) 成長産業への取組み

① 再生可能エネルギー普及に向けた取組み

2012年7月に「固定価格買取制度」が実施されて以降、北海道に次ぐ面積全国第2位のポテンシャルを誇る岩手県の再生可能エネルギーを活用した事業の普及に向けた支援を行っています。

【2018年度の主な取組内容】

- ・売電債権等に対する質権設定や、発電設備一式を集合動産譲渡担保として取得するなど、ABLの手法を活用した不動産担保に依存しないスキームの提供により、お取引先の事業化を支援しています。
- ・県内外のエネルギー事業(新型火力発電事業含む)向けプロジェクトファイナンスに融資金融機関として積極的に参加しています(2019年3月末与信合計額：32件、386億円)。

② 農林水産業(6次産業化含む)への取組み

農林漁業県であり、震災により多大な被害を受けた沿岸地域を抱える岩手県において、1次産業者の所得向上や規模拡大、6次産業化の支援を行っています。

【人材面の態勢整備】

農業経営アドバイザー	19名	動産評価アドバイザー	49名
林業経営アドバイザー	3名	事業性評価アドバイザー	13名
水産業経営アドバイザー	7名		

(2019年3月末現在)

【2018年度の主な取組内容】(融資実績：58.4億円)

- ・ 当行といわぎん事業創造キャピタル(株)ならびに日本政策金融公庫の共同出資により設立した「いわぎん農業法人投資事業有限責任組合」の第3号案件として、養豚業を営むお取引先の事業拡大計画に対して出資を行いました。

③医療・介護事業等への取組み

当行では、少子高齢化の進行を背景に、日本銀行新貸出制度に関する成長基盤分野である「医療・介護・健康関連」「高齢者向け事業」等を成長分野に位置づけ、積極的に支援しています。

【2018年度の主な取組内容】(融資実績：146.2億円)

- ・ 介護施設の多くは、行政が3年ごとに策定する介護保険事業計画に即して整備されており、現在は2018～2020年度までの第7期介護保険事業計画が進行中であることから、地域における施設整備計画、公募・採択の状況等の調査を実施し、採択業者へのアプローチ・資金セールスを実施しています。
- ・ 医療介護関連業者、建設会社、税理士等との情報交換や連携を図り、新規取引先の開拓やお客さまへのコンサルティング機能の拡充を図っています。

④PFI・PPPへの取組み

- ・ 東日本大震災からの復興や公共施設等の老朽化問題に加えて、地方創生への動きが相俟ってPPP/PFIに対する機運が官民双方で高まっていることから、PPP/PFIの事業化実現に向けて個別案件への対応に加えて、自治体に対する啓蒙活動についても力を入れています。
- ・ PPP/PFI事業の導入構想がある自治体に対して、金融機関の視点も踏まえながら、PPP/PFIの概要、導入の可能性や事業プロセス等についてアドバイスを行い事業化に向けて支援を実施しています。
- ・ 当行が招聘した専門機関等を講師として自治体向けのPPP/PFI勉強会を開催するなど、自治体への啓蒙活動を実施しています。
- ・ 盛岡市が地元企業のPPP/PFIに関するノウハウ取得や官民対話の場として取組みを開始した「もりおかPPPプラットフォーム」において、当行はコアメンバーの一角として運営の支援をしています。
- ・ 当行がエージェントを務める4件のPPP/PFI事業について、金融機関の視点からモニタリング等を実施し、事業の円滑な運営等を支援しています。

⑤観光振興への取組み

- ・ 当行では、前中期経営計画から基本方針のひとつに「地方創生の取組み」を掲げ、人口減少社会への対応としてアウトバウンド・インバウンド型の産業を支援することとしており、観光産業の支援については、交流人口の増加による地域経済活性化に資する分野として取組みを強化しています。

【2018年度の主な取組内容】

- ・ DMO等への積極的な関与により観光関連のお取引先の支援を強化することを目的として、県内市町村で設立されたDMOおよびまちづくり会社の3団体に出資を行いました。
- ・ 2018年11月、三陸DMOセンター等と連携し、釜石市等において「外国人留学生モニターツアー」を実施しました。
- ・ 全国の金融機関などが、観光産業の課題解決と活性化を目指して47都道府県を投資対象として設立したALL-JAPAN観光立国ファンドへ参画しました。

c. 地方創生への取組み

- (1) 2014年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、各自治体において地方版総合戦略の策定が求められていることを受け、金融機関として総合戦略の策定および推進に積極的に関与していくため、2015年2月に地域サポート部(現法人戦略部)、全営業部店長、岩手経済研究所をメンバーとする「地方創生推進サポートチーム」を設置しました。
- (2) 地方創生や公民連携など地元経済活性化に向けた取組みをさらに強化していくため、2016年4月に「公務・地方創生室」を新設、2019年3月末現在で、県内27市町村と地方創生に関する連携協定を締結し、総合戦略の推進をサポートしています。
- (3) 地方創生の推進には行政との連携が重要であることから、2016年4月から岩手県との間で人事交流を行っています。また、2018年4月からは盛岡市との間でも人事交流を行っています。

【2018年度の主な取組内容】

項目	内容
自治体等との連携	・ 2018年4月に釜石市等の主催により開催された「東北リーダーズ・カンファレンス」に協賛企業として協力した。また、同7月に県内2市で開催された「起業女子プロジェクトFacebook & Instagram活用塾」に対し、県および市とともに後援を行った。
	・ 2018年10月に遠野市の「海外経済交流プロジェクト物産振興事業」に協力し、米国の日系スーパーマーケットで遠野市の特産品を紹介する物産展へ行員派遣等を行った。
	・ 地方創生連携協定締結先の27市町村と意見交換を実施し、これまでの取組みの振り返りと今後の連携へ向けた協議を行った。また、農林水産業や観光業に対する取組みにおいて、自治体と連携した取組みを進めた。

■「事業性理解」(事業性評価)の取組み

(1)「事業性理解」(事業性評価)に基づく融資等を進めるための経営方針

適切な事業性理解に基づくコンサルティング機能の発揮を通じ、地域の企業・産業への積極的な支援や、地方創生に向けた取組みに貢献していきます。

なお、当行ではお取引先との密接なリレーションをイメージしやすくするため事業性評価の呼称を、「事業性理解」としています。

(2) 行内体制の整備状況

事業性理解とは、企業の現状および課題を認識・分析し、事業の内容や成長可能性を理解したうえで企業価値向上への支援を行うことです。事業性理解を通じ、企業の集積体である地域経済・産業の底上げを図ることで、当行も持続的な収益を確保するというビジネスモデルの実現を目指します。なお、当行では取引先との密接なリレーションをイメージしやすくするため、事業性評価の呼称を「事業性理解」としています。

2018年5月には、法人戦略部内に組織していた「事業サポートチーム」、「盛岡専担チーム」ならびに事業性理解に係る「企画部門」を融合・再編成のうえ「事業性理解推進チーム」と改称し、事業性理解の推進態勢の強化を図りました。

また、行内の業績評価制度において取組状況を評価しているほか、行内研修においても事業性理解に関するカリキュラムを設け、役職員の資質向上を図っています。

(3)「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

(単位：件)

	2018年4月～2019年3月
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	3,332
経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数	0
うち、既存の保証契約を停止条件付保証契約に変更した件数	0
経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0
うち、既存の保証契約を解除条件付保証契約に変更した件数	0
経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数	0
うち、既存の保証契約をABLに変更した件数	0
保証契約を変更した件数	0
保証契約を解除した件数	332
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	42
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	109
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0
うち、メイン行としての成立件数	0

<対応状況の内訳>

(単位：件、%)

	2018年4月～2019年3月
新規融資件数	7,991
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	41.70

(4) 取組事例

○事業性理解に基づく「被災跡地を活用した大規模なトマト水耕栽培事業」の支援事例

取組み経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、大規模園芸施設栽培で先駆的なA社（本社：山梨県）との共同事業で、2016年5月の計画草案時より当行と日本政策金融公庫ならびに大船渡市が連携しサポートを行ってきた。 ・本事業は大船渡市における東日本大震災の津波に伴う住民高台移転跡地でのトマト大規模園芸施設栽培事業であるが、被災地が抱える住民移転跡地の利活用問題解決につながるほか地域の新しい産業の創出、近隣住民の雇用の受け皿となることが期待されることから、震災復興や地域の活性化に資する取組みとして、事業性理解案件と位置付け、法人戦略部事業サポートチーム（現事業性理解推進チーム）が主導でサポートを行うこととなった。
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当行では、事業計画の妥当性や事業の将来性の検証を行うべく、事業性理解に基づく深度ある対話を実施した。具体的には、同事業を行っている山梨県のA社の施設や宮城県沿岸部における類似した農産物栽培施設の視察を行い、事業の特性や栽培ノウハウの習得に取り組んだほか、県内における販路紹介可能先情報の提供、従業員確保に向けた雇用関連補助金情報の提供、産業廃棄物処理の計画の検証に加え、事業の特性を踏まえた最適な資金調達手段の情報提供など、事業化に向けたサポートを行った。 ・このような取組みを経て、当社の「トマト水耕栽培事業」は事業化に至った。
成果(効果)	<ul style="list-style-type: none"> ・完成したトマト水耕栽培ハウスは県内最大級となる約16,000㎡の広さを有しており、トマトの生育に最適な太陽光、室温および二酸化炭素濃度等を制御する複合環境制御型大規模温室で、中玉のカンパリトマトを年間500トン程度生産する見込みである。加えて情報通信技術（ICT）を活用し、A社グループの複数施設で、生産技術データ等の情報を共有するスマート農業の実証実験も行い、今後も生産性を高めていく予定である。 ・今回の事業開始により、沿岸被災地における新たな産業と地元で従業員40名程度の雇用が創出され、震災地域の復興支援に繋がる取組みとなった。

地域のESG課題への取組み

当行は営業基盤である地域との共存共栄を実現するため、2019年4月からスタートした新中計のテーマを「地域の未来を共に創るCSVの実践」として、取り巻く経営環境の変化への適応性を高めるとともに、地域が抱える様々な課題を解決する機能をさらに強化しています。そして、地域が抱える様々な課題の解決に取り組むことによって、当行と地域のお互いの共通価値を創造することを目指します。

ESGおよびSDGsは持続可能な地域社会の形成を目指すための考え方や目標であることから、当行では地域とのCSV(共通価値の創造)を実践していくうえで、ESGおよびSDGsの考え方や目標を積極的に取り入れ、地域が抱える課題解決に資する機能の強化を図ってまいります。

CSV:「Creating Shared Value」の略で、「共通価値の創造」を意味します。

Environment (環境)

■ 再生可能エネルギー向け融資への積極的な対応

- ・豊かな地域資源を活かした再生可能エネルギー向け融資に積極的に対応していきます。2018年度再エネ向け融資は実行額51.4億円※となりました。

※再生可能エネルギー向けプロジェクトファイナンスの実績



■ 地域の自然環境を守り、ブランドを向上させる取組み

- ・漆の国内生産量7割を誇る二戸市の「原木の安定確保」と「漆ブランドの向上」に向けた取組みを支援しています。
- ・2017年9月、「漆の林づくりパートナー協定」を締結しパートナー企業として自行の漆の林を取得(愛称:「いわぎん漆の郷」)、地元中学生と漆苗木を植栽し、自然保護学習にも活用しています。



Social (社会)

■ 本業を通じて、地域企業の持続可能性や地域の学校等の教育環境の整備に貢献する取組み

- 震災時元本免除特約付き融資「バックアップ・プラン」
 - ・ 当行の営業基盤は東日本大震災の被災地域でもあり、地域のお取引先企業に対して、発生自体を避けることができない震災への対策強化を積極的にサポートしています。2019年3月末累計実行額24億円/33社(2018年1月～)
- いわぎん寄付型ローン「エールいわて」
 - ・ 貸出金利収入の一部を岩手県が推進する事業に寄付し、地方創生・地域経済の活性化に貢献しています。同10億円/45件(2018年10月～)
- 寄付型CSR私募債 いわぎん「みらい応援私募債」
 - ・ お取引先企業が私募債を発行する際に、当行が私募債発行手数料の一部を寄付金として拠出し、発行企業が指定する小・中・高等学校等に対して、必要な書籍やスポーツ用品等の寄贈を行っています。同19億円/13件(2017年2月～)



■ 金融教育により地域の将来を担う子ども達の成長を支援する取組み

- ・ 2018年度金融教育活動実績

小学生	「お金のなるほど出前授業」	12回
中学生	職場訪問受入れ	8回
高校生	金融出前授業「MoneyConnection®」	8回
大学生	寄付講座	2回



■ 地域の賑わいを創出する取組み

- ・ 「岩手銀行赤レンガ館」(旧本店本館)を一般公開施設として運営し、建物、設計者、岩手の金融史といったさまざまな資料を観覧できる展示施設とするほか、多目的ホールをクラシックコンサートや各種展示会の会場として貸出して、地域の賑わいを創出しています。



Governance (企業統治)

■ 監査等委員会、指名・報酬諮問委員会

- ・ 2018年6月、監査等委員会設置会社へ移行し、ガバナンスを一層強化するとともに、指名・報酬諮問委員会を設置して、取締役の指名・報酬の決定に関する透明性や客観性の確保に努めています。

■ 職員一人ひとりが活躍できる環境を整備する取組み

- ・ 「多様な働き方」「ダイバーシティ」「ポジティブ・アクション」に関する各種施策に取組み、職員一人ひとりが活躍できる環境を整備する取組みを進めています。

岩手大学・岩手銀行保育所
「がんちゃんすくすく保育園」
(事業所内保育所)



[当行の沿革]



岩手銀行赤レンガ館
(旧本店)



本店

昭和

- 7年(1932)** 岩手殖産銀行設立
進藤正十初代頭取就任
- 8年(1933)** 板井賛次郎頭取就任
- 16年(1941)** 陸中銀行吸収合併
- 18年(1943)** 岩手貯蓄銀行吸収合併
- 22年(1947)** 雫石隆孝頭取就任
- 35年(1960)** 岩手銀行と行名改称
- 37年(1962)** 外国為替業務取扱開始
- 41年(1966)** コンピュータ導入
預金残高1,000億円達成
- 44年(1969)** 住宅ローン取扱開始
- 48年(1973)** 当行株式東京証券取引所第2部上場
吉田孝吉頭取就任
- 49年(1974)** 東京証券取引所第1部に指定替え
第1次オンラインシステム稼働
現金自動支払機(CD)設置
- 52年(1977)** 預金残高5,000億円達成
石井富士雄頭取就任
- 53年(1978)** 新経営5カ年計画(GREEN PLAN)策定
- 54年(1979)** 外国部新設
- 55年(1980)** 第2次オンラインシステム完成
- 56年(1981)** 新本店着工
- 57年(1982)** 創立50周年
(財)岩手経済研究所設立
- 58年(1983)** 経営発展3カ年計画(NEW GREEN PLAN)策定
証券業務取扱開始
新本店竣工
預金残高1兆円達成
- 59年(1984)** 岩手銀行50年史刊行
- 60年(1985)** 公共債ディーリング業務開始
海外コルレス業務取扱開始
- 61年(1986)** 経営体質強化3カ年計画(ACTIVE PLAN)策定
公共債フルディーリング開始
- 62年(1987)** 地域CDオンライン業務提携開始
第1回無担保転換社債発行
- 63年(1988)** 担保附社債信託業務の営業免許取得

平成

- 元年(1989)** 体質強化のための中期経営計画(ACE計画)策定
資本金100億円を突破
コルレス包括承認銀行へ昇格
岩手銀行別館着工
佐藤光頭取就任
- 2年(1990)** CD等の日曜日稼働(サンデーバンキング)開始
- 3年(1991)** 岩手銀行別館竣工
- 4年(1992)** 中期経営計画「THE BEST BANK21」策定
第3次オンラインシステム稼働
- 5年(1993)** 釜石信用金庫の事業譲受
香港駐在員事務所開設
- 6年(1994)** 中国銀行とのコルレス契約締結
前中ノ橋支店建物(旧本店、通称 赤レンガ)が
国の重要文化財に指定
- 7年(1995)** 中期経営計画「THE BEST BANK21 ACTION II」策定
- 8年(1996)** 斎藤育夫頭取就任
- 9年(1997)** 新研修所着工
- 10年(1998)** CD・ATMの祝日稼働開始
中期経営計画「THE BEST BANK21 ACTION III」策定
新研修所竣工
証券投資信託窓口販売業務取扱開始
- 11年(1999)** 信託代理店業務取扱開始
香港駐在員事務所廃止
- 13年(2001)** 中期経営計画「新世紀第一次経営計画」策定
執行役員制度導入
損害保険窓口販売業務取扱開始
永野勝美頭取就任
- 14年(2002)** 生命保険窓口販売業務取扱開始
- 15年(2003)** 新営業店システム全店稼働
- 16年(2004)** 確定拠出年金業務取扱開始
証券仲介業務取扱開始
- 17年(2005)** 勘定系システムをNTTデータ地銀共同センターへ移行
- 18年(2006)** 中期経営計画「創造と革新、そして挑戦の1200日」策定
- 19年(2007)** 高橋真裕頭取就任
- 21年(2009)** 中期経営計画「V-PLAN ～新たなる挑戦～」策定
- 23年(2011)** 震災復興計画「いわぎん震災復興プラン～地域社会の再生をめざして～」策定
- 24年(2012)** 前中ノ橋支店建物(旧本店、通称 赤レンガ)現役引退
- 25年(2013)** 中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」策定
- 26年(2014)** 田口幸雄頭取就任
- 28年(2016)** 中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン2nd stage～The・イノベーション～」策定
旧本店(通称 赤レンガ)を「岩手銀行赤レンガ館」として一般公開開始
- 30年(2018)** 監査等委員会設置会社へ移行
- 31年(2019)** 中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～To the Next～」策定

[主要な業務内容]

預金業務

◎預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金等を取扱っております。

◎譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

貸出業務

◎貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

◎手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

商品有価証券売買業務

公共債の売買業務を行っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、振込及び代金取立等を取扱っております。

外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

社債受託及び登録業務

担保附社債信託法による社債の受託業務、公社債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。

附帯業務

◎代理業務

①日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務

②地方公共団体の公金取扱業務

③勤労者退職金共済機構等の代理店業務

④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務

⑤日本政策金融公庫等の代理貸付業務

⑥信託代理店業務

◎保護預り及び貸金庫業務

◎有価証券の貸付

◎債務の保証(支払承諾)

◎公共債の引受

◎国債等公共債及び投資信託の窓口販売

◎コマーシャル・ペーパー等の取扱い

◎損害保険の窓口販売

◎生命保険の窓口販売

◎確定拠出年金業務

◎金融商品仲介業務

[当行の役員]

代表取締役会長

たかはし まさひろ
高橋 真裕

常務取締役

みうら しげき
三浦 茂樹

常務取締役(総合企画部長)

ささき やすし
佐々木 泰司

常務取締役(人事部長)

かきき やすたか
柿木 康孝

取締役(社外取締役)

たかはし あつし
高橋 温

取締役監査等委員(常勤)

ちば ゆうじ
千葉 祐嗣

取締役監査等委員(社外取締役)

おぼら しのみ
小原 忍

取締役監査等委員(社外取締役)

すがわら えつこ
菅原 悦子

常務執行役員仙台営業部長

かわむら かつひろ
川村 勝浩

執行役員リテール戦略部長

にいさと しんじ
新里 真士

執行役員水沢支店長

いとう さとし
伊藤 敏

代表取締役頭取

たくち さちお
田口 幸雄

常務取締役

さとう もとむ
佐藤 求

常務取締役

いしかわ けんせい
石川 健正

取締役(社外取締役)

みうら ひろし
三浦 宏

取締役(社外取締役)

うべ ふみお
宇部 文雄

取締役監査等委員(常勤)

たかはし ひろあき
高橋 博昭

取締役監査等委員(社外取締役)

よしだ みずひこ
吉田 瑞彦

執行役員法人戦略部長

ささき やすひろ
佐々木 安浩

執行役員東京営業部長

いわやま とおる
岩山 徹

執行役員本店営業部長

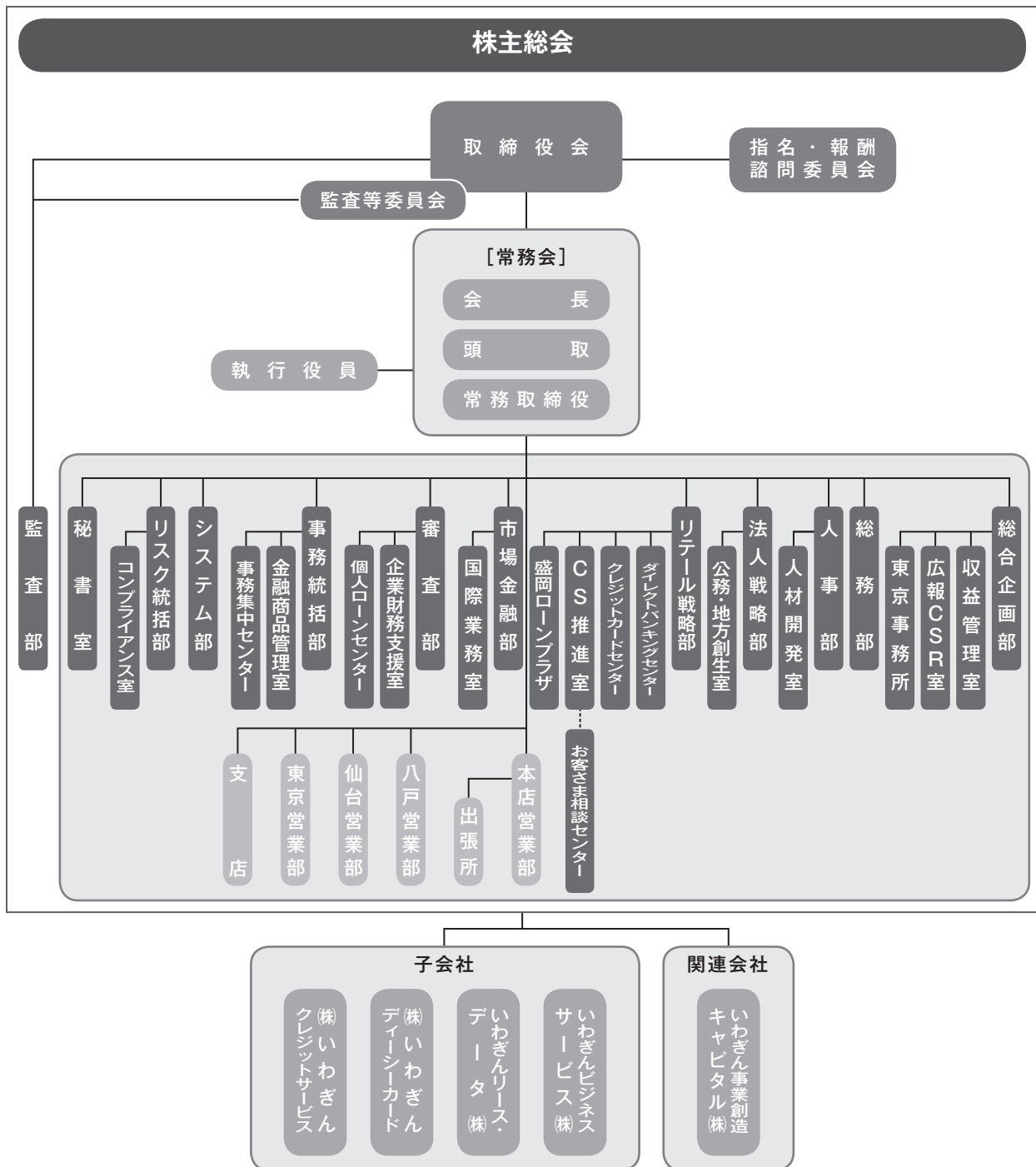
きし しんえい
岸 真英

(2019年7月1日現在)

[組織と従業員の状況]

組織図

(2019年7月1日現在)



従業員の状況

		2017年3月	2018年3月	2019年3月
行員数	男性	952人	950人	938人
	女性	520人	531人	514人
	合計	1,472人	1,481人	1,452人

(注) 行員数には、臨時雇員および嘱託は含まれていません。

[グループ企業]

当行及び子会社等の概況

(2019年7月1日現在)

主要な事業の内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、連結子会社4社、非持分法適用関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、事務代行業務、電算機処理受託業務、リース業務、クレジットカード業務、信用保証業務、投資ファンドの運営業務などの金融サービスに係る事業を行っています。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりです。

組織の構成

(●は連結子会社、○は非持分法適用会社)

岩手銀行グループ

銀行業務

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、信託業務、社債受託及び登録業務、その他附帯業務等を行い、グループの中心的業務と位置づけています。

銀行従属業務

子会社1社 ●いわぎんビジネスサービス株式会社

子会社1社において、現金精算・整理業務等の主に銀行業務の従属業務を行っています。

電算機処理受託業務/リース業務

子会社1社 ●いわぎんリース・データ株式会社

子会社1社において、電算機による処理受託業務、リース業務を行っています。

クレジットカード業務/信用保証業務等

子会社2社 ●株式会社いわぎんディーシーカード

●株式会社いわぎんクレジットサービス

子会社2社において、クレジットカード業務、信用保証業務等を行っています。

投資ファンドの運営業務等

関連会社1社 ○いわぎん事業創造キャピタル株式会社

関連会社1社において、投資ファンドの運営業務等を行っています。

子会社等の概要

名称/所在地	資本金	主要な事業内容	設立年月日	当行議決権割合	当該子会社等以外の子会社等の議決権割合
いわぎんビジネスサービス(株) 岩手県盛岡市中央通1-2-3	10百万円	岩手銀行の一部事務代行業務等	1979年9月4日	100%	0%
いわぎんリース・データ(株) 岩手県盛岡市中ノ橋通1-5-31	30百万円	電算機による業務処理受託、リース業務	1972年4月1日	100%	0%
(株)いわぎんディーシーカード 岩手県盛岡市中ノ橋通1-2-14	20百万円	クレジットカード業務、信用保証業務等	1989年8月1日	100%	0%
(株)いわぎんクレジットサービス 岩手県盛岡市盛岡駅前通14-10-301	20百万円	クレジットカード業務、信用保証業務等	1989年8月1日	100%	0%
いわぎん事業創造キャピタル(株) 岩手県盛岡市中央通1-2-3	50百万円	投資ファンドの運営業務等	2015年4月1日	40%	0%

[店舗一覧]

(2019年7月1日現在)

㊦は外国為替取扱店(八戸営業部、仙台営業部、気仙沼支店、東京営業部では外国通貨の両替業務はお取り扱いしておりません。)

㊧は外貨両替取扱店

㊨は金融商品仲介業務取扱店

店舗内ATMの営業時間が2016年1月1日より平日・休日(土日祝)ともに8:00~21:00となっています。(ただし、8:00~21:00以外の店舗内ATMについては表示の通り)

岩手県(86カ店)

本店営業部 ㊦㊧㊨

☎(019)623-1111
盛岡市中央通一丁目2番3号

盛岡市役所出張所

☎(019)652-1621
盛岡市内丸12番2号
(平)8:00~18:00 (土日祝)休業

中ノ橋

☎(019)654-5571
盛岡市中ノ橋通一丁目2番16号

惣門

☎(019)654-5571
盛岡市中ノ橋通一丁目2番16号 中ノ橋支店内
(中ノ橋支店の店舗内ATMをご利用ください)

盛岡駅前

☎(019)653-4474
盛岡市盛岡駅前通14番10号

材木町

☎(019)622-9134
盛岡市長田町3番6号

仙北町 ㊧

☎(019)634-1411
盛岡市仙北二丁目2番20号

本町

☎(019)653-1271
盛岡市本町通一丁目16番8号

大通

☎(019)622-3185
盛岡市大通二丁目6番1号

県庁

☎(019)623-5318
盛岡市内丸10番1号
(平)8:00~19:00 (土日祝)休業

上田

☎(019)623-6431
盛岡市上田一丁目9番19号

青山町 ㊧

☎(019)647-3133
盛岡市青山三丁目29番10号

月が丘(コンサルティングプラザ月が丘)

☎(019)647-9555
盛岡市月が丘一丁目5番5号

緑が丘 ㊧

☎(019)662-2431
盛岡市緑が丘四丁目1番66号

茶畑

☎(019)651-1855
盛岡市中野一丁目2番3号

山岸

☎(019)651-8020
盛岡市山岸一丁目5番2号

松園

☎(019)661-6111
盛岡市西松園三丁目23番12号

みたけ

☎(019)641-4451
盛岡市みたけ四丁目5番1号

天昌寺

☎(019)645-1235
盛岡市北天昌寺町2番6号

高松

☎(019)654-5005
盛岡市上田四丁目21番10号

本宮

☎(019)635-2388
盛岡市本宮五丁目13番8号
盛岡ローンプラザ【付随業務取扱事務所】併設
フリーダイヤル ☎0120-436020

城西

☎(019)622-1812
盛岡市城西町13番11号

加賀野(コンサルティングプラザ加賀野)

☎(019)625-7535
盛岡市天神町8番30号

都南 ㊧

☎(019)638-6171
盛岡市津志田15地割48番地3

津志田

☎(019)638-2420
盛岡市津志田中央三丁目27番33号

手代森

☎(019)696-4101
盛岡市手代森14地割16番地10

好摩

☎(019)682-0011
盛岡市好摩字夏間木108番地の3

流通センター

☎(019)638-5533
紫波郡矢巾町流通センター南一丁目2番15号
(平)8:00~19:00 (土)8:00~19:00
(日祝)休業

矢巾

☎(019)697-8561
紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割443番地

紫波 ㊧

☎(019)672-2131
紫波郡紫波町日詰字郡山駅211番地

菓子

☎(019)688-3031
滝沢市菓子1187番地5

滝沢

☎(019)684-4681
滝沢市鶴飼笹森10番地15

雫石 ㊧

☎(019)692-2121
岩手郡雫石町中町12番地3

沼宮内

☎(0195)62-2211
岩手郡岩手町大字沼宮内第7地割14番地の11

葛巻

☎(0195)66-2211
岩手郡葛巻町葛巻第12地割29番地2

花巻 ㊦㊧㊨

☎(0198)24-3111
花巻市上町6番12号

鍛冶町

☎(0198)24-3111
花巻市上町6番12号 花巻支店内
(花巻支店の店舗内ATMをご利用ください)

花巻北(ローンプラザ花巻北)

☎(0198)23-7001
フリーダイヤル ☎0120-436018
花巻市下小舟渡118番地1
イトーヨーカドー花巻店1階

花巻西

☎(0198)23-7776
花巻市西大通り一丁目27番8号

石鳥谷

☎(0198)45-2211
花巻市石鳥谷町好地第8地割40番地5

土沢

☎(0198)42-4111
花巻市東和町土沢5区349番地

北上 ㊦㊧㊨

☎(0197)63-3111
北上市本通り二丁目4番9号

北上駅前

☎(0197)63-3111
北上市本通り二丁目4番9号 北上支店内
(北上支店の店舗内ATMをご利用ください)

北上東

☎(0197)64-5351
北上市中野町二丁目27番55号

常盤台

☎(0197)64-7441
北上市常盤台三丁目13番1号

江釣子(ローンプラザえづりこ)

☎(0197)65-2581
フリーダイヤル ☎0120-601635
北上市北鬼柳19地割68番地

遠野 ㊧

☎(0198)62-2244
遠野市東館町8番4号

金ケ崎

☎(0197)42-3101
胆沢郡金ケ崎町西根本町13番地

水沢 ㊦㊧㊨

☎(0197)24-5121
奥州市水沢中町133番地2

原中

☎(0197)25-8411
奥州市水沢太日通り三丁目1番22号

日高(コンサルティングプラザ日高)

☎(0197)22-5420
奥州市水沢西町2番34号

あてるい(ローンプラザあてるい)

☎(0197)25-7211
フリーダイヤル ☎0120-605833
奥州市水沢佐倉河字羽黒田5番地

江刺

☎(0197)35-2155
奥州市江刺六日町3番13号

前沢

☎(0197)56-3151
奥州市前沢あすか通二丁目2番地1

平泉
☎(0191)46-2941 西磐井郡平泉町平泉字志羅山153番地1
一関 ㊤㊦㊧
☎(0191)23-3000 一関市大町5番10号
山目
☎(0191)23-5018 一関市山目字寺前50番地3
一関西
☎(0191)23-5018 一関市山目字寺前50番地3 山目支店内 (山目支店の店舗内ATMをご利用ください)
三関(ローンプラザ三関)
☎(0191)26-3371 フリーダイヤル ☎0120-436050 一関市三関字神田158番地1
花泉
☎(0191)82-5261 一関市花泉町花泉字地平45番地1
千厩
☎(0191)52-3111 一関市千厩町千厩字町170番地1
摺沢
☎(0191)75-2131 一関市大東町摺沢字但馬崎16番地11
藤沢
☎(0191)63-2424 一関市藤沢町藤沢字町119番地
大船渡 ㊤㊦㊧
☎(0192)26-2181 大船渡市大船渡町字茶屋前59番地の6ヤチビル1階
盛(住宅ローンデスク盛 併設)
☎(0192)26-3144 フリーダイヤル ☎0120-106813 大船渡市盛町字町4番地の11

青森県(7カ店)

青森
☎(017)722-6307 青森市古川二丁目20番6号AQUA古川 二丁目ビル1階 (平)8:45~17:00 (土日祝)休業
八戸営業部 ㊤㊦
☎(0178)43-4151 八戸市大字八日町36番地
湊
☎(0178)33-2121 八戸市大字白銀町字右新井田道5番地1
根城
☎(0178)24-4121 八戸市根城四丁目21番22号
田面木
☎(0178)24-4121 八戸市根城四丁目21番22号 根城支店内 (根城支店の店舗内ATMをご利用ください)
八戸駅前
☎(0178)23-5111 八戸市一番町一丁目8番地21
十三日町(ローンプラザ八戸)
☎(0178)47-5280 フリーダイヤル ☎0120-601608 八戸市大字十三日町14 (平)10:00~18:00 (土日祝)10:00~17:00

高田 ㊤
☎(0192)54-3111 陸前高田市竹駒町字滝の里4番地3
世田米
☎(0192)46-3131 気仙郡住田町世田米字世田米18番地
釜石 ㊤㊦㊧ (住宅ローンデスク釜石 併設)
☎(0193)22-3111 フリーダイヤル ☎0120-43-6033 釜石市鈴子町15番7号
はまゆり
☎(0193)22-3111 釜石市鈴子町15番7号釜石支店内 (釜石支店の店舗内ATMをご利用ください)
中妻
☎(0193)23-5601 釜石市中妻町三丁目9番23号
大槌
☎(0193)42-3535 上閉伊郡大槌町小鍵第27地割3番4号 SCシーサイドタウンマスト2階 (平)9:00~19:00 (土日祝)9:00~19:00
宮古中央 ㊤㊦㊧ (住宅ローンデスク宮古 併設)
☎(0193)62-3401 フリーダイヤル ☎0120-43-6088 宮古市末広町7番20号
宮古
☎(0193)62-3011 宮古市築地一丁目1番28号
山田
☎(0193)82-3131 下閉伊郡山田町中央町8番23号
岩泉
☎(0194)22-2381 下閉伊郡岩泉町岩泉字太田35番地

秋田県(1カ店)

秋田
☎(018)827-3033 秋田市大町三丁目3番11号ミタビル1階
宮城県(9カ店)
仙台営業部 ㊤㊦
☎(022)222-1511 仙台市青葉区中央二丁目2番10号
長町
☎(022)247-2151 仙台市太白区長町三丁目7番14号
美田園(ローンプラザ長町)
☎(022)281-8258 フリーダイヤル ☎0120-603730 仙台市太白区長町三丁目7番14号 長町支店3階 (長町支店の店舗内ATMをご利用ください)
宮城野
☎(022)235-4441 仙台市若林区大和町四丁目24番24号
泉中央(ローンプラザ泉中央)
☎(022)375-2431 フリーダイヤル ☎0120-685332 仙台市泉区泉中央四丁目4番1号WINビル1階
塩釜
☎(022)366-1211 塩釜市旭町20番18号

久慈中央 ㊤㊦
☎(0194)53-5211 久慈市川崎町10番10号
久慈
☎(0194)53-3211 久慈市十八日町一丁目1番地 ※2019年7月8日より久慈中央支店内で営業いたします
野田
☎(0194)78-2031 九戸郡野田村大字野田第19地割132番地
種市
☎(0194)65-2031 九戸郡野野町種市第23地割27番地81
軽米
☎(0195)46-2211 九戸郡軽米町大字軽米第8地割96番地の1
伊保内
☎(0195)42-2121 九戸郡九戸村大字伊保内第12地割5番地
二戸 ㊤㊦
☎(0195)23-2125 二戸市福岡字上町14番地1
浄法寺
☎(0195)38-2221 二戸市浄法寺町浄法寺32番地3
一戸
☎(0195)33-3155 二戸郡一戸町一戸字向町47番地
平館
☎(0195)74-3121 八幡平市平館第9地割72番地の5
安代
☎(0195)72-2211 八幡平市荒屋新町56番地3

石巻
☎(0225)95-6121 石巻市立町二丁目4番25号
気仙沼 ㊤
☎(0226)22-6880 気仙沼市古町一丁目6番22号2階
大崎
☎(0229)23-1650 大崎市古川駅前大通一丁目5番15号共栄倉ビル1階
東京都(1カ店)
東京営業部 ㊤
☎(03)3270-1631 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号 東山ビルディング5階 (平)9:00~17:00 (土日祝)休業
バーチャル店舗(2カ店)
イーハトーヴ(インターネット専用)
フリーダイヤル ☎0120-788506 ホームページアドレス https://www.iwatebank.co.jp/ 盛岡市中央通一丁目2番3号本店7階 ダイレクトバンキングセンター内
振込専用
コンビニATM運営管理店舗(2カ店)
イーネットATM
ローソンATM

[主要な経営指標等の推移]

■最近の5連結会計年度における主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

連結会計年度	2014年度 自2014年4月1日 至2015年3月31日	2015年度 自2015年4月1日 至2016年3月31日	2016年度 自2016年4月1日 至2017年3月31日	2017年度 自2017年4月1日 至2018年3月31日	2018年度 自2018年4月1日 至2019年3月31日
項目					
連結経常収益	44,420	46,522	45,867	47,168	48,520
連結経常利益	11,206	11,187	7,916	8,283	6,329
親会社株主に帰属する当期純利益	7,354	7,107	10,152	5,523	4,186
連結包括利益	24,274	1,605	5,147	6,158	△ 1,221
連結純資産額	192,693	193,097	198,288	203,378	200,944
連結総資産額	3,545,984	3,514,347	3,552,478	3,556,832	3,509,420
1株当たり純資産額(円)	10,846.26	10,867.07	11,075.21	11,346.27	11,204.80
1株当たり当期純利益(円)	414.15	400.26	567.99	308.69	233.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	371.87	359.19	509.81	276.91	225.14
連結自己資本比率(国内基準)(%)	12.98	13.07	12.77	12.52	12.24
従業員数(人)	1,463	1,474	1,603	1,596	1,565

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
2. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しています。当行は、国内基準を採用していません。

■最近の5事業年度における主要な経営指標等の推移(単体)

(単位:百万円)

事業年度	第133期 2015年3月期	第134期 2016年3月期	第135期 2017年3月期	第136期 2018年3月期	第137期 2019年3月期
項目					
経常収益	44,392	46,484	41,485	41,954	43,713
業務粗利益	37,336	36,689	33,312	32,097	32,075
業務純益	10,834	10,762	7,366	5,996	6,169
経常利益	11,185	11,161	7,507	8,017	6,418
当期純利益	7,338	7,081	5,618	5,474	4,469
資本金	12,089	12,089	12,089	12,089	12,089
(発行済株式総数)	(18,497千株)	(18,497千株)	(18,497千株)	(18,497千株)	(18,497千株)
純資産額	192,144	194,038	193,923	198,405	196,317
総資産額	3,545,706	3,516,745	3,549,926	3,554,548	3,507,706
預金残高	3,053,822	3,001,277	3,056,146	3,080,151	2,957,423
貸出金残高	1,741,015	1,772,817	1,706,665	1,755,954	1,799,308
有価証券残高	1,382,374	1,320,837	1,347,074	1,301,577	1,221,926
1株当たり純資産額(円)	10,814.05	10,918.77	10,820.53	11,068.56	10,946.54
1株当たり配当額(円)	65.00	70.00	70.00	70.00	70.00
(うち1株当たり中間配当額)(円)	(30.00)	(35.00)	(35.00)	(35.00)	(35.00)
1株当たり当期純利益(円)	413.24	398.77	314.40	305.73	249.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	371.06	357.86	282.20	274.28	240.34
単体自己資本比率(国内基準)(%)	12.93	13.03	12.38	12.11	11.87
配当性向(%)	15.72	17.55	22.26	22.89	28.05
従業員数(人)	1,449	1,457	1,461	1,463	1,429

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
2. 第137期(2019年3月)中間配当についての取締役会決議は2018年11月9日に行いました。
3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しています。当行は、国内基準を採用していません。

[連結財務諸表]

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期	科 目	2018年3月期	2019年3月期
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 預 け 金	408,997	394,250	預 金	3,076,774	2,953,676
買 入 金 銭 債 権	4,276	5,630	譲 渡 性 預 金	203,346	263,846
金 銭 の 信 託	7,982	12,775	コールマネー及び売渡手形	2,337	2,219
有 価 証 券	1,298,807	1,219,001	債券貸借取引受入担保金	4,133	6,514
貸 出 金	1,752,658	1,795,099	借 用 金	13,602	42,404
外 国 為 替	2,497	2,158	外 国 為 替	7	0
そ の 他 資 産	60,027	62,628	新 株 予 約 権 付 社 債	10,624	—
有 形 固 定 資 産	17,309	16,971	そ の 他 負 債	21,949	21,007
建 物	5,887	5,952	役 員 賞 与 引 当 金	25	25
土 地	8,884	8,861	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,944	2,133
リ ー ス 資 産	236	121	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18	18
建 設 仮 勘 定	157	—	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	450	391
その他の有形固定資産	2,143	2,036	偶 発 損 失 引 当 金	226	249
無 形 固 定 資 産	1,241	1,038	繰 延 税 金 負 債	10,748	8,160
ソ フ ト ウ エ ア	1,081	908	支 払 承 諾	7,263	7,828
リ ー ス 資 産	94	111	負 債 の 部 合 計	3,353,453	3,308,475
その他の無形固定資産	65	19	(純 資 産 の 部)		
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,542	4,523	資 本 金	12,089	12,089
繰 延 税 金 資 産	489	421	資 本 剰 余 金	5,666	5,666
支 払 承 諾 見 返	7,263	7,828	利 益 剰 余 金	151,236	154,162
貸 倒 引 当 金	△ 9,261	△ 12,909	自 己 株 式	△ 2,988	△ 2,945
			株 主 資 本 合 計	166,004	168,973
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	41,696	37,030
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,358	△ 3,939
			退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,167	△ 1,327
			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	37,170	31,762
			新 株 予 約 権	203	208
			純 資 産 の 部 合 計	203,378	200,944
資 産 の 部 合 計	3,556,832	3,509,420	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,556,832	3,509,420

■連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期
経 常 収 益	47,168	48,520
資 金 運 用 収 益	31,267	30,779
貸 出 金 利 息	17,815	17,623
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,404	13,097
コールローン利息及び買入手形利息	△ 4	10
預 け 金 利 息	31	31
そ の 他 の 受 入 利 息	20	17
役 務 取 引 等 収 益	8,250	8,503
そ の 他 業 務 収 益	4,402	4,242
そ の 他 経 常 収 益	3,249	4,994
償 却 債 権 取 立 益	1	30
そ の 他 の 経 常 収 益	3,247	4,963
経 常 費 用	38,885	42,191
資 金 調 達 費 用	1,254	1,238
預 金 利 息	510	428
譲 渡 性 預 金 利 息	14	11
コールマネー利息及び売渡手形利息	18	9
債券貸借取引支払利息	66	144
借 用 金 利 息	69	82
そ の 他 の 支 払 利 息	574	561
役 務 取 引 等 費 用	3,112	3,245
そ の 他 業 務 費 用	5,521	5,219
営 業 経 費	28,108	27,088
そ の 他 経 常 費 用	888	5,399
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	597	4,550
そ の 他 の 経 常 費 用	290	849
経 常 利 益	8,283	6,329

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期
特 別 利 益	47	25
固 定 資 産 処 分 益	47	25
特 別 損 失	265	101
固 定 資 産 処 分 損	84	25
減 損 損 失	180	75
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8,065	6,252
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,043	2,390
法 人 税 等 調 整 額	△ 498	△ 325
法 人 税 等 合 計	2,544	2,065
当 期 純 利 益	5,520	4,186
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△ 3	—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	5,523	4,186

■連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期
当 期 純 利 益	5,520	4,186
そ の 他 の 包 括 利 益		
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	278	△ 4,666
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3	△ 581
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	362	△ 160
そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	638	△ 5,408
包 括 利 益	6,158	△ 1,221
(内訳)		
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	6,161	△ 1,221
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	△ 3	—

■連結株主資本等変動計算書

2018年3月期

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	12,089	5,502	146,965	△ 3,117	161,439	41,417	△ 3,355	△ 1,530	36,532	156	159	198,288
当 期 変 動 額												
剰余金の配当			△ 1,252		△ 1,252							△ 1,252
親会社株主に帰属 する当期純利益			5,523		5,523							5,523
自己株式の取得				△ 2	△ 2							△ 2
自己株式の処分			△ 0	0	0							0
連結子会社の保有す る親会社株式の売却		6		130	136							136
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		158			158							158
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						278	△ 3	362	638	46	△ 159	525
当 期 変 動 額 合 計	—	164	4,271	128	4,564	278	△ 3	362	638	46	△ 159	5,089
当 期 末 残 高	12,089	5,666	151,236	△ 2,988	166,004	41,696	△ 3,358	△ 1,167	37,170	203	—	203,378

2019年3月期

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	12,089	5,666	151,236	△ 2,988	166,004	41,696	△ 3,358	△ 1,167	37,170	203	203,378	
当 期 変 動 額												
剰余金の配当			△ 1,253		△ 1,253							△ 1,253
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,186		4,186							4,186
自己株式の取得				△ 3	△ 3							△ 3
自己株式の処分			△ 6	47	40							40
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△ 4,666	△ 581	△ 160	△ 5,408	5	△ 5,403	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,925	43	2,969	△ 4,666	△ 581	△ 160	△ 5,408	5	△ 2,433	
当 期 末 残 高	12,089	5,666	154,162	△ 2,945	168,973	37,030	△ 3,939	△ 1,327	31,762	208	200,944	

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,065	6,252
減価償却費	2,064	1,939
減損損失	180	75
貸倒引当金の増減(△)	354	3,648
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△ 62	23
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	0	△ 0
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	328	2
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 33	△ 24
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 1	△ 0
睡眠預金払戻引当金の増減(△)	△ 118	△ 59
資金運用収益	△ 31,267	△ 30,779
資金調達費用	1,254	1,238
有価証券関係損益(△)	△ 774	△ 3,045
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 159	182
為替差損益(△は益)	876	△ 806
固定資産処分損益(△は益)	37	0
貸出金の純増(△)減	△ 47,908	△ 42,441
預金の純増減(△)	23,861	△ 123,098
譲渡性預金の純増減(△)	△ 15,138	60,500
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	△ 499	28,801
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 1	△ 449
コールローン等の純増(△)減	△ 1,425	△ 1,354
コールマネー等の純増減(△)	△ 3,272	△ 117
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	3,003	2,380
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 623	339
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 12	△ 7
資金運用による収入	31,910	31,558
資金調達による支出	△ 1,353	△ 1,370
その他	△ 24,285	△ 2,625

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期
小 計	△ 54,999	△ 69,237
法人税等の支払額	△ 1,637	△ 3,740
法人税等の還付額	634	20
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 56,002	△ 72,957
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 996,634	△ 660,301
有価証券の売却による収入	43,759	30,230
有価証券の償還による収入	997,607	707,011
金銭の信託の増加による支出	△ 3,000	△ 5,000
有形固定資産の取得による支出	△ 1,827	△ 1,156
有形固定資産の売却による収入	75	58
有形固定資産の除却による支出	△ 62	△ 21
無形固定資産の取得による支出	△ 353	△ 220
資産除去債務の履行による支出	△ 29	△ 62
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,533	70,537
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約社債及び新株予約権付社債の償還による支出	—	△ 11,054
リース債務の返済による支出	△ 487	△ 485
配当金の支払額	△ 1,252	△ 1,253
非支配株主への配当金の支払額	△ 0	—
自己株式の取得による支出	△ 2	△ 3
自己株式の売却による収入	0	0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△ 1	—
子会社の所有する親会社株式の売却による収入	144	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,598	△ 12,796
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	20
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 18,054	△ 15,195
現金及び現金同等物の期首残高	426,580	408,526
現金及び現金同等物の期末残高	408,526	393,330

■はじめに

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 前連結会計年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)及び当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表は会社法第396条第1項及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人の監査証明を受けております。

■注記事項(2019年3月期)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1)連結子会社 4社
 - 会社名 いわぎんビジネスサービス株式会社
 - いわぎんリース・データ株式会社
 - 株式会社いわぎんティーンカード
 - 株式会社いわぎんクレジットサービス
- (2)非連結子会社 1社
 - 会社名 いわぎん農業法人投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1)持分法非適用の非連結子会社 1社
 - 会社名 いわぎん農業法人投資事業有限責任組合
- (2)持分法非適用の関連会社 2社
 - 会社名 いわぎん事業創造キャピタル株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月末日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1)商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2)有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~30年 その他 2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日)に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6)役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の前平均勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付けております。

(12)重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

②為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

③一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(13)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金及び日本銀行への預け金であります。

(14)消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

株式	20百万円
出資金	859百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

22,100百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	3,454百万円
延滞債権額	30,593百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
 3カ月以上延滞債権額 3百万円
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
 貸出条件緩和債権額 7,370百万円
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
 合計額 41,422百万円
 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
 4,066百万円
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 129,146百万円
 その他資産 100百万円
 計 129,246百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 46,412百万円
 債券貸借取引受入担保金 6,514百万円
 借入金 42,175百万円
 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。
 その他資産 35,003百万円
 また、その他資産には、金融商品等差入担保金、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
 金融商品等差入担保金 9,453百万円
 保証金 89百万円
 敷金 166百万円
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
 融資未実行残高 710,595百万円
 うち原契約期間が1年以内のもの
 (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) 675,858百万円
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 37,651百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 922百万円
 (当連結会計年度の圧縮記帳額) (一百万円)
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 3,521百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。
 国債等債券売却益 282百万円
2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。
 株式等売却益 4,225百万円
 金銭の信託運用益 20百万円
3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。
 国債等債券償還損 1,228百万円
 外国為替売買損 485百万円
4. 営業経費には、次のものを含んでおります。
 給料・手当 11,557百万円
 退職給付費用 565百万円
5. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。
 金銭の信託運用損 202百万円
 債権売却損 135百万円
 株式等売却損 126百万円
6. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗	9か所 <small>地 建 物 その他有形固定資産</small>	65百万円
稼働資産	宮城県内	社宅	1か所 建物	6百万円
稼働資産	青森県内	営業店舗	1か所 建物	0百万円
稼働資産	秋田県内	営業店舗	1か所 建物	0百万円
遊休資産	岩手県内	遊休土地	2か所 土地	2百万円
合計				75百万円
				(うち土地 7百万円)
				(うち建物 49百万円)
				(うち動産 4百万円)
				(うちその他の無形固定資産 13百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグループピングを行っております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	△ 2,108百万円
組替調整額	△ 4,429百万円
税効果調整前	△ 6,537百万円
税効果額	1,871百万円
その他有価証券評価差額金	△ 4,666百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	△ 1,380百万円
組替調整額	545百万円
税効果調整前	△ 835百万円
税効果額	253百万円
繰延ヘッジ損益	△ 581百万円
退職給付に係る調整額	
当期発生額	△ 638百万円
組替調整額	407百万円
税効果調整前	△ 230百万円
税効果額	70百万円
退職給付に係る調整額	△ 160百万円
その他の包括利益合計	△ 5,408百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,497	—	—	18,497	
合 計	18,497	—	—	18,497	
自己株式					
普通株式	591	0	9	582 (注)1、2	
合 計	591	0	9	582	

(注)1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度		当連結会計年度末	当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	増加 減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			208	
合 計			—			208	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	626	35	2018年 3月31日	2018年 6月25日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	627	35	2018年 9月30日	2018年 12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	627	利益剰余金	35	2019年 3月31日	2019年 6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲げられている科目の金額との関係

現金預け金勘定	394,250百万円
普通預け金	△ 304百万円
その他	△ 615百万円
現金及び現金同等物	393,330百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

a. 有形固定資産

該当ありません。

b. 無形固定資産

主として、営業店システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

a.有形固定資産

主として、営業店システムの事務機器であります。

b.無形固定資産

主として、営業店システムのソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料(貸主側)

1年内	31百万円
1年超	266百万円
合計	298百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等の銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループが主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方で、貸出や有価証券投資による資金運用を行っております。よって、当行グループの金融資産及び金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク(金利リスクや価格変動リスク等)を有しているほか、資金繰りに困難が生じるリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融市場等の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための「資産・負債の総合管理(ALM)」を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の企業及び個人に対する貸出金や投資有価証券であります。

貸出金は、信用供与先の債務不履行による貸倒発生等の信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における業種別の貸出金構成比では、個人が最も多く、次いで地方公共団体、不動産・物品賃貸業、製造業などとなっております。概ね各業種に分散されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的、満期保有目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスク及び市場価格の変動リスク等に晒されております。

預金や社債、コールマネー等の負債は、資産との金利または期間のミスマッチによる金利の変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金が調達できなくなったり、当行の信用力によっては通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引には、ALMの一環として行っている金利スワップ取引があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、融資事務及び信用リスク管理に関する内部規程に従い、貸出金等について個別案件ごとの与信審査、融資条件の決定、また信用供与先ごとに内部格付、与信限度額、問題債権への対応などの与信管理体制を整備し運用しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、リスク統括部により行われ、定期的に取締役会へ付議・報告を行っております。また、行内格付や貸出金ポートフォリオのモニタリングを行い、信用リスク定量化結果とともに四半期毎に信用リスク委員会へ報告しております。さらに、与信管理の状況については、行内の監査部門による厳正なチェック体制を構築しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

a.金利リスクの管理

当行ではALMによって金利の変動リスクを管理しており、資金運用会議や金利検討部会における協議を踏まえ、ALM委員会において、その実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、BPV(ベース・ポイント・バリュウ)、VaR(バリュウ・アット・リスク)等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。なお、ALMの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

b.為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を利用しております。

c.価格変動リスクの管理

有価証券投資に係る価格変動リスクについては、市場関連リスク管理規程に基づき、一定の保有期間と信頼区間に基づくVaRを日次で計測し、そのリスク量が自己資本の一定額に収まっているかを把握し管理しております。また、半期毎に総合損益ベースならびに実現損益ベースの損失限度額と投資限度額を定めており、日次でそれぞれの計測を行い管理しております。これらの情報は

リスク統括部を通じて、経営者に対し日次で報告しております。

市場金融部における有価証券投資については、市場業務運用基準、市場リスク管理基準、ならびに投資基本方針に定める投資対象及び投資ガイドラインに基づき行われており、投資後の継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、市場環境や投資状況については、リスク統括部を通じて、経営者に対し定期的に報告しております。

d.デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ取引取扱規程、市場業務運用基準及び市場リスク管理基準において、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理について担当する部門と役割を明確に定め、内部牽制を確立のうえ実施しております。

e.市場リスクに係る定量的情報

当行では、預金、貸出金及び有価証券(債券(投資勘定)、純投資株式、政策投資株式、投資信託)のVaR算定にあたり、分散・共分散法(信頼区間99.96%、観測期間1年)を採用しております。算定にあたってのパラメータである保有期間については、預金、貸出金及び政策投資株式は6ヵ月、債券(投資勘定)、純投資株式及び投資信託は3ヵ月としております。

当連結会計年度末における当行の市場リスク量(損失額の推計値)は20,227百万円であります。

なお、当行では、有価証券においてモデルが算出するVaRと実際の損益またはポートフォリオを固定した仮想損益を比較するバックテストを実施しており、バックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行における流動性リスク管理は、流動性リスク管理規程において定量的な基準に基づき判定される状況別の管理手続きを定めており、適切に全体の資金繰り管理を行っております。また、半期毎に支払準備額の下限値を定め、日次でモニタリングを行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	394,250	394,250	—
(2) 買入金銭債権	5,445	5,457	11
(3) 金銭の信託	12,775	12,775	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,262	26,715	4,452
その他の有価証券	1,185,278	1,185,278	—
(5) 貸出金	1,795,099		
貸倒引当金(*1)	△12,442		
	1,782,657	1,787,915	5,258
資産計	3,402,669	3,412,392	9,722
(1) 預金	2,953,676	2,953,758	82
(2) 譲渡性預金	263,846	263,846	0
(3) コールマネー及び売渡手形	2,219	2,219	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	6,514	6,514	—
(5) 借入金	42,404	42,404	△0
(6) 新株予約権付社債	—	—	—
負債計	3,268,660	3,268,742	82
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(153)	(153)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,660)	(9,429)	(3,768)
デリバティブ取引計	(5,814)	(9,582)	(3,768)

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間(1年以内)の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が1年以内の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が1年超のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格(気配値を含む)を時価としております。

(3)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

す。私算債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割引いて算定しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)コールマネー及び売渡手形、及び(4)債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5)借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6)新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)買入金銭債権及び(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	2019年3月31日
① 非上場株式(*1)(*2)	1,245
② 組合出資金等(*3)	10,214
③ 信託受益権(*4)	185
合計	11,645

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3)組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。

(*4)信託受益権のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	368,095	-	-	-	-	-
買入金銭債権	1,447	-	-	-	-	4,183
有価証券						
満期保有目的の債券	-	303	-	-	1,985	19,974
うち 国債	-	-	-	-	1,985	19,974
社債	-	303	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	162,484	250,840	148,927	125,411	330,666	78,973
うち 国債	55,527	69,554	9,471	10,519	24,550	47,444
地方債	6,455	28,319	7,087	69,336	210,834	20,394
社債	60,060	97,644	70,322	9,905	45,422	8,698
貸出金(*2)	305,302	366,642	332,909	166,803	126,613	302,053
合計	837,328	617,786	481,837	292,214	459,264	405,185

(*1)満期のない預け金については、「1年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、期間の定めのない当座貸越及び未収収益不計上貸出は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	2,838,542	107,608	6,260	1,225	39	-
譲渡性預金	263,846	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	2,219	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	6,514	-	-	-	-	-
借入金(*2)	1,860	-	9	12	18	61
合計	3,112,983	107,608	6,269	1,237	57	61

(*1)預金のうち、要求払預金及び期日経過の定期性預金については、「1年以内」に含めております。

(*2)借入金は、金利の負担を伴うものについて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。また、当行は、2016年4月1日付で確定給付企業年金制度(待期者及び年金受給者部分を除く)の一部を確定拠出年金制度に移行いたしました。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金は年金を支給しており、キャッシュ・バランス・プランを導入しております。当該制度では、加入者ごとに積立額及び年金額の本質に相当する仮想個人口座を設けております。仮想個人口座には、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと、給与水準等に基づく拠出クレジットを累積しております。

また、確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

退職一時金制度(非積立型制度でありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。)では、退職給付として、勤続年数及び職能資格・職位ごとに予め定められたポイントを毎年加入者に付与し、退職時に累積されたポイントにポイント単価を乗じて算定した一時金を支給しております。

なお、連結子会社がある退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	25,513百万円
勤務費用(従業員掛金拠出額を含む)	679
利息費用	107
数理計算上の差異の発生額	179
退職給付の支払額	△ 1,116
退職給付債務の期末残高	25,363

(注) 簡便法により会計処理している連結子会社の重要性が乏しいため、当該子会社の退職給付に係る負債、退職給付費用及び退職給付の支払額については、上記に含めて計上しております。なお、退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	28,112百万円
期待運用収益	702
数理計算上の差異の発生額	△ 459
事業主掛金拠出額	113
従業員掛金拠出額	52
退職給付の支払額	△ 769
年金資産の期末残高	27,753

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	25,043百万円
年金資産	△ 27,753
	△ 2,709
非積立型制度の退職給付債務	319
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 2,389
退職給付に係る負債	2,133百万円
退職給付に係る資産	△ 4,523
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 2,389

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(従業員掛金拠出額を除く)	626百万円
利息費用	107
期待運用収益	△ 702
数理計算上の差異の費用処理額	407
確定給付制度に係る退職給付費用	439

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△ 230百万円
合計	△ 230

(6)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△ 1,907百万円
合計	△ 1,907

(7)年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	57%
株式	16%
一般勘定	15%
現金及び預金	12%
その他	0%
合計	100%

(注) 年金資産合計には、確定給付企業年金制度に対して設定した退職給付信託が19%、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が23%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(割引率及び長期期待運用収益率については加重平均で表しております。)

割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%
確定給付企業年金制度の予想昇給率	3.9%
退職一時金制度の予想昇給率	7.4%

3. 確定拠出制度
 当行の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度125百万円であります。
4. その他退職給付に関する事項
 確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う確定拠出年金制度への移換額は1,801百万円であり、4年間で移換する予定であります。
 なお、当連結会計年度末時点の未移換額407百万円は、未払金(その他負債)に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
 営業経費 45百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
 (1) スtock・オプションの内容

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
決議年月日	2013年6月21日	2014年6月20日	2015年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 9名	当行取締役 9名	当行取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 13,400株	普通株式 10,400株	普通株式 9,100株
付与日	2013年7月24日	2014年7月24日	2015年7月23日
権利確定条件	権利確定条件は定められておりません。	権利確定条件は定められておりません。	権利確定条件は定められておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	対象勤務期間は定められておりません。	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	2013年7月25日～2043年7月24日	2014年7月25日～2044年7月24日	2015年7月24日～2045年7月23日
新株予約権の数(注5)	70個	64個	57個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(注2)(注5)	普通株式 7,000株	普通株式 6,400株	普通株式 5,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注5)	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注5)	発行価格 4,120円 資本組入額 2,060円	発行価格 4,438円 資本組入額 2,219円	発行価格 5,288円 資本組入額 2,644円
新株予約権の行使の条件(注5)	(注3)	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項(注5)	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	(注4)	(注4)	(注4)

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
決議年月日	2016年6月23日	2017年6月22日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 9名	当行取締役 9名	当行取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 12,100株	普通株式 11,100株	普通株式 10,200株
付与日	2016年7月25日	2017年7月26日	2018年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定められておりません。	権利確定条件は定められておりません。	権利確定条件は定められておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	対象勤務期間は定められておりません。	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	2016年7月26日～2046年7月25日	2017年7月27日～2047年7月26日	2018年7月26日～2048年7月25日
新株予約権の数(注5)	96個	89個	102個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(注2)(注5)	普通株式 9,600株	普通株式 8,900株	普通株式 10,200株
新株予約権の行使時の払込金額(注5)	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注5)	発行価格 4,033円 資本組入額 2,017円	発行価格 4,179円 資本組入額 2,090円	発行価格 4,440円 資本組入額 2,220円
新株予約権の行使の条件(注5)	(注3)	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項(注5)	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	(注4)	(注4)	(注4)

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 2. 新株予約権の目的となる株式の数
 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。))後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株

式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割÷株式併合の比率
 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないとときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されたことを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当行が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものとする。
 (2) 上記(1)にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記(注4)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
 (3) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。))をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。))を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。))の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。
 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 (5) 新株予約権を行使することができる期間
 前記「権利行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「権利行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 (8) 新株予約権の行使の条件
 前記(注3)に準じて決定する。
 (9) 新株予約権の取得条項
 再編対象会社は、以下の①、②、③、④または⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 ① 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ② 再編対象会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 ③ 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 ④ 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5. 当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	9,000	7,800	6,900	12,100
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	2,000	1,400	1,200	2,500
未確定残	7,000	6,400	5,700	9,600
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	2,000	1,400	1,200	2,500
権利行使	2,000	1,400	1,200	2,500
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	11,100	—
付与	—	10,200
失効	—	—
権利確定	2,200	—
未確定残	8,900	10,200
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	2,200	—
権利行使	2,200	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	4.205	4.205	4.205	4.205
付与日における公正な評価単価(円)	4.119	4.437	5.287	4.032

	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	4.205	—
付与日における公正な評価単価(円)	4.178	4.439

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度において付与された2018年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1)使用した評価技法 ブラック・ショールズ方式

(2)主な基礎数値及び見積方法

	2018年ストック・オプション	
株価変動性 (注)1		18.6%
予想残存期間 (注)2		1.6年
予想配当 (注)3		70円/株
無リスク利子率 (注)4		△0.11%

(注) 1. 2016年12月12日から2018年7月16日までの株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、平均勤務見込年数より設定いたしました。

3. 2018年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,580百万円
退職給付に係る負債	2,825
減価償却費	1,130
有価証券	481
繰延ヘッジ	1,720
その他	1,330
繰延税金資産小計	11,069
評価性引当額	△ 2,428
繰延税金資産合計	8,640
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 15,966
固定資産圧縮積立金	△ 412
その他	△ 0
繰延税金負債合計	△ 16,379
繰延税金資産(△は負債)の純額	△ 7,738百万円

(注) 当連結会計年度において、評価性引当額が188百万円増加しております。この増加の主な内容は、当行および連結子会社において、当連結会計年度に発生した貸倒引当金に係る将来減算一時差異のうち、将来の合理的な見積可能期間において解消する見込みがないものについて、評価性引当額を認識したことなどによるものであります。

(表示方法の変更)

(「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」の適用に伴う変更)

「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.5
住民税均等割額	0.7
評価性引当額	3.0
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの
資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているものについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 賃貸借店舗の原状回復義務に関する資産除去債務の未計上について

当行グループでは、賃貸借店舗等について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産は継続して営業することを前提としており、一部を除き、使用期間が明確ではありません。従いまして、資産除去債務を合理的に見積もることができない賃借資産については、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	11,204円80銭
1株当たり当期純利益	233円71銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	225円14銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	200,944百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	208百万円
(うち新株予約権)	208百万円
普通株式に係る期末の純資産額	200,735百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	17,915千株

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	4,186百万円
普通株式に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,186百万円
普通株式の期中平均株式数	17,913千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	—百万円
普通株式増加数	681千株
うち転換型新株予約権付社債	634千株
うち株式報酬型ストックオプション	46千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

■セグメント情報等

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検証を行う対象となっているものであります。

当行グループは、国内において銀行業務を中心とした金融サービスに係る事業活動を展開しております。従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、リース業務、電算機処理受託業務等を行っております。

なお、当行グループは、従来、報告セグメントが「銀行業」のみであったため、セグメント情報の記載を省略しておりましたが、「リース業」について量的な重要性が増したため、当連結会計年度より報告セグメントを「銀行業」及び「リース業」に変更しております。この変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

2018年3月期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	41,894	4,143	46,038	1,132	47,171	△2	47,168
セグメント間の内部経常収益	60	456	516	389	906	△906	—
計	41,954	4,600	46,555	1,522	48,078	△909	47,168
セグメント利益又は損失(△)	8,020	△130	7,889	405	8,294	△11	8,283
セグメント資産	3,554,546	11,411	3,565,958	10,027	3,575,986	△19,153	3,556,832
セグメント負債	3,355,952	7,162	3,363,114	4,506	3,367,621	△14,167	3,353,453
その他の項目							
減価償却費	2,016	48	2,064	1	2,066	△1	2,064
資金運用収益	31,241	1	31,243	59	31,302	△35	31,267
資金調達費用	1,251	29	1,280	1	1,282	△27	1,254
税金費用	2,329	62	2,391	177	2,569	△24	2,544
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,162	152	2,314	—	2,314	15	2,329

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、信用保証業務を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

- (1)外部顧客に対する経常収益の調整額は、貸倒引当金繰入額等の調整であります。
- (2)セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
- (3)セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る資産の調整額であります。
- (4)セグメント負債の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る負債の調整額であります。

4. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2019年3月期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	43,423	3,996	47,419	1,100	48,520	—	48,520
セグメント間の内部経常収益	288	332	620	412	1,033	△1,033	—
計	43,711	4,329	48,040	1,512	49,553	△1,033	48,520
セグメント利益又は損失(△)	6,421	△151	6,269	294	6,564	△235	6,329
セグメント資産	3,507,704	12,026	3,519,730	9,792	3,529,522	△20,102	3,509,420
セグメント負債	3,311,196	7,987	3,319,183	4,245	3,323,429	△14,953	3,308,475
その他の項目							
減価償却費	1,885	53	1,938	1	1,939	—	1,939
資金運用収益	30,989	0	30,989	53	31,043	△263	30,779
資金調達費用	1,237	31	1,268	1	1,269	△31	1,238
税金費用	1,873	54	1,928	137	2,065	—	2,065
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,529	—	1,529	—	1,529	10	1,539

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、信用保証業務を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

- (1)セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
- (2)セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る資産の調整額であります。
- (3)セグメント負債の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る負債の調整額であります。
- (4)資金運用収益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

4. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

関連情報

2018年3月期

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	17,815	15,964	13,388	47,168

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

2019年3月期

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	17,623	17,605	13,291	48,520

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

2018年3月期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	180	—	180	—	180

2019年3月期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	75	—	75	—	75

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

[財務諸表]

■貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期	科 目	2018年3月期	2019年3月期
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 預 け 金	408,958	394,214	預 金	3,080,151	2,957,423
現 金	24,955	26,154	当 座 預 金	54,514	52,265
預 け 金	384,002	368,059	普 通 預 金	1,736,486	1,718,876
買 入 金 銭 債 権	4,276	5,630	貯 蓄 預 金	57,752	58,301
金 銭 の 信 託	7,982	12,775	通 知 預 金	1,757	1,492
有 価 証 券	1,301,577	1,221,926	定 期 預 金	1,158,805	1,049,902
国 債	326,975	239,026	定 期 積 金	17,146	17,306
地 方 債	331,192	342,427	そ の 他 の 預 金	53,686	59,277
社 債	301,254	300,388	譲 渡 性 預 金	208,996	269,446
株 式	56,506	48,075	コ ー ル マ ネ ー	2,337	2,219
そ の 他 の 証 券	285,648	292,008	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	4,133	6,514
貸 出 金	1,755,954	1,799,308	借 用 金	13,217	42,319
割 引 手 形	4,781	4,066	借 入 金	13,217	42,319
手 形 貸 付	67,749	55,922	外 国 為 替	7	0
証 書 貸 付	1,494,201	1,543,432	売 渡 外 国 為 替	7	—
当 座 貸 越	189,222	195,887	未 払 外 国 為 替	0	0
外 国 為 替	2,497	2,158	新 株 予 約 権 付 社 債	10,624	—
外 国 他 店 預 け	2,497	2,158	そ の 他 負 債	15,819	14,635
買 入 外 国 為 替	0	—	未 払 法 人 税 等	1,899	469
そ の 他 資 産	47,700	49,394	未 払 費 用	2,527	2,317
前 払 費 用	80	88	前 受 収 益	455	452
未 収 収 益	3,449	3,304	給 付 補 填 備 金	3	2
金融商品等差入担保金	8,370	9,453	金 融 派 生 商 品	4,871	5,891
金 融 派 生 商 品	227	77	リ ー ス 債 務	787	440
そ の 他 の 資 産	35,572	36,471	資 産 除 去 債 務	176	130
有 形 固 定 資 産	16,719	16,448	そ の 他 の 負 債	5,099	4,930
建 物	5,863	5,932	役 員 賞 与 引 当 金	25	25
土 地	8,777	8,754	退 職 給 付 引 当 金	1,630	1,613
リ ー ス 資 産	253	119	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	450	391
建 設 仮 勘 定	157	—	偶 発 損 失 引 当 金	226	249
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,666	1,642	繰 延 税 金 負 債	11,258	8,722
無 形 固 定 資 産	1,213	1,020	支 払 承 諾	7,263	7,828
ソ フ ト ウ エ ア	1,054	890	負 債 の 部 合 計	3,356,142	3,311,388
リ ー ス 資 産	94	111	(純 資 産 の 部)		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	65	19	資 本 金	12,089	12,089
前 払 年 金 費 用	6,233	6,230	資 本 剰 余 金	4,811	4,811
支 払 承 諾 見 返	7,263	7,828	資 本 準 備 金	4,811	4,811
貸 倒 引 当 金	△ 5,830	△ 9,232	利 益 剰 余 金	146,038	149,247
			利 益 準 備 金	7,278	7,278
			そ の 他 利 益 剰 余 金	138,760	141,969
			固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	967	943
			別 途 積 立 金	128,080	133,080
			繰 越 利 益 剰 余 金	9,713	7,945
			自 己 株 式	△ 2,988	△ 2,945
			株 主 資 本 合 計	159,951	163,202
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	41,609	36,846
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,358	△ 3,939
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	38,250	32,906
			新 株 予 約 権	203	208
			純 資 産 の 部 合 計	198,405	196,317
資 産 の 部 合 計	3,554,548	3,507,706	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,554,548	3,507,706

■損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期
経常収益	41,954	43,713
資金運用収益	31,241	30,989
貸出金利息	17,788	17,605
有価証券利息配当金	13,406	13,325
コールローン利息	△4	10
預け金利息	31	31
その他の受入利息	20	17
役務取引等収益	7,201	7,483
受入為替手数料	2,334	2,484
その他の役務収益	4,867	4,999
その他業務収益	267	282
商品有価証券売買益	0	0
国債等債券売却益	241	282
金融派生商品収益	25	—
その他の業務収益	0	—
その他経常収益	3,244	4,957
株式等売却益	2,317	4,225
金銭の信託運用益	159	20
その他の経常収益	766	711
経常費用	33,937	37,294
資金調達費用	1,251	1,237
預金利息	510	428
譲渡性預金利息	15	12
コールマネー利息	18	9
債券貸借取引支払利息	66	144
借入金利息	65	81
金利スワップ支払利息	547	545
その他の支払利息	27	15
役務取引等費用	3,483	3,638
支払為替手数料	356	350
その他の役務費用	3,126	3,288
その他業務費用	1,881	1,808
外国為替売買損	151	485
国債等債券売却損	3	79
国債等債券償還損	1,725	1,228
金融派生商品費用	—	14
その他の業務費用	0	0
営業経費	26,869	25,848
その他経常費用	451	4,761
貸倒引当金繰入額	181	4,032
貸出金償却	0	0
株式等売却損	56	126
株式等償却	0	29
金銭の信託運用損	—	202
債権売却損	19	35
その他の経常費用	193	335
経常利益	8,017	6,418

(単位：百万円)

科 目	2018年3月期	2019年3月期
特別利益	47	25
固定資産処分益	47	25
特別損失	262	101
固定資産処分損	81	25
減損損失	180	75
税引前当期純利益	7,802	6,342
法人税、住民税及び事業税	2,863	2,233
法人税等調整額	△535	△360
法人税等合計	2,327	1,872
当期純利益	5,474	4,469

■株主資本等変動計算書

2018年3月期

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	自 株 己 式	株 資 合 計	主 本 計	その 他 有 価 証券 評価 差額 金	繰 延 ヘッ ジ 損 益			評 価 ・ 換 算 差 額 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	其 他 利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金									
当 期 首 残 高	12,089	4,811	4,811	7,278	989	124,080	9,469	141,817	△ 2,986	155,732	41,389	△ 3,355	38,034	156	193,923	
当 期 変 動 額																
剰余金の配当							△ 1,253	△ 1,253		△ 1,253					△ 1,253	
固定資産圧縮積立金の積立					14		△ 14	—		—					—	
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 37		37	—		—					—	
別途積立金の積立						4,000	△ 4,000	—		—					—	
当期純利益							5,474	5,474		5,474					5,474	
自己株式の取得									△ 2	△ 2					△ 2	
自己株式の処分							△ 0	△ 0	0	0					0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											220	△ 3	216	46	263	
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 22	4,000	244	4,221	△ 2	4,219	220	△ 3	216	46	4,482	
当 期 末 残 高	12,089	4,811	4,811	7,278	967	128,080	9,713	146,038	△ 2,988	159,951	41,609	△ 3,358	38,250	203	198,405	

2019年3月期

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	自 株 己 式	株 資 合 計	主 本 計	その 他 有 価 証券 評価 差額 金	繰 延 ヘッ ジ 損 益			評 価 ・ 換 算 差 額 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	其 他 利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金									
当 期 首 残 高	12,089	4,811	4,811	7,278	967	128,080	9,713	146,038	△ 2,988	159,951	41,609	△ 3,358	38,250	203	198,405	
当 期 変 動 額																
剰余金の配当							△ 1,253	△ 1,253		△ 1,253					△ 1,253	
固定資産圧縮積立金の積立					10		△ 10	—		—					—	
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 34		34	—		—					—	
別途積立金の積立						5,000	△ 5,000	—		—					—	
当期純利益							4,469	4,469		4,469					4,469	
自己株式の取得									△ 3	△ 3					△ 3	
自己株式の処分							△ 6	△ 6	47	40					40	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											△ 4,763	△ 581	△ 5,344	5	△ 5,339	
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 23	5,000	△ 1,768	3,208	43	3,251	△ 4,763	△ 581	△ 5,344	5	△ 2,087	
当 期 末 残 高	12,089	4,811	4,811	7,278	943	133,080	7,945	149,247	△ 2,945	163,202	36,846	△ 3,939	32,906	208	196,317	

■はじめに

1. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 前事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)及び当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表は、会社法第396条第1項及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あすさ監査法人の監査証明を受けております。

■注記事項(2019年3月期)

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等及び関連会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～30年 その他 2年～20年
- (2)無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- (2)役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (3)退職給付引当金
退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。
- (4)睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (5)偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3)一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	3,870百万円
出資金	859百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	22,100百万円
--	-----------

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	3,281百万円
延滞債権額	30,100百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3か月以上延滞債権額	1百万円
------------	------

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	7,368百万円
-----------	----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	40,752百万円
-----	-----------

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	4,066百万円
--	----------

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	129,146百万円
その他資産	100百万円
計	129,246百万円
担保資産に対応する債務	
預金	46,412百万円
債券貸借取引受入担保金	6,514百万円
借入金	42,175百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

その他資産	35,003百万円
保証金	85百万円
敷金	142百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

融資未実行残高	703,199百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	668,461百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳額	922百万円
(当事業年度の圧縮記帳額)	(-百万円)

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

3,521百万円

12. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額

21百万円

(損益計算書関係)

営業経費には、次のものを含んでおります。

給料・手当	10,689百万円
業務委託費	3,004百万円
減価償却費	1,885百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式及び出資金	-	-	-
関連会社株式及び出資金	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式及び出資金	3,925
関連会社株式及び出資金	804
合計	4,730

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,386百万円
退職給付引当金	2,136
減価償却費	1,130
有価証券	470
繰延ヘッジ	1,720
その他	1,230
繰延税金資産小計	9,075
評価性引当額	△ 1,614
繰延税金資産合計	7,460
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 15,769
固定資産圧縮積立金	△ 412
その他	△ 0
繰延税金負債合計	△ 16,182
繰延税金資産(△は負債)の純額	△ 8,722百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき

の、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.6
住民税均等割額	0.6
評価性引当額	0.6
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[資本・株式]

■資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
1994年3月31日	69,261千円	11,433,529千円	転換社債の転換(1993年4月1日~1994年3月31日)
1995年3月31日	7,251千円	11,440,780千円	転換社債の転換(1994年4月1日~1995年3月31日)
1996年3月31日	92,764千円	11,533,545千円	転換社債の転換(1995年4月1日~1996年3月31日)
1997年3月31日	556,088千円	12,089,634千円	転換社債の転換(1996年4月1日~1997年3月28日)

■株式の総数

(2019年3月31日現在)

株式数	発行可能株式総数 発行済株式の総数	普通株式 普通株式
		49,450,000株 18,497,786株

■株式所有者別状況

(2019年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等 個人以外	個人	個人その他		
株主数	21人	50	22	453	124	1	4,955	5,626	
所有株式数	13,957単元	59,203	1,715	23,517	38,467	8	47,193	184,060	91,786株
割合	7.58%	32.16	0.93	12.78	20.90	0.01	25.64	100.00	

(注) 自己株式582,641株は「個人その他」に5,826単元、「単元未満株式の状況」に41株含まれています。

■株式所有数別状況

(2019年3月31日現在)

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況
	1,000 単元以上	500 単元以上	100 単元以上	50 単元以上	10 単元以上	5 単元以上	1 単元以上		
株主数	35人	24	105	128	1,381	906	3,048	5,627	
割合	0.62%	0.43	1.87	2.27	24.54	16.10	54.17	100.00	
所有株式数	103,297単元	17,329	19,086	8,378	24,543	5,767	5,660	184,060	91,786株
割合	56.12%	9.42	10.37	4.55	13.33	3.13	3.08	100.00	

(注) 株主数計には、単元未満のみ所有者1,090名を含んでいません。

■大株主

(2019年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の割合	氏名または名称	所有株式数	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の割合
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	890,800株	4.97%	明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	481,068株	2.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	874,100	4.87	NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	475,900	2.65
岩手県企業局	611,980	3.41	株式会社三菱UFJ銀行	351,474	1.96
岩手県	576,347	3.21	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	349,400	1.95
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	513,800	2.86	岩手銀行行員持株会	333,228	1.86

(注) 1. 当行は、自己株式582,641株を保有しておりますが、上記には記載しておりません。
2. 2018年7月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが2018年7月5日現在で下記の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
シルチェスター・インターナショナル・ インベスターズ・エルエルピー	2,020,900株	10.93%

■株価の状況

(単位:円)

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
最高	5,560	5,900	4,940	4,790	5,160
最低	4,035	3,250	3,655	4,050	3,090

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

[損益の状況・諸比率]

■利益総括表(単体)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
業務粗利益	32,097	32,075
(除く国債等債券損益(5勘定戻))	33,584	33,101
資金運用収支	29,993	29,756
役務取引等収支	3,718	3,845
その他業務収支	△ 1,614	△ 1,525
(うち国債等債券損益)	△ 1,487	△ 1,025
(うち商品有価証券売却損益)	0	0
経費(除く臨時処理分)	26,151	25,370
人件費	13,694	13,400
物件費	10,899	10,525
税金	1,557	1,443
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,945	6,705
除く国債等債券損益(5勘定戻)	7,432	7,731
一般貸倒引当金繰入額①	△ 51	536
業務純益	5,996	6,169
除く国債等債券損益(5勘定戻)	7,483	7,194

	2018年3月期	2019年3月期
臨時損益	2,021	249
不良債権処理額②	260	3,598
貸出金償却	0	0
個別貸倒引当金繰入額	232	3,496
偶発損失引当金繰入額	7	65
債権売却損	19	35
貸倒引当金戻入益③	-	-
償却債権取立益④	-	-
(貸倒債引当費用①+②-③-④)	209	4,134
株式等関係損益	2,260	4,070
株式等売却益	2,317	4,225
株式等売却損	56	126
株式等償却	0	29
退職給付費用	645	407
その他臨時損益	666	185
経常利益	8,017	6,418
特別利益	47	25
うち固定資産処分益	47	25
特別損失	262	101
うち固定資産処分損	81	25
うち減損損失	180	75
税引前当期純利益	7,802	6,342
法人税、住民税及び事業税	2,863	2,233
法人税等調整額	△ 535	△ 360
当期純利益	5,474	4,469

- (注) 1. 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支
 2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものです。
 4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものです。
 5. 国債等債券損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却
 6. 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

■粗利益

(単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	28,919	1,074	29,993	28,517	1,238	29,756
役務取引等収支	3,699	18	3,718	3,833	11	3,845
その他業務収支	△ 1,462	△ 151	△ 1,614	△ 960	△ 565	△ 1,525
業務粗利益	31,156	940	32,097	31,390	685	32,075
業務粗利益率	0.97%	0.68%	0.99%	0.98%	0.45%	1.00%

(注) 資金運用収支を算出する際の資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(2018年3月期 2百万円、2019年3月期 3百万円)を控除して表示しています。

■資金運用勘定・調達勘定の平均残高

(単位：百万円)

	2018年3月期						2019年3月期					
	国内業務部門			国際業務部門			国内業務部門			国際業務部門		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(111,722) 3,195,102	(33) 29,980	0.93%	137,908	1,294	0.93%	(133,582) 3,186,354	(26) 29,457	0.92%	152,089	1,558	1.02%
資金調達勘定	3,138,548	1,061	0.03%	(111,722) 138,013	(33) 220	0.15%	3,140,518	940	0.02%	(133,582) 152,054	(26) 320	0.21%

- (注) 1. 国内業務部門の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年3月期 40,898百万円、2019年3月期 49,669百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2018年3月期 7,546百万円、2019年3月期 12,152百万円)及び利息(2018年3月期 2百万円、2019年3月期 3百万円)をそれぞれ控除して表示しています。
 2. 国際業務部門の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年3月期 24百万円、2019年3月期 14百万円)を控除して表示しています。
 3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)です。
 4. 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月の外貸建取引に適用する方式)により算出しています。

■受取利息・支払利息の分析

(単位：百万円)

	2018年3月期						2019年3月期					
	国内業務部門			国際業務部門			国内業務部門			国際業務部門		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	32	△ 861	△ 829	128	136	264	△ 76	△ 447	△ 523	144	119	264
支払利息	23	△ 341	△ 317	22	59	82	3	△ 125	△ 121	29	70	99

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて記載しています。

■役務取引の状況

(単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	7,169	31	7,201	7,452	31	7,483
うち為替業務	2,303	30	2,334	2,453	30	2,484
役務取引等費用	3,469	13	3,483	3,618	20	3,638
うち為替業務	346	10	356	340	9	350

■その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
外国為替売買損益	-	△151	△151	-	△485	△485
商品有価証券売買損益	0	-	0	0	-	0
国債等債券損益	△1,487	-	△1,487	△946	△79	△1,025
その他の	24	-	24	△15	-	△15

■営業経費

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
給料・手当	10,844	10,689
退職給付費用	892	541
福利厚生費	2,870	2,846
減価償却費	2,016	1,885
土地建物機械賃借料	773	754
営繕費	50	59
消耗品費	358	316
給水光熱費	278	271
旅費	97	101
通信費	712	673
広告宣伝費	327	287
諸会費・寄付金・交際費	241	214
租税公課	1,557	1,443
その他の	5,848	5,763
合計	26,869	25,848

■業務純益

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
業務純益	5,996	6,169

(注) 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

〈諸比率〉

■利益率

(単位：%)

	2018年3月期	2019年3月期
総資産経常利益率	0.23	0.19
資本経常利益率	5.02	3.89
総資産当期純利益率	0.16	0.13
資本当期純利益率	3.43	2.71

■総資金利鞘

(単位：%)

	2018年3月期			2019年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回	0.93	0.93	0.96	0.92	1.02	0.96
資金調達原価	0.85	0.43	0.86	0.82	0.45	0.84
総資金利鞘	0.08	0.50	0.10	0.10	0.57	0.12

■預貸率(貸出金の預金に対する比率)

(単位：%)

	2018年3月期		2019年3月期	
	期末	期中平残	期末	期中平残
国内業務部門	53.02	54.83	55.56	57.68
国際業務部門	335.82	408.25	217.39	291.84
合計	53.38	55.24	55.76	58.00

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■預証率(有価証券の預金に対する比率)

(単位：%)

	2018年3月期		2019年3月期	
	期末	期中平残	期末	期中平残
国内業務部門	35.65	41.09	33.56	38.55
国際業務部門	3,127.91	3,407.75	3,611.43	3,284.07
合計	39.57	44.99	37.86	42.99

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

[貸出金]

■貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	2018年3月期			2019年3月期		
	残高	国内業務部門	国際業務部門	残高	国内業務部門	国際業務部門
割引手形	4,781(0.3)	4,781	—	4,066(0.2)	4,066	—
手形貸付	67,749(3.8)	67,749	—	55,922(3.1)	55,922	—
証書貸付	1,494,201(85.1)	1,480,206	13,995	1,543,432(85.8)	1,535,000	8,431
当座貸越	189,222(10.8)	189,222	—	195,887(10.9)	195,887	—
合計	1,755,954(100.0)	1,741,959	13,995	1,799,308(100.0)	1,790,876	8,431

(注) ()内は構成比です。

■貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

	2018年3月期			2019年3月期		
	残高	国内業務部門	国際業務部門	残高	国内業務部門	国際業務部門
割引手形	2,997(0.2)	2,997	—	3,195(0.2)	3,193	1
手形貸付	57,543(3.4)	57,543	—	53,078(3.0)	53,078	—
証書貸付	1,459,448(86.2)	1,444,946	14,501	1,522,658(86.3)	1,510,531	12,126
当座貸越	172,526(10.2)	172,526	—	184,908(10.5)	184,908	—
合計	1,692,515(100.0)	1,678,013	14,501	1,763,840(100.0)	1,751,711	12,128

(注) 1. ()内は構成比です。

2. 国際業務部門の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。

■貸出金残存期間別残高

(期末 単位：百万円)

区分		2018年3月期	2019年3月期
1年以下	貸出金	293,233	304,040
	うち変動金利		
	うち固定金利		
1年超3年以下	貸出金	421,194	367,842
	うち変動金利	136,274	142,558
	うち固定金利	284,920	225,284
3年超5年以下	貸出金	296,940	333,809
	うち変動金利	105,854	95,176
	うち固定金利	191,086	238,632
5年超7年以下	貸出金	147,202	166,803
	うち変動金利	65,309	72,400
	うち固定金利	81,893	94,402
7年超	貸出金	405,810	428,666
	うち変動金利	188,991	211,734
	うち固定金利	216,819	216,932
期間の定めのないもの	貸出金	191,573	198,145
	うち変動金利	5,623	6,448
	うち固定金利	185,950	191,696
合計	貸出金	1,755,954	1,799,308
	うち変動金利		
	うち固定金利		

(注) 1. 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしていません。

2. 当座貸越は期間の定めのないものに計上しています。

■行員1人当たり貸出金残高

(期末 単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
1人当たり貸出金残高	1,152	—	1,152	1,204	—	1,204
行員数	1,524人	—	1,524人	1,494人	—	1,494人

(注) 行員数は期中平均人員を記載しています。なお、国内店の行員数には本部人員を含んでいます。

■1店舗当たり貸出金残高

(期末 単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
1店舗当たり貸出金残高	16,410	—	16,410	16,815	—	16,815
店舗数	107店	—	107店	107店	—	107店

(注) 店舗数には出張所を含んでいません。

業種別貸出状況

(期末 単位：百万円、%)

	2018年3月期		2019年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
製造業	170,693	9.72	171,770	9.55
農業・林業	7,728	0.44	7,940	0.44
漁業	1,723	0.10	1,528	0.09
鉱業・採石業・砂利採取業	2,636	0.15	2,677	0.15
建設業	60,617	3.45	64,225	3.57
電気・ガス・熱供給・水道業	72,344	4.12	79,230	4.40
情報通信業	14,707	0.84	13,332	0.74
運輸業・郵便業	32,844	1.87	30,598	1.70
卸売業・小売業	155,977	8.88	142,241	7.91
金融業・保険業	142,970	8.14	165,418	9.19
不動産業・物品賃貸業	178,905	10.19	184,659	10.26
各種サービス業	125,147	7.13	138,165	7.68
地方公共団体	391,612	22.30	378,626	21.04
その他	398,046	22.67	418,892	23.28
合 計	1,755,954	100.00	1,799,308	100.00

貸出金使途別内訳

(期末 単位：百万円、%)

	2018年3月期		2019年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	664,580	37.85	694,558	38.60
運転資金	1,091,374	62.15	1,104,749	61.40
合 計	1,755,954	100.00	1,799,308	100.00

貸出金及び支払承諾見返額の担保別内訳

(期末 単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	貸出金担保内訳	支払承諾見返担保内訳	貸出金担保内訳	支払承諾見返担保内訳
有価証券	2,360	—	2,342	—
債権	9,653	240	9,225	234
商品	—	—	—	—
不動産	193,049	1,434	203,614	1,348
その他	10,043	0	6,737	0
計	215,107	1,674	221,920	1,583
保証	594,964	1,946	620,471	1,824
信用	945,882	3,643	952,849	4,421
合 計	1,755,954	7,263	1,795,241	7,828
(うち劣後特約付貸出金)	(588)	—	(538)	—

中小企業等に対する貸出金

(期末 単位：百万円、件、%)

	2018年3月期	2019年3月期
中小企業等向け貸出金残高	955,377	1,007,772
総貸出金残高に占める割合	54.40	56.01
中小企業等向け貸出先件数	102,975	101,954
総貸出先件数に占める割合	99.69	99.69

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれていません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等です。

個人向けローン残高

(期末 単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
住宅ローン	357,070	377,731
消費者ローン	30,657	32,135
合 計	387,728	409,866

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	2018年3月期					2019年3月期					摘要
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他				目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2,471	2,420	—	*2,471	2,420	2,420	2,956	—	*2,420	2,956	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	3,245	3,410	67	☆3,177	3,410	3,410	6,276	630	☆2,780	6,276	☆洗替及び回収による取崩額
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
貸出金償却額	0	0

■リスク管理債権(単体)

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
破綻先債権額	731	3,281
延滞債権額	28,761	30,100
3カ月以上延滞債権額	24	1
貸出条件緩和債権額	7,693	7,368
リスク管理債権額合計 (貸出金残高に占める比率)	37,211 (2.11%)	40,752 (2.26%)

(注) 用語解説は12ページをご覧ください。

■リスク管理債権(連結)

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
破綻先債権額	852	3,454
延滞債権額	29,344	30,593
3カ月以上延滞債権額	26	3
貸出条件緩和債権額	7,695	7,370
リスク管理債権額合計 (貸出金残高に占める比率)	37,918 (2.16%)	41,422 (2.30%)

■業種別リスク管理債権(単体)

(期末 単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
		前期比		前期比
製造業	8,568	52	8,346	△ 222
農業・林業	337	△ 17	540	203
漁業	185	△ 4	62	△ 123
鉱業・採石業・砂利採取業	9	△ 16	10	1
建設業	1,804	△ 107	1,675	△ 129
電気・ガス・熱供給・水道業	12	△ 4	36	24
情報通信業	464	△ 36	405	△ 59
運輸業・郵便業	1,062	△ 387	900	△ 162
卸売業・小売業	8,098	439	8,477	379
金融業・保険業	1,021	△ 2	663	△ 358
不動産業・物品賃貸業	2,915	△ 459	2,795	△ 120
各種サービス業	7,034	△ 509	10,797	3,763
地方公共団体	—	—	—	—
その他	5,695	269	6,039	344
合計	37,211	△ 779	40,752	3,541

■金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,988	9,711
危険債権	23,580	23,742
要管理債権	7,718	7,370
正常債権	1,729,648	1,771,063
合計	1,766,935	1,811,887

(注) 用語解説は12ページをご覧ください。

■特定海外債権残高

該当ありません。

[預金]

■預金科目別残高(期末残高)

(単位: 百万円、%)

	2018年3月期			2019年3月期			
	残高	国内業務部門	国際業務部門	残高	国内業務部門	国際業務部門	
預	流動性預金	1,850,511(60.1)	1,850,511	—	1,830,936(61.9)	1,830,936	—
	うち有利息預金	1,647,348(53.5)	1,647,348	—	1,633,424(55.2)	1,633,424	—
	定期性預金	1,175,952(38.2)	1,175,952	—	1,067,209(36.1)	1,067,209	—
	うち固定金利定期預金	1,093,323(35.5)	1,093,323	—	983,322(33.3)	983,322	—
	うち変動金利定期預金	359(0.0)	359	—	387(0.0)	387	—
金	その他	53,686(1.7)	49,519	4,167	59,277(2.0)	55,399	3,877
	合計	3,080,151(100.0)	3,075,984	4,167	2,957,423(100.0)	2,953,545	3,877
譲渡性預金		208,996	208,996	—	269,446	269,446	—
総合計		3,289,147	3,284,980	4,167	3,226,869	3,222,990	3,877

(注) 1. ()内は構成比です。
 2. 流動性預金は当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金です。
 3. 定期性預金は定期預金、定期積金です。固定金利定期預金は預入時に満期日までの利率が確定する定期預金、変動金利定期預金は預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

■預金科目別残高(平均残高)

(単位: 百万円、%)

	2018年3月期			2019年3月期			
	残高	国内業務部門	国際業務部門	残高	国内業務部門	国際業務部門	
預	流動性預金	1,740,803(59.8)	1,740,803	—	1,789,567(61.3)	1,789,567	—
	うち有利息預金	1,523,799(52.3)	1,523,799	—	1,589,797(54.5)	1,589,797	—
	定期性預金	1,160,360(39.8)	1,160,360	—	1,114,029(38.2)	1,114,029	—
	うち固定金利定期預金	1,077,797(36.9)	1,077,797	—	1,030,616(35.3)	1,030,616	—
	うち変動金利定期預金	375(0.0)	375	—	364(0.0)	364	—
金	その他	12,529(0.4)	8,977	3,552	13,865(0.5)	9,710	4,154
	合計	2,913,692(100.0)	2,910,140	3,552	2,917,462(100.0)	2,913,306	4,154
譲渡性預金		150,144	150,144	—	123,349	123,349	—
総合計		3,063,837	3,060,285	3,552	3,040,811	3,036,656	4,154

(注) 1. ()内は構成比です。
 2. 国際業務部門の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。

■預金者別残高

(期末 単位: 百万円、%)

	2018年3月期		2019年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
個人預金	1,963,554	63.8	1,979,239	66.9
法人預金	616,603	20.0	619,831	21.0
金融機関預金	53,387	1.7	55,665	1.9
公金預金	446,606	14.5	302,687	10.2
合計	3,080,151	100.0	2,957,423	100.0

(注) 譲渡性預金を除いています。

■行員1人当たり預金残高

(期末 単位: 百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
1人当たり預金残高	2,158	—	2,158	2,159	—	2,159
行員数	1,524人	—	1,524人	1,494人	—	1,494人

(注) 1. 預金には譲渡性預金を含んでいます。
 2. 行員数は「行員1人当たり貸出金残高」と同一の基準により記載しています。

■1店舗当たり預金残高

(期末 単位: 百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
1店舗当たり預金残高	30,739	—	30,739	30,157	—	30,157
店舗数	107店	—	107店	107店	—	107店

(注) 1. 預金には譲渡性預金を含んでいます。
 2. 店舗数は「1店舗当たり貸出金残高」と同一の基準により記載しています。

■財形預金残高

(期末 単位: 百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
財形預金残高	29,420	29,069

■定期預金の残存期間別残高

(期末 単位：百万円)

区 分		2018年3月期	2019年3月期
3 カ 月 未 満	定期預金	337,425	266,184
	うち固定金利定期預金	337,348	266,127
	うち変動金利定期預金	51	32
3 カ月以上6 カ月未 満	定期預金	257,235	243,463
	うち固定金利定期預金	257,208	243,422
	うち変動金利定期預金	26	21
6 カ月以上1 年未 満	定期預金	430,112	409,995
	うち固定金利定期預金	430,051	409,914
	うち変動金利定期預金	60	80
1 年 以 上 2 年 未 満	定期預金	32,040	34,889
	うち固定金利定期預金	31,911	34,723
	うち変動金利定期預金	129	166
2 年 以 上 3 年 未 満	定期預金	29,002	21,676
	うち固定金利定期預金	28,910	21,590
	うち変動金利定期預金	91	86
3 年 以 上	定期預金	7,891	7,525
	うち固定金利定期預金	7,891	7,525
	うち変動金利定期預金	—	—
合 計	定期預金	1,093,708	983,734
	うち固定金利定期預金	1,093,323	983,322
	うち変動金利定期預金	359	387

(注) 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでいません。

[証券業務等]

■有価証券種類別残高(期末残高)

(単位: 百万円、%)

	2018年3月期			2019年3月期		
	残高	国内業務部門	国際業務部門	残高	国内業務部門	国際業務部門
国債	326,975(25.1)	326,975	—	239,026(19.6)	239,026	—
地方債	331,192(25.5)	331,192	—	342,427(28.0)	342,427	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	301,254(23.1)	301,254	—	300,388(24.6)	300,388	—
株式	56,506(4.3)	56,506	—	48,075(3.9)	48,075	—
その他の証券	285,648(22.0)	155,293	130,355	292,008(23.9)	151,939	140,069
うち外国債券	130,355(10.0)	—	130,355	140,069(11.5)	—	140,069
うち外国株式	0(0.0)	—	0	0(0.0)	—	0
合計	1,301,577(100.0)	1,171,222	130,355	1,221,926(100.0)	1,081,856	140,069

(注) 1. ()内は構成比です。
2. 株式および合計の金額は、自己株式(2018年3月期 2,988百万円、2019年3月期 2,945百万円)を除いて表示しています。

■有価証券種類別残高(平均残高)

(単位: 百万円、%)

	2018年3月期			2019年3月期		
	残高	国内業務部門	国際業務部門	残高	国内業務部門	国際業務部門
国債	367,914(26.7)	367,914	—	279,468(21.4)	279,468	—
地方債	310,259(22.5)	310,259	—	322,550(24.6)	322,550	—
短期社債	86,191(6.3)	86,191	—	92,619(7.1)	92,619	—
社債	317,066(23.0)	317,066	—	296,994(22.7)	296,994	—
株式	29,119(2.1)	29,119	—	28,438(2.2)	28,438	—
その他の証券	268,106(19.4)	147,058	121,047	287,257(22.0)	150,782	136,475
うち外国債券	121,047(8.8)	—	121,047	136,474(10.4)	—	136,474
うち外国株式	0(0.0)	—	0	0(0.0)	—	0
合計	1,378,657(100.0)	1,257,610	121,047	1,307,329(100.0)	1,170,854	136,475

(注) 1. ()内は構成比です。
2. 国際業務部門の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。
3. 株式および合計の金額は、自己株式(2018年3月期 2,987百万円、2019年3月期 2,954百万円)を除いて表示しています。

■有価証券の残存期間別残高

(期末 単位: 百万円)

	2018年3月期							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	87,547	118,346	14,701	10,686	23,198	72,496	—	326,975
地方債	6,842	30,650	7,388	30,670	245,596	10,043	—	331,192
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	54,723	109,878	82,701	8,847	33,234	4,556	7,311	301,254
株式	—	—	—	—	—	—	56,506	56,506
その他の証券	36,738	73,302	40,382	24,454	64,542	6,460	39,768	285,648
うち外国債券	30,010	53,369	29,724	10,285	2,581	4,383	—	130,355
うち外国株式	—	—	—	—	—	—	0	0

(注) 株式の金額は、自己株式2,988百万円を除いて表示しています。

(期末 単位: 百万円)

	2019年3月期							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	55,527	69,554	9,471	10,519	26,535	67,418	—	239,026
地方債	6,455	28,319	7,087	69,336	210,834	20,394	—	342,427
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	60,060	97,644	70,322	9,905	45,422	8,698	8,334	300,388
株式	—	—	—	—	—	—	48,075	48,075
その他の証券	40,441	55,321	62,046	36,434	49,859	2,511	45,393	292,008
うち外国債券	38,530	39,477	44,104	15,230	1,594	1,131	—	140,069
うち外国株式	—	—	—	—	—	—	0	0

(注) 株式の金額は、自己株式2,945百万円を除いて表示しています。

■公共債引受額

(年間 単位: 百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
国債	—	—
地方債・政保債	42,900	13,931
合計	42,900	13,931

■公共債窓口販売高／商品有価証券売買高／商品有価証券平均残高

(年間 単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
公共債窓口販売高	6,449	6,845
商品有価証券売買高	1,812	2,218
商品有価証券平均残高		
商品国債	0	0
商品地方債	—	—
合計	0	0

■有価証券の情報

[2018年3月期]

貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しています。

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,955	36,194	4,238
	社債	—	—	—
	その他	761	780	18
	小計	32,717	36,974	4,257
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	4,045	4,044	△1
	小計	4,045	4,044	△1
合計		36,762	41,018	4,256

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	48,712	20,996	27,715
	債券	806,401	778,688	27,713
	国債	274,755	265,219	9,536
	地方債	296,892	282,132	14,760
	社債	234,753	231,336	3,416
	その他	157,277	149,422	7,855
	小計	1,012,391	949,107	63,284
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,797	3,176	△378
	債券	121,064	121,392	△327
	国債	20,264	20,377	△112
	地方債	34,299	34,413	△113
	社債	66,500	66,601	△100
	その他	119,095	122,374	△3,279
小計	242,958	246,943	△3,985	
合計		1,255,350	1,196,050	59,299

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
株式	1,125
その他	6,234
合計	7,360

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	3,198	899	56
債券	27,293	228	3
国債	7,048	30	—
地方債	20,048	198	—
社債	196	—	3
その他	13,266	1,430	—
合計	43,757	2,559	60

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1)個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、(2)個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

(1)株式

- ①時価が事業年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ②株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(2)投資信託

- ①時価が事業年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ②事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(3)債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

【2019年3月期】

貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しています。

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時 価 が 貸 借 対 照 表 計 上 額 を 超 え る も の	国 債	21,959	26,410	4,451
	社 債	—	—	—
	そ の 他	2,089	2,101	11
	小 計	24,049	28,512	4,463
時 価 が 貸 借 対 照 表 計 上 額 を 超 え な い も の	国 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	1,908	1,908	—
	小 計	1,908	1,908	—
合 計		25,957	30,421	4,463

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	39,295	17,560	21,734
	債 券	836,868	808,107	28,760
	国 債	209,652	200,581	9,071
	地 方 債	342,035	325,425	16,609
	社 債	285,180	282,100	3,080
	そ の 他	159,992	153,324	6,668
	小 計	1,036,156	978,992	57,163
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	株 式	3,751	4,923	△1,172
	債 券	23,014	23,103	△88
	国 債	7,414	7,492	△77
	地 方 債	392	392	△0
	社 債	15,207	15,218	△10
	そ の 他	121,800	125,064	△3,263
	小 計	148,566	153,091	△4,524
合 計		1,184,723	1,132,084	52,639

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
株 式	1,158
そ の 他	9,355
合 計	10,513

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	6,362	3,721	126
債 券	14,990	56	—
国 債	14,990	56	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	8,876	729	79
合 計	30,229	4,508	205

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は27百万円(うち株式27百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1)個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、(2)個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合であります。

(1)株式

- ①時価が事業年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ②株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(2)投資信託

- ①時価が事業年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ②事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(3)債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

■金銭の信託の情報

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
貸 借 対 照 表 計 上 額	7,982	12,775
当 期 の 損 益 に 含 ま れ た 評 価 差 額	—	—

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
評 価 差 額	59,300	52,615
そ の 他 の 有 価 証 券	59,300	52,615
(△) 繰 延 税 金 負 債	17,691	15,769
そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金 (持 分 相 当 額 調 整 前)	41,609	36,846

[デリバティブ取引情報]

[2018年3月期]

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■金利関連取引

該当ありません。

■通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	通貨スワップ	—	—	—	—
店頭	為替予約	—	—	—	—
	売買	14,529	—	196	196
	通貨オプション	384	—	△ 14	△ 14
その他	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	182	182

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定 割引現在価値により算定しています。

■株式関連取引

該当ありません。

■債券関連取引

該当ありません。

■商品関連取引

該当ありません。

■クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

■その他

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	地震デリバティブ	—	—	—	—
	売買	705	—	△ 10	—
合計	—	—	—	—	—

(注) 時価の算定
上記取引については公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、取得価額をもって時価としております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・ 支払固定	その他有価証券 (債券)	40,914	40,914	△ 4,825
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・ 支払固定	貸出金、満期保有 目的の債券	22,430	22,430	△ 3,374
合計	—	—	—	—	△ 8,199

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっています。
2. 時価の算定 割引現在価値により算定しています。

■通貨関連取引

該当ありません。

■株式関連取引

該当ありません。

■債券関連取引

該当ありません。

[2019年3月期]

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■金利関連取引

該当ありません。

■通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
	売建	21,538	—	△ 159	△ 159
	買建	1,986	—	20	20
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合	計	—	—	△ 139	△ 139

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。
2. 時価の算定 割引現在価値により算定しています。

■株式関連取引

該当ありません。

■債券関連取引

該当ありません。

■商品関連取引

該当ありません。

■クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—
	売建	1,000	1,000	△ 14	△ 14
	買建	—	—	—	—
合	計	—	—	△ 14	△ 14

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引先の金融機関等から提示された価格により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

■その他

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	地震デリバティブ	—	—	—	—
	売建	1,740	—	△ 23	—
	買建	1,740	—	23	—
合	計	—	—	—	—

(注) 時価の算定
上記取引については公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、取得価額をもって時価としております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理方法	金利スワップ受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	39,943	39,943	△ 5,660
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金、満期保有目的の債券	22,334	22,334	△ 3,768
合	計	—	—	—	△ 9,429

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっています。
2. 時価の算定 割引現在価値により算定しています。

■通貨関連取引

該当ありません。

■株式関連取引

該当ありません。

■債券関連取引

該当ありません。

[オフバランス取引情報・内国為替取引・外国為替取引]

■金融派生商品および先物外国為替取引

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額		商品の内容
	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末	
金利及び通貨スワップ	633	622	9	9	将来の一定期間にわたって、予め決められた金融指標を基準にキャッシュ・フロー(元本・金利等)を交換する取引
先物外国為替取引	147	255	3	3	将来の受渡日に、約定為替相場で異種通貨の交換を行うことを約束する取引
金利及び通貨オプション	—	—	—	—	将来の特定期日または特定期間内に、予め定められた利回りあるいは価格で、金利や通貨を購入または売却する権利を売買する取引
その他の金融派生商品(キャップ取引)	—	—	—	—	一定期間にわたって、予め定めた支払金利の上限を保証する取引
合計	781	878	13	12	

(注) 1. 上記計数は自己資本比率(国内基準)に基づくものであり、信用リスク相当額は、カレント・エクスポージャー方式で算出しています。
 2. 信用リスク相当額については、ネットティング(取引相手と結んだすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、ネットアウト後の金額を信用リスク相当額とするもの)は行っていません。
 3. なお、自己資本比率の対象となっていない取引所取引、原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引等の契約金額・想定元本額は次のとおりです。

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額	
	2018年3月末	2019年3月末
金利及び通貨スワップ	—	—
先物外国為替取引	1	0
金利及び通貨オプション	—	—
その他の金融派生商品	—	—
合計	1	0

■与信関連取引

(単位：億円)

	契約金額		商品名
	2018年3月末	2019年3月末	
コミットメント	7,055	7,048	貸越契約の枠空き等
保証取引	71	77	支払承諾等
その他	1	0	
合計	7,128	7,127	

〈内国為替業務〉

■内国為替取扱高

(年間 単位：千口、百万円)

		2018年3月期		2019年3月期	
		口数	金額	口数	金額
送金為替	仕向為替	11,845	8,962,831	11,597	8,942,985
	被仕向為替	11,736	9,356,244	11,661	9,325,275
代金取立	仕向為替	97	186,892	94	186,442
	被仕向為替	44	96,149	43	102,549

〈外国為替業務〉

■外国為替取扱高

(年間 単位：百万米ドル)

		2018年3月期		2019年3月期	
		口数	金額	口数	金額
仕向為替	売渡為替	236	247	247	247
	買入為替	820	18	18	18
被仕向為替	支払為替	57	52	52	52
	取立為替	2	1	1	1
合計	計	1,118	319	319	319

■外貨建資産残高

(期末 単位：百万米ドル)

	2018年3月末	2019年3月末
外貨建資産残高	374	308

[バーゼルⅢ 第3の柱に関する告示に基づく開示]

【自己資本の構成に関する事項】

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しています。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては粗利益配分手法を採用しています。

■単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

項 目	2018年3月末		2019年3月末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	159,324		162,575	
うち、資本金及び資本剰余金の額	16,901		16,901	
うち、利益剰余金の額	146,038		149,247	
うち、自己株式の額(△)	2,988		2,945	
うち、社外流出予定額(△)	626		627	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	203		208	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,646		3,205	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,646		3,205	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	162,173		165,989	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	675	168	710	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	675	168	710	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	3,470	867	4,336	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	1	0	1	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,147		5,048	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	158,025		160,940	
リスクアセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,241,352		1,294,345	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 16,488		△ 11,901	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	168		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	867		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 17,524		△ 11,901	
うち、上記以外に該当するものの額	0		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	62,731		60,694	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	1,304,083		1,355,040	
総所要自己資本額((ニ)×4%)	52,163		54,201	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.11%		11.87%	

■連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項 目	2018年3月末		2019年3月末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	165,377		168,346	
うち、資本金及び資本剰余金の額	17,756		17,756	
うち、利益剰余金の額	151,236		154,162	
うち、自己株式の額(△)	2,988		2,945	
うち、社外流出予定額(△)	626		627	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 933		△ 1,327	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	△ 933		△ 1,327	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	203		208	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,273		3,939	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,273		3,939	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	167,920		171,166	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	691	172	722	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	691	172	722	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
退職給付に係る資産の額	2,529	632	3,148	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	1	0	1	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,221		3,872	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	164,699		167,293	
リスクアセット (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,247,803		1,300,961	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 16,719		△ 11,901	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	172		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	632		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 17,524		△ 11,901	
うち、上記以外に該当するものの額	0		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	67,429		64,937	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	1,315,233		1,365,898	
総所要自己資本額((ニ)×4%)	52,609		54,635	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.52%		12.24%	

パーゼルⅢ
第3の柱に関する告示に基づく開示

【定性的事項】

■連結の範囲に関する事項

- 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づく連結の範囲(以下、「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- 連結グループのうち連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の4社です。

名称	主要な事業内容
いわぎんビジネスサービス(株)	岩手銀行の一部事務代行業務等
いわぎんリース・データ(株)	電算機による業務処理受託、リース業務
(株)いわぎんディーシーカード	クレジットカード業務、信用保証業務等
(株)いわぎんクレジットサービス	クレジットカード業務、信用保証業務等

- 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務内容

自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務内容

連結グループに属し会計連結範囲に含まれない会社および連結グループに属さず会計連結範囲に含まれる会社はありません。

- 連結グループ内の資金および自己資本の移動にかかる制限等の概要

連結子会社4社すべてにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は十分な水準にあります。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っていません。

■自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

2018年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	株式会社岩手銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本	14,767百万円
単体自己資本	13,912百万円

2019年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	株式会社岩手銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本	14,811百万円
単体自己資本	13,955百万円

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本を原資として各リスクカテゴリーに配賦した資本(リスク資本)の範囲内に計量化されたリスク量(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)が収まっていることを月次でモニタリングし、自己資本の充実度を評価する体制としています。

また、自己資本の充実度に関する評価基準として、次の基準を採用しています。

- 自己資本比率(10%以上の水準を維持)
- オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額
- 早期警戒制度の枠組みにおける金利リスク量

■信用リスクに関する事項

- リスク管理の方針及び手続きの概要

(信用リスク管理の基本方針)

9ページ「リスク管理態勢」・信用リスク管理をご覧ください。

(償却・引当基準)

13ページ「資産の健全性確保に向けて」・償却・引当基準をご覧ください。

- 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウエイトの判定においては、内部管理との整合を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるため、すべての種類のエクスポージャーについて使用する適格格付機関に、次の4社を採用しています。

- ①(株)格付投資情報センター(R&I) ②(株)日本格付研究所(JCR) ③ムーディーズ(Moody's) ④S&P グローバル・レーティング

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

○信用リスク削減手法とは

信用リスク削減手法とは、自己資本比率の算出に際し、金融機関が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金との相殺、クレジット・デリバティブが該当します。

当行では、自己資本比率の算出において、告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しています。

○方針及び手続き

信用リスク削減手法の一つである適格金融資産担保については、当行が定める「貸出事務規程」及び「信用リスク・アセット算出基準書」にて評価および管理を行っており、主に自行預金、上場会社の株式を取り扱っています。

また、適格保証については、地方公共団体ならびに独立行政法人住宅金融支援機構による保証が主体となっており、信用度の評価については、すべて政府または政府関係機関と同様と判定しています。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、相殺契約の有効性を確認のうえ、お客さまの担保登録のない定期性預金を対象としています。

○信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法による削減効果が大きいのは、適格保証によるものです。

保証残高の上位は、国・地方公共団体及び政府関係機関による保証であり保証能力に問題はありません。

また適格金融資産担保のうち、株式担保の約35%が当行株式となっていますが、その他については、特定の銘柄に偏ることなく分散されています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

当行の派生商品取引及び長期決済期間取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しています。

派生商品取引の信用リスク算出に当たっては、リスク統括部がカレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出した上で、日次および月次で市場取引全体のクレジットライン使用状況を報告しています。

■証券化エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方法及びリスク特性の概要

当行は投資家としてのみ証券化取引に関与しており、オリジネーターとして関与している証券化取引はありません。

投資にあたっては、その証券化商品の裏付資産の内容やリスク・構造上の特性等を把握したうえで投資判断を行っています。また、投資実施後は、格付のモニタリングや時価のチェック、及び裏付資産の状況等を確認するなど、適切なリスク管理態勢を構築しています。

証券化商品として当行が保有する証券化商品については、信用リスクならびに金利リスク等を有していますが、これらは一般の貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わりません。

○体制の整備及びその運用状況の概要

当行では日本証券業協会から公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」および「標準情報レポーティングパッケージ(SIRP)」を参考に証券化取引の情報を取得し、モニタリングを実施する体制を整備しています。

○信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

○証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には外部格付の有無に応じて「外部格付準拠方式」「標準的手法準拠方式」を使用しています。

○証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当行ではマーケット・リスク不算入としているため、マーケット・リスク相当額の算出は行っていません。

○銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

保有していません。

○銀行の子法人等(連結子法人を除く)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

保有していません。

○証券化取引に関する会計方針

当行では「金融商品会計に関する実務指針」等に即した会計処理を行っています。

○証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの判断については、(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ(Moody's)、S&P グローバル・レーティングの適格格付機関4社を使用しています。

○定量的な情報に重要な変化が生じた場合には、その内容

重要な変更はありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

10ページ「リスク管理態勢」・オペレーショナル・リスク管理をご覧ください。

■出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、「適切な収益の確保を実現するため、リスクを適正に把握するとともに、期間損益及び自己資本を勘案したポジション枠等を設定し、管理する。」という、市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っています。

リスク管理の手続きは、市場部門に対する配賦資本に基づき、半期毎に常務会において市場環境等を勘案のうえバリュエーション・アット・リスク(VaR)によるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守したポジション管理を行っています。

投資金額については、有価証券ポートフォリオ全体のバランスと株価見通しに基づく期待収益率ならびに価格変動リスクを考慮して決定しています。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaRにより行っています。信頼水準は、99%、保有期間については、処分決定に要する期間等を反映し、政策投資株式は6カ月、純投資株式は3カ月として計測しています。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っています。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しています。

■金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針および手続きの概要

(リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明)

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、金利が変動することにより、資産または負債における経済価値の変動や将来の収益性に対する影響をいいます。

金利リスクの管理対象は、全ての金利感応資産・負債・オフバランス取引としています。なお、連結の金利リスクは、重要性の観点より、銀行単体の金利リスクと等しいものと見なしています。

(リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明)

当行では、市場金利上昇時の損失が過大にならないようモニタリングを行い、収益影響度の分析を実施することを市場リスク管理の基本方針としています。具体的には、ALMの一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの把握・分析を実施するとともに、ALM委員会において対応方針を検討し、金利リスクのコントロールを行っています。

また、銀行全体のリスクをコントロールするため、各部門におけるリスク限度額を半期ごとに設定しています。

ALM部門では金利リスクが設定されたリスク限度額の範囲内に収まっているかモニタリングを行っているほか、市場部門では半期毎に投資額や保有額の上限を設定した有価証券運用に係る投資基本方針を策定し、過度な金利リスクを負わないよう効率的な市場取引を行っています。

(金利リスク計測の頻度)

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては、月次で計測しています。

(ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む))

当行では、有価証券および貸出金に対して先物・スワップ取引等を活用する個別・包括ヘッジを主なヘッジ手段としています。

ヘッジ手段の会計上の取扱いについては、45ページ「注記事項」7.「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

○金利リスクの算定方法の概要

(開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIならびに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項)

- 円流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
4.156年
- 円流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年
- 円流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提
流動性預金のうち引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をコア預金と推計し、内部モデルを用いて満期を割り当てています。推計にあたっては、過去の当行預金残高の変化率と景気指標との関係性や当行預金金利の市場金利に対する追随率を考慮しています。
- 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
当局が定める保守的な前提を使用しています。
- 複数の追加の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドの前提(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)
キャッシュフローには信用スプレッド等を含めていますが、割引金利にはスプレッドを含めずリスクフリーレートを使用しています。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
開示初年度であるため記載していません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当行の Δ EVEは、自己資本の20%以内であり、問題のない水準と認識しています。

(銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項)

- 金利ショックに関する説明
当行では、VaR(バリュエーション・アット・リスク)やBPV(ベシス・ポイント・バリュエーション)などの手法を用いてリスク量を計測しています。そのほか、ストレス・テストなどにより金利変動が自己資本比率や期間損益に与える影響等もモニタリングしております。
- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点)
VaRの算出に際しては、保有目的等に応じて保有期間の設定を行って計測しているほか、債券と株式については両者の相関を考慮して全体の金利リスク量を計測しています。

【定量的事項】

■その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額

該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項

○信用リスクに対する所要自己資本の額

◎資産(オン・バランス)項目

(単位:百万円)

	所要自己資本の額(単体)	所要自己資本の額(連結)
	2018年3月末	2018年3月末
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	41	41
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	13	13
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	30	30
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	117	117
9. 我が国の政府関係機関向け	565	567
10. 地方三公社向け	2	2
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,218	1,219
12. 法人等向け	20,335	20,581
13. 中小企業等向け及び個人向け	10,705	10,705
14. 抵当権付住宅ローン	1,129	1,129
15. 不動産取得等事業向け	3,963	3,963
16. 三月以上延滞等	35	46
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	147	147
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	2,827	2,675
(うち出資等のエクスポージャー)	2,827	2,675
(うち重要な出資等のエクスポージャー)	—	—
21. 上記以外	5,546	5,706
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	3,673	3,673
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	724	789
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,148	1,244
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—
(うち再証券化)	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	1,199	1,199
(うち再証券化)	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	41	32
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 700	△ 700
合 計	47,219	47,477

	所要自己資本の額(単体)	所要自己資本の額(連結)
	2019年3月末	2019年3月末
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	22	22
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	5	5
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	1	1
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	137	137
9. 我が国の政府関係機関向け	594	595
10. 地方三公社向け	2	2
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,271	1,271
12. 法人等向け	20,200	20,443
13. 中小企業等向け及び個人向け	11,490	11,490
14. 抵当権付住宅ローン	1,138	1,138
15. 不動産取得等事業向け	4,094	4,094
16. 三月以上延滞等	18	26
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	149	149
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	1,360	1,209
(うち出資等のエクスポージャー)	1,360	1,209
(うち重要な出資等のエクスポージャー)	—	—
21. 上記以外	5,272	5,436
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	3,360	3,360
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	755	821
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,156	1,253
22. 証券化	1,193	1,193
(うちSTC要件適用分)	—	—
(うち非STC要件適用分)	1,193	1,193
23. 再証券化	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,778	3,778
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 476	△ 476
合 計	50,257	50,521

◎オフ・バランス項目(単体)

(単位：百万円)

	所要自己資本の額	
	2018年3月末	2019年3月末
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	72	66
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	2 —	1 —
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	860	649
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	251 251 — — —	254 254 — — —
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額(△)	— — —	— — —
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	91	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,039	509
12. 派生商品取引 (1)外為関連取引 (2)金利関連取引 (3)金関連取引 (4)株式関連取引 (5)貴金属(金を除く)関連取引 (6)その他のコモディティ関連取引 (7)クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	43 22 11 — 5 — 2 1 —	11 2 7 — — — 1 — —
13. 長期決済期間取引	—	—
14. 未決済取引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合 計	2,361	1,493

連結ベースのオフ・バランス実績は単体ベースと同額です。

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	単 体		連 結	
	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	2,509	2,427	2,697	2,597
うち粗利益配分手法	2,509	2,427	2,697	2,597

○総所要自己資本額

(単位：百万円)

	単 体		連 結	
	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末
資産(オン・バランス)項目	47,219	50,257	47,477	50,521
オフ・バランス項目	2,361	1,493	2,361	1,493
CVAリスク相当額	68	20	68	20
中央清算機関関連エクスポージャー	5	2	5	2
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	2,509	2,427	2,697	2,597
総所要自己資本額	52,163	54,201	52,609	54,635

(注) CVAリスク相当額は簡便的リスク測定手法により、また中央清算機関関連エクスポージャーは簡便的手法により算出しています。

■信用リスクに関する事項

○信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び3か月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単体)

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			うち貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフバランス取引		うち有価証券		うちデリバティブ取引			
	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末
国内計	3,632,068	3,491,044	1,981,187	1,983,419	1,176,093	1,080,148	1,454	1,240	1,586	3,229
国外計	97,919	113,907	3,951	3,701	92,797	109,287	-	-	-	-
地域別合計	3,729,988	3,604,952	1,985,139	1,987,120	1,268,891	1,189,435	1,454	1,240	1,586	3,229
製造業	245,520	247,824	192,800	195,070	52,052	50,022	2	-	662	2,728
農業・林業	8,270	8,655	8,265	8,590	-	50	-	-	1	8
漁業	1,941	1,733	1,879	1,684	-	-	-	-	61	48
鉱業・採石業・砂利採取業	2,636	2,678	2,636	2,678	-	-	-	-	-	-
建設業	69,492	76,922	64,730	69,164	4,706	7,748	-	-	46	-
電気・ガス・熱供給・水道業	112,637	117,311	95,048	99,513	17,588	17,798	-	-	-	-
情報通信業	23,483	23,445	15,816	14,977	7,666	8,466	-	-	-	-
運輸業・郵便業	137,448	113,474	38,121	32,941	99,307	80,510	-	-	18	20
卸売業・小売業	177,657	164,822	170,314	154,043	7,241	10,633	-	-	90	135
金融業・保険業	924,151	917,957	305,303	289,965	230,640	256,274	1,452	1,240	-	-
不動産業・物品賃貸業	187,134	195,588	183,937	191,809	3,155	3,738	-	-	29	22
各種サービス業	144,900	157,134	134,159	147,005	10,211	9,914	-	-	430	117
国・地方公共団体	1,246,721	1,119,845	389,891	376,773	822,605	743,068	-	-	-	-
個人	380,649	401,756	378,987	400,071	-	-	-	-	245	146
その他	67,339	55,801	3,248	2,830	13,715	1,209	-	-	-	-
業種別計	3,729,988	3,604,952	1,985,139	1,987,120	1,268,891	1,189,435	1,454	1,240	1,586	3,229
1年以下	670,763	623,029	481,738	437,456	185,698	182,093	470	309	4	3
1年超3年以下	699,687	573,390	388,243	344,110	310,880	229,265	-	-	562	15
3年超5年以下	427,850	436,674	303,858	329,362	123,926	107,277	8	1	57	32
5年超7年以下	156,656	177,836	128,954	144,210	27,638	33,607	-	-	64	18
7年超10年以下	195,117	240,170	141,046	152,190	54,030	87,660	30	107	10	212
10年超	913,419	952,886	534,245	572,619	377,667	379,105	945	822	561	339
期間の定めのないもの	666,492	600,963	7,053	7,171	189,049	170,423	-	-	325	2,606
残存期間別合計	3,729,988	3,604,952	1,985,139	1,987,120	1,268,891	1,189,435	1,454	1,240	1,586	3,229

(注) 当行は海外拠点を有していません。地域別の国外には、非居住者貸付、ユーロ円債および外国他店預け等を計上しています。

(連結)

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								3カ月以上延滞 エクスポージャー	
			うち貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフバランス取引		うち有価証券		うちデリバティブ取引			
	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末
国内計	3,639,136	3,497,761	1,976,953	1,978,313	1,172,862	1,076,614	1,454	1,240	2,487	4,039
国外計	97,952	113,940	3,951	3,701	92,830	109,320	-	-	-	-
地域別合計	3,737,089	3,611,702	1,980,904	1,982,014	1,265,692	1,185,934	1,454	1,240	2,487	4,039
製造業	246,908	249,447	192,800	195,070	52,052	50,022	2	-	662	2,776
農業・林業	8,485	8,933	8,265	8,590	-	50	-	-	1	8
漁業	1,941	1,751	1,879	1,684	-	-	-	-	61	48
鉱業・採石業・砂利採取業	2,931	2,953	2,636	2,678	-	-	-	-	-	-
建設業	70,318	78,072	64,730	69,164	4,706	7,748	-	-	46	-
電気・ガス・熱供給・水道業	112,702	117,370	95,048	99,513	17,588	17,798	-	-	-	-
情報通信業	23,683	23,633	15,816	14,977	7,666	8,466	-	-	-	-
運輸業・郵便業	137,987	114,330	38,121	32,941	99,307	80,510	-	-	18	20
卸売業・小売業	180,020	167,083	170,314	154,043	7,241	10,633	-	-	173	135
金融業・保険業	922,878	916,364	305,303	289,965	229,256	254,588	1,452	1,240	-	-
不動産業・物品賃貸業	182,277	189,949	179,602	186,624	1,345	1,928	-	-	29	22
各種サービス業	148,245	160,371	134,159	147,005	10,207	9,909	-	-	450	117
国・地方公共団体	1,246,802	1,119,930	389,891	376,773	822,605	743,068	-	-	-	-
個人	381,499	402,569	379,087	400,150	-	-	-	-	930	800
その他	70,405	58,940	3,248	2,830	13,715	1,209	-	-	114	108
業種別計	3,737,089	3,611,702	1,980,904	1,982,014	1,265,692	1,185,934	1,454	1,240	2,487	4,039
1年以下	670,739	623,699	478,705	435,128	185,698	182,093	470	309	4	3
1年超3年以下	702,481	576,444	388,009	344,014	311,485	229,568	-	-	562	15
3年超5年以下	432,165	439,428	302,867	326,664	123,926	107,277	8	1	100	49
5年超7年以下	158,067	179,472	128,954	144,210	27,638	33,607	-	-	64	18
7年超10年以下	195,541	240,793	141,069	152,205	54,030	87,660	30	107	14	222
10年超	913,623	952,950	534,245	572,619	377,667	379,105	945	822	561	339
期間の定めのないもの	664,469	598,913	7,053	7,171	185,245	166,620	-	-	1,178	3,390
残存期間別合計	3,737,089	3,611,702	1,980,904	1,982,014	1,265,692	1,185,934	1,454	1,240	2,487	4,039

(注) 当行は海外拠点を有していません。地域別の国外には、非居住者貸付、ユーロ円債および外国他店預け等を計上しています。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

(単体)

(単位：百万円)

	2018年3月期				2019年3月期			
	期首残高	期中 増加額	期中 減少額	期末残高	期首残高	期中 増加額	期中 減少額	期末残高
一般貸倒引当金	2,471	2,420	2,471	2,420	2,420	2,956	2,420	2,956
個別貸倒引当金	3,245	3,410	3,245	3,410	3,410	6,276	3,410	6,276
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-	-	-

(連結)

(単位：百万円)

	2018年3月期				2019年3月期			
	期首残高	期中 増加額	期中 減少額	期末残高	期首残高	期中 増加額	期中 減少額	期末残高
一般貸倒引当金	3,030	3,047	3,030	3,047	3,047	3,690	3,047	3,690
個別貸倒引当金	5,877	6,214	5,877	6,214	6,214	9,219	6,214	9,219
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-	-	-

○一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳

当行では、単体、連結ともに、一般貸倒引当金について、地域別、業種別の区分ごとの算定は行っておりません。

○個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単体)

(単位：百万円)

	2018年3月期				2019年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	3,245	3,410	3,245	3,410	3,410	6,276	3,410	6,276
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	3,245	3,410	3,245	3,410	3,410	6,276	3,410	6,276
製造業	993	1,178	993	1,178	1,178	2,901	1,178	2,901
農業・林業	10	9	10	9	9	9	9	9
漁業	18	60	18	60	60	60	60	60
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	1	-	1
建設業	47	87	47	87	87	43	87	43
電気・ガス・熱供給・水道業	5	3	5	3	3	3	3	3
情報通信業	22	23	22	23	23	50	23	50
運輸業・郵便業	77	78	77	78	78	71	78	71
卸売業・小売業	340	393	340	393	393	461	393	461
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業・物品賃貸業	549	404	549	404	404	423	404	423
各種サービス業	1,150	1,147	1,150	1,147	1,147	2,234	1,147	2,234
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	29	21	29	21	21	16	21	16
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	3,245	3,410	3,245	3,410	3,410	6,276	3,410	6,276

(連結)

(単位：百万円)

	2018年3月期				2019年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	5,877	6,214	5,877	6,214	6,214	9,219	6,214	9,219
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	5,877	6,214	5,877	6,214	6,214	9,219	6,214	9,219
製造業	1,002	1,192	1,002	1,192	1,192	2,952	1,192	2,952
農業・林業	10	9	10	9	9	9	9	9
漁業	18	60	18	60	60	60	60	60
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	1	-	1
建設業	47	88	47	88	88	43	88	43
電気・ガス・熱供給・水道業	5	3	5	3	3	3	3	3
情報通信業	22	32	22	32	32	92	32	92
運輸業・郵便業	77	78	77	78	78	71	78	71
卸売業・小売業	343	520	343	520	520	464	520	464
金融業・保険業	2	2	2	2	2	2	2	2
不動産業・物品賃貸業	549	404	549	404	404	423	404	423
各種サービス業	1,157	1,154	1,157	1,154	1,154	2,319	1,154	2,319
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	2,638	2,667	2,638	2,667	2,667	2,775	2,667	2,775
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	5,877	6,214	5,877	6,214	6,214	9,219	6,214	9,219

○貸出金償却額の業種別内訳

(単位：百万円)

	単体		連結	
	2018年3月期	2019年3月期	2018年3月期	2019年3月期
製造業	-	-	-	-
農業・林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業・郵便業	-	-	-	-
卸売業・小売業	-	-	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-
不動産業・物品賃貸業	-	-	-	-
各種サービス業	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-
個人	0	0	7	19
その他	-	-	-	-
業種別計	0	0	7	19

○リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額(単体)				エクスポージャーの額(連結)			
	2018年3月末		2019年3月末		2018年3月末		2019年3月末	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	18,455	1,622,921	19,491	1,492,329	18,455	1,623,008	19,491	1,492,415
10%	159,090	132,453	162,893	117,924	159,090	133,058	162,893	118,227
20%	240,460	125,304	199,579	166,571	240,461	125,344	199,579	166,608
35%	-	83,635	1,185	82,448	-	83,635	1,185	82,448
50%	250,322	21,806	243,923	36,480	250,322	21,809	243,923	36,481
75%	3,087	371,477	3,000	381,293	3,087	371,477	3,000	381,293
100%	94,228	472,325	81,074	494,920	94,234	477,068	81,080	499,624
150%	1,000	37,295	2,000	46,553	1,000	37,471	2,000	46,686
250%	-	25,163	-	23,743	-	25,163	-	23,743
1,250%	-	-	-	1,984	-	-	-	1,984
合計	766,645	2,892,383	713,148	2,844,249	766,652	2,898,037	713,154	2,849,513

(注) 格付は適格格付機関が付与しているものに限っています。

■信用リスク削減手法に関する事項(単体・連結)

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
現金及び自行預金	25,905	56,812
適格債券	1,387	1,346
適格株式	490	573
適格金融資産担保合計	27,783	58,732
適格保証	16,348	29,545
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	16,348	29,545

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(単体・連結)

○与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式にて算出しています。

○グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
グロス再構築コスト	217	54

○担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	2018年3月末	2019年3月末
派生商品取引	7,312	1,448
外国為替関連取引	4,635	309
金利関連取引	1,512	930
株式関連取引	705	-
その他のコモディティ関連取引	253	208
クレジット・デリバティブ	206	-

(注) 1. 担保による信用リスク削減手法を適用した取引はありません。
2. 原契約期間が9営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いています。

○与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	2018年3月末	2019年3月末
クレジット・デリバティブ	2,920	-

○信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項(単体・連結)

○銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターとしての証券化取引はありません。

○銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(ア)保有する証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)の額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

			2018年3月末		2019年3月末	
A	B	S	-		-	
C	D	S	-		-	
ア	バートローン債権		413		289	
事	業	債権	-		-	
商	業用不動産	債権	-		-	
事	業者向け貸出		47,571		49,634	
住	宅ローン債権		2,681		3,998	
消	費者ローン債権		-		-	
リ	ー	ス債権	-		-	
複数の資産を裏付とする資産(ファンド)			-		-	
合	計		50,666		53,921	

(イ)保有する再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(ア)保有する証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)の適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2018年3月末		2019年3月末	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%以下	2,953	23	4,654	35
20%超50%以下	-	-	4,991	69
50%超100%以下	46,712	1,682	44,274	1,572
100%超1,250%以下	1,000	40	-	-
合計	50,666	1,746	53,921	1,677

(注) 所要自己資本の額は国内基準の4%にて算出しています。

(イ)保有する再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。

(3)自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号(旧自己資本比率告示第247条第1項)の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4)保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
信用リスク削減手法を適用した再証券化エクスポージャーはありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	単 体				連 結			
	2018年3月末		2019年3月末		2018年3月末		2019年3月末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの(連結)貸借対照表計上額	55,755	/	48,102	/	55,755	/	48,102	/
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの(連結)貸借対照表計上額	7,254	/	7,972	/	3,886	/	4,752	/
合計	63,009	63,009	56,075	56,075	59,641	59,641	52,854	52,854

(注) 投資信託および匿名組合出資を通じた保有分は含まれていません。

○子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(単体)		貸借対照表計上額(連結)	
	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末
子会社・子法人等	3,850	3,850	-	-
関連法人等	20	20	20	20
合計	3,870	3,870	20	20

○出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	単 体		連 結	
	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末
売却損益額	2,260	4,099	2,261	4,099
償却額	0	29	0	29

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	単 体		連 結	
	2018年3月期	2019年3月期	2018年3月期	2019年3月期
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	28,393	22,004	28,768	22,526

(注) 投資信託及び匿名組合出資を通じた出資等エクスポージャーに係る評価損益は含まれていません。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(単体・連結)

(単位：百万円)

保有目的	2018年3月末			2019年3月末		
	償却原価	時 価	評価損益	償却原価	時 価	評価損益
その他有価証券	2,988	2,488	△ 500	2,945	1,905	△ 1,040
子会社株式又は関連会社株式	-	-	-	-	-	-
満期保有	-	-	-	-	-	-

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額(単体・連結)

(単位：百万円)

計算方式	2019年3月末
ルック・スルー方式	141,486
マンドート方式	-
蓋然性方式	-
フォールバック方式	1,984
合 計	143,471

■金利リスクに関する事項

○金利リスクに関して当行が内部管理上使用した金利ショックに対する現在価値の増減額(2018年3月末)

- 金利ショックに対する現在価値の増減額
 - ・コア預金なし
 - 100BPV △ 70,831百万円
 - ・コア預金あり、GPS方式による現在価値の増減額
 - 99パーセンタイル値 △ 10,763百万円

- VaR
 - ・コア預金あり 15,896百万円
 - (信頼区間：99%、保有期間：6カ月、観測期間：1年)

※2017年9月末より、コア預金内部モデルでの計測結果を使用してVaRを算出しています。

連結子会社については、グループに占める資産規模の割合が小さく、金利リスクを算出していないことから、連結ベースの実績は単体ベースと同額です。

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク

項 番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ E V E				Δ N I I			
		2019年3月末		2018年3月末		2019年3月末		2018年3月末	
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	9,066							
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0							
3	ス テ ィ ー プ 化								
4	フ ラ ッ ト 化								
5	短 期 金 利 上 昇								
6	短 期 金 利 低 下								
7	最 大 値	9,066							
		ホ				へ			
		2019年3月末				2018年3月末			
8	自 己 資 本 の 額	160,940							

[報酬等に関する開示事項]

開示対象となる主要な連結子法人等に該当する子会社及び関連会社はないことから、単体開示・連結開示ともに同一となります。

1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりです。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いています。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はいません。

ア)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当ありません。

イ)「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額な報酬等を受ける者」の判断を行っています。

ウ)「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループの業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者です。

(2)対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しています。株主総会で決議された取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の個人別の配分については、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定されています。また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の配分については、監査等委員である取締役の協議に一任されています。

(3)報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数(2018年4月~2019年3月)
指名・報酬諮問委員会(岩手銀行)	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行にかかる対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

○報酬等に関する方針について

当行は対象役員の報酬等に関する方針として、中長期的な企業価値の向上を通じて、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」という当行の経営方針に基づいて、役員報酬制度を設計しています。具体的には、役員の報酬等の構成を、

・確定金額報酬 ・役員賞与 ・株式報酬型ストックオプション

としています。

確定金額報酬は、定時株主総会終了後の取締役会及び監査等委員会において、支給対象者の職務、経験等に徴し、報酬月額を決定しています。役員賞与は、別途定める内規に基づき、事業年度の業績及び当該役員の業績貢献度等を勘案のうえ金額を決定しています。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役及び社外取締役を対象外としたうえで、より長期的な企業価値の創出を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しています。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっています。

また、対象従業員等の報酬等の決定にあたっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっています。

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自 2018年4月1日 至2019年3月31日)

区分	人員	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の 総額	株式報酬型 ストック オプション	賞与	退職慰労金
対象役員 (除く社外役員)	10	277	204	45	27	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 支給人員には、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会をもって辞任した取締役2名を含んでおります。

2. 上記には、当年度に繰り入れた役員賞与引当金及び株式報酬型新株予約権を含めております。

3. 上記には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬(使用人分給及び使用人分賞与)を含めております。

4. 株式報酬型ストックオプションの権利行使期間は以下のとおりです。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退職時まで繰り延べることとしております。

	行使期間
株式会社岩手銀行第1回新株予約権	2013年7月25日から2043年7月24日まで
株式会社岩手銀行第2回新株予約権	2014年7月25日から2044年7月24日まで
株式会社岩手銀行第3回新株予約権	2015年7月24日から2045年7月23日まで
株式会社岩手銀行第4回新株予約権	2016年7月26日から2046年7月25日まで
株式会社岩手銀行第5回新株予約権	2017年7月27日から2047年7月26日まで
株式会社岩手銀行第6回新株予約権	2018年7月26日から2048年7月25日まで

5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。

索引

※印は、銀行法施行規則に基づく開示項目です。

経営の概況・組織

経営方針	1
※法令遵守の体制	5~7
※リスク管理態勢	8~10
※中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	14~22
※指定紛争解決機関の名称 沿革	6 25
※経営の組織	27
※当行及び子会社等の概況	28
※子会社等の概要	28
資本金の推移	47
株式の総数	47
※大株主	47
株式所有者別状況	47
株価の状況	47
配当政策	3
※役員一覧	26
従業員の状況	27
※店舗一覧	29~30
※主要な業務内容	26
地域のESG課題への取組み	23~24

財務・業績の概況

※主要な経営指標等の推移(単体)	31
※主要な経営指標等の推移(連結)	31
利益総括表(単体)	48
※報酬等に関する開示事項	76
単体情報	
※営業概況	3
※貸借対照表	42
※損益計算書	43
※株主資本等変動計算書	44
※監査証明に関する事項	45
※会計監査人の氏名又は名称	45
※業務粗利益	48
※資金運用収支	48
※役務取引等収支	48
※その他の業務収支	48
※資金運用勘定・調達勘定の平均残高	48
※総資金利鞘	49
資金運用利回	49
資金調達原価	49
※受取利息・支払利息の分析	48
役務取引の状況	49
その他業務利益の内訳	49
営業経費	49
業務純益	49
※利益率	49
※単体自己資本比率	62

預金業務

※預金科目別残高	53
預金者別残高	53
行員1人当たり預金残高	53
1店舗当たり預金残高	53
財形預金残高	53
※定期預金の残存期間別残高	54

貸出業務

※貸出金科目別残高	50
※貸出金残存期間別残高	50
※貸出金担保別内訳	51
※支払承諾担保別内訳	51
※貸出金使途別内訳	51
※貸出金業種別内訳	51
※中小企業等向け貸出金	51
消費者ローン・住宅ローンの残高	51
行員1人当たり貸出金残高	50
1店舗当たり貸出金残高	50
※特定海外債権残高	52
※預貸率	49
※貸倒引当金の内訳	51
※貸出金償却額	52
※リスク管理債権	52
業種別リスク管理債権(単体)	52
金融再生法に基づく開示債権	52

証券業務

※商品有価証券平均残高	56
商品有価証券売買高	56
※有価証券残存期間別残高	55
※有価証券種類別残高	55
※預証率	49
公共債引受額	55
公共債窓口販売高	56
※有価証券の情報	56~58
※金銭の信託の情報	58

内国為替業務

内国為替取扱高	61
---------	----

外国為替業務

外国為替取扱高	61
外貨建資産残高	61

その他

※デリバティブ取引情報	59~60
オフバランス取引情報	61

連結情報

※営業概況	2~3
※連結貸借対照表	32
※連結損益計算書	32
連結包括利益計算書	32
※連結株主資本等変動計算書	33
連結キャッシュ・フロー計算書	33
※監査証明に関する事項	34
※連結リスク管理債権	52
※連結自己資本比率	63
※連結セグメント情報	40

バーゼルⅢ 第3の柱に関する告示に基づく開示項目

1. 自己資本の構成に関する事項

(1)自己資本の構成に関する事項	62~63
------------------	-------

2. 定性的な開示事項

(1)自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要	64
(2)連結の範囲に関する事項	64
(3)自己資本の充実度に関する評価方法の概要	64
(4)信用リスクに関する事項	64
(5)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	65
(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要	65
(7)証券化エクスポージャーに関する事項	65
(8)オペレーショナル・リスクに関する事項	66
(9)出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	66
(10)金利リスクに関する事項	66

3. 定量的な開示事項

(1)その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額	67
(2)自己資本の充実度に関する事項	67~69
(3)信用リスクに関する事項	70~73
(4)信用リスク削減手法に関する事項	73
(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
(6)証券化エクスポージャーに関する事項	73~74
(7)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	74~75
(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	75
(9)金利リスクに関する事項	75



The Bank of Iwate, Ltd.

